

平成23年度
包括外部監査結果報告書

山口県包括外部監査人
天 羽 満 則

目次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4 監査対象	2
（1）監査対象機関の選定基準	2
（2）監査対象機関	4
5 外部監査の実施者	5
6 外部監査の方法	5
（1）監査の要点	5
（2）実施した主な監査手続	6
7 外部監査の実施期間	7
8 利害関係	7
第2 公共工事等に係る契約（工事請負契約及び委託契約）の概要	8
1 工事請負契約制度等の概要	8
（1）契約の締結権限	8
（2）建設工事に係る契約事務の基本的な流れ	9
（3）契約方式	10
（4）予定価格等	12
2 建設工事入札制度に関する県の取組について	13
（1）入札制度の現状	13
（2）入札制度の透明性、客観性の確保	15
（3）入札参加資格の要件	15
（4）電子入札	15
3 総合評価落札方式	16
（1）概要	16
（2）技術評価点について	17
（3）落札者の決定方法	19
（4）総合評価審査委員会	19
（5）入札結果の公表	20
4 山口県入札監視委員会	20
（1）設置根拠	20

(2) 設 置	20
(3) 委 員	20
(4) 内 容	20
(5) その他	20
5 契約の履行の確保について	20
(1) 契約保証金	20
6 公共事業コストの縮減への取組について	21
第3 外部監査の結果	22
1 指摘事項及び意見の総括	22
2 指摘事項及び意見の概要	22
(1) 工期についての指摘	22
(2) 設計金額・積算単価についての意見	25
(3) 設計変更・契約変更（工期の変更を除く） についての意見	29
(4) 入札の透明性についての意見	33
(5) 随意契約についての意見	37
(6) プロポーザル方式についての意見	39
(7) 履行の確保についての意見	40
(8) その他	47
第4 指摘事項及び意見の総論と個別監査結果のマトリックス表	50
第5 個別監査結果	64
1 農林水産部 漁港漁場整備課	64
2 岩国農林事務所	67
3 柳井農林事務所	78
4 山口農林事務所	81
5 下関農林事務所	86
6 萩水産事務所	89
7 土木建築部 建築指導課	90
8 土木建築部 住宅課	99
9 岩国土木建築事務所	101
10 柳井土木建築事務所	105
11 周南土木建築事務所	109
12 防府土木建築事務所	113

1 3	宇部土木建築事務所	1 3 8
1 4	下関土木建築事務所	1 5 0
1 5	萩土木建築事務所	1 5 9
1 6	岩国港湾管理事務所	1 6 4
1 7	周南港湾管理事務所	1 6 6
1 8	宇部港湾管理事務所	1 6 9
1 9	宇部小野田湾岸道路建設事務所	1 7 1
2 0	企業局 周南工業用水道事務所	1 7 6
2 1	企業局 厚東川工業用水道事務所	1 8 2
2 2	県警本部警務部 会計課	1 8 4
2 3	県警本部生活安全部 地域課	1 8 6

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

公共工事等に係る契約（委託契約及び工事請負契約）の事務の執行について

（2）監査対象期間

原則として平成22年度とし、必要と認めた場合、平成23年度及び平成21年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

山口県の財政状況は依然として厳しい状況が続いており、現在、「新・県政集中改革プラン」に沿って、これまでの行財政改革に加えてさらなる収支改善を行うため、徹底した改革に取り組んでいる。

こうしたなか、各部局における公共工事の入札・契約制度の見直しやコストの削減は、従前にもましてその重要性が高まっている。

平成23年度の当初予算における山口県の公共工事のうち、公共事業関係費は11.6%、災害復旧事業費は0.9%、県営建築事業費等は2.1%であり、県の一般会計に係る予算の14.6%を占める重要な支出となっている。これからの高齢化の進展に伴う社会保障関係費など義務的経費の増加が予想される山口県の厳しい財政を取り巻く環境の中で、これらの財源を有効活用し、効率的に執行する必要がある。

地方公共団体における事務については、地方公共団体職員が直接実施する事務と、請負や委託等の契約を結ぶことにより執行されているものがある。

後者の契約事務は、支出の原因となるものであり、近年の地方公共団体の財政危機の中で、より経済的な調達・契約が求められている。また一方で、業者間の談合等の違法な取引が従来から問題となっている。

現在、県においては、これらの公共工事の入札・契約制度の見直し並びにコストの削減については、山口県公共工事改革推進委員会が関係部局を統括した形で組織され、これら関係部局の効率的な公共工事の執行に取り組んでいる。

このような状況下において、県の公共工事等に係る契約が有効かつ効率

的に行われ、また、不正防止の観点から適正に手続が行われているかについて検討することは、包括外部監査の観点から有用なものと考え本年度テーマとして選定した。

(単位:千円, %)

区 分	平成 23 年度		平成 22 年度	
	当初予算	構成比	当初予算	構成比
給 与 関 係 経 費	186,019	24.9	189,467	26.6
公 債 費	107,104	14.3	104,392	14.7
扶 助 費	39,233	5.3	37,909	5.3
公 共 事 業 関 係 費	86,352	11.6	90,793	12.8
災 害 復 旧 事 業 費	6,594	0.9	6,265	0.9
県 営 建 築 事 業 費 等	15,371	2.1	7,573	1.1
一 般 行 政 経 費	49,111	6.6	52,063	7.3
政 策 的 経 費	211,234	28.3	179,639	25.3
そ の 他 の 経 費	45,385	6.1	43,050	6.1
合 計	746,403	100.0	711,151	100.0

4 監査対象

(1) 監査対象機関の選定基準

公共工事等に係る契約に関することを所管している土木建築部技術管理課、農林水産部農林水産政策課、企業局電気工水課、警察本部警務部会計課及び総務部防災危機管理課にヒアリングをし、資料提供を求めるとともに、具体的事例として監査する契約についてはその契約を所管する担当課から資料提供を求めるとして、監査対象機関及び契約件名の選定を行った。

具体的には、平成22年度及び平成21年度の公共工事等に係る「工事請負契約」の契約金額が一定額（補助工事 70～100百万円 単独工事 10～30百万円）以上のもの並びに「業務委託契約」の契約金額が一定額（1～10百万円）以上のものの資料提出を求めた。

これらの契約のうち、

- ① 契約金額の変更のあったもの
- ② 工期が変更され平成21年度から平成22年度に繰り越しになったもの
- ③ 1者入札となったもの
- ④ 高落札率あるいは低落札率のもの
- ⑤ 複数の工区に分割されているもの

⑥ 総合評価方式により入札順位が逆転となったもの
 の特定を行い、監査対象機関及び個別契約件名の選定を行った。

	年度	契約種別	基準額		件数
土木建築部	H22	工事請負	補助	1億円以上	31
			単独	3千万円以上	105
		業務委託		1千万円以上	203
	H21	工事請負	補助	1億円以上	67
			単独	3千万円以上	146
	農林水産部	H22	工事請負	補助	7千万円以上
単独				1千万円以上	6
業務委託				3百万円以上	114
H21		工事請負	補助	7千万円以上	38
			単独	1千万円以上	7
企業局		H22	工事請負	補助	1億円以上
	単独			3千万円以上	8
	業務委託			1百万円以上	28
	H21	工事請負	補助	1億円以上	
			単独	3千万円以上	16
	総務部 (防災危機管理課)	H22	工事請負	補助	1億円以上
単独				3千万円以上	
業務委託				1百万円以上	
H21		工事請負	補助	1億円以上	1
			単独	3千万円以上	
警察		H22	工事請負	補助	1億円以上
	単独			3千万円以上	5
	業務委託			1百万円以上	4
	H21	工事請負	補助	1億円以上	
			単独	3千万円以上	2

(2) 監査対象機関

ア 本庁

監査対象機関	本報告に記載した略称
山口県農林水産部 農林水産政策課	農林水産政策課
山口県農林水産部 農村整備課	農村整備課
山口県農林水産部 漁港漁場整備課	漁港漁場整備課
山口県土木建築部 技術管理課	技術管理課
山口県土木建築部 建築指導課	建築指導課
山口県土木建築部 住宅課	住宅課
山口県企業局 電気工水課	電気工水課
山口県警察本部 警務部会計課	県警会計課
山口県警察本部 生活安全部地域課	県警地域課

イ 出先機関

監査対象機関	本報告に記載した略称
山口県岩国農林事務所	岩国農林事務所
山口県柳井農林事務所	柳井農林事務所
山口県山口農林事務所	山口農林事務所
山口県下関農林事務所	下関農林事務所
山口県萩水産事務所	萩水産事務所
山口県岩国土木建築事務所	岩国土木建築事務所
山口県柳井土木建築事務所	柳井土木建築事務所

山口県周南土木建築事務所	周南土木建築事務所
山口県防府土木建築事務所	防府土木建築事務所
山口県宇部土木建築事務所	宇部土木建築事務所
山口県下関土木建築事務所	下関土木建築事務所
山口県萩土木建築事務所	萩土木建築事務所
山口県岩国港湾管理事務所	岩国港湾管理事務所
山口県周南港湾管理事務所	周南港湾管理事務所
山口県宇部港湾管理事務所	宇部港湾管理事務所
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所	宇部小野田湾岸道路建設事務所
山口県周南工業用水道事務所	周南工業用水道事務所
山口県厚東川工業用水道事務所	厚東川工業用水道事務所

5 外部監査の実施者

外部監査人	天羽 満則	(公認会計士)
補助者	水谷 芳昭	(同)
	田中 博之	(同)
	古林 照己	(同)
	森永 晃仁	(同)
	品川 充洋	(同)
	寺田 寛	(行政経験者)

6 外部監査の方法

(1) 監査の要点

公共工事等に係る契約事務の執行について、次の視点から監査を実施した。

ア 契約事務の合规性に関する検討

(ア) 契約手続（入札契約手続を含む。）が法令、条例及び規則等に基づいて適正になされているか。

(イ) 契約相手先の選定は適用要件に照らして公正に行われているか。

(ウ) 契約業務の履行確認・検査・検収は適正になされているか。

(エ) 予算執行手続が山口県会計規則に準拠して行われ、科目並びに事業

間の流用はないか。

イ 契約事務の経済性・効率性・有効性に関する検討

- (ア) 契約金額（予定価格含む。）の積算は十分な根拠・資料に基づいて行われているか。
- (イ) 契約相手先の選定は十分に競争性が確保され、公共工事コスト等の低減が図られているか。
- (ウ) 単独随意契約について、随意契約とする理由は合理的か。
- (エ) 契約業務の実績・成果は設計書や仕様書の内容に沿ったものであり、各事業効果を達成していることを検証されているか。
- (オ) 工事事務手続の簡素化等が図られ、効率性が確保されているか。
また、契約手続の内部統制は十分に機能しているか。

(2) 実施した主な監査手続

金額基準で選定された858件のうちから、主として4（1）監査対象機関の選定基準①から⑥までのものを中心に、下記の資料提出を求めた。

- ① 設計金額算定資料及び予定価格調書・予定価格決定調書
- ② 変更設計書、変更理由書及び工期延長申請書
- ③ 工事請負契約書若しくは業務委託契約書（変更契約がある場合は当初のものから最終のものまでの全て）
- ④ 工事台帳、工事打合せ簿
- ⑤ 工事検査調書及びその他の履行確認書類（工事技術検査復命書、完了届等）
- ⑥ 随意契約を必要とする理由の具体的根拠、業者選定資料
- ⑦ 競争入札審査会提出資料、入札公告等
- ⑧ 入札参加者指名調書
- ⑨ 入札結果登録
- ⑩ 保証証書（契約保証、前払金保証）
- ⑪ その他

その上で監査要点を踏まえ、担当部署に質問、関係書類・帳票類等の閲覧、現場視察等を実施し、個別案件に関する契約事務の状況と問題点の把握を行い、その結果をまとめた。

7 外部監査の実施期間

平成23年8月17日から平成24年1月30日まで

8 利害関係

私は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 公共工事等に係る契約(工事請負契約及び委託契約)の概要

1 工事請負契約制度等の概要

(1) 契約の締結権限

契約の締結については、知事若しくは庁長または契約の締結について委任を受けた者が行うこととされている。(山口県会計規則第128条)

山口県事務委任規則においては、令達予算の範囲内で契約その他の支出負担行為をすることが庁長に委任されている。(山口県事務委任規則第9条)

ア 工事

工事の執行は、一件の設計金額(消費税込み)に応じて下表のとおりである。

区 分	本 庁	出 先
起工(設計書)	2億円以上	2億円未満
指名の決定又は入札参加資格適合者の決定	2億円以上	2億円未満
予定価格の決定	2億円以上	2億円未満
入札の執行	な し	全 額
落札者の決定	な し	全 額
契約の締結	2億円以上	2億円未満
検査職員の任命	完成・出来形検査	2億円以上
	中間検査	2億円以上
		2億円未満

イ 業務委託

業務委託に係る契約等については、予算令達の範囲内で庁長に委任されているので出先で執行できるが、下記に該当する場合は、予め関係事業課及び技術管理課と協議することとなっている。

- (ア) 調査や解析に高度な技術的判断を必要とする地質・土質調査
- (イ) 設計及び構造計算等に高度な技術的判断を必要とするコンサルタント業務

- (ウ) 環境アセスメントに係る調査及び評価業務
- (エ) 一件の業務委託料が 50,000 千円を超えるもの

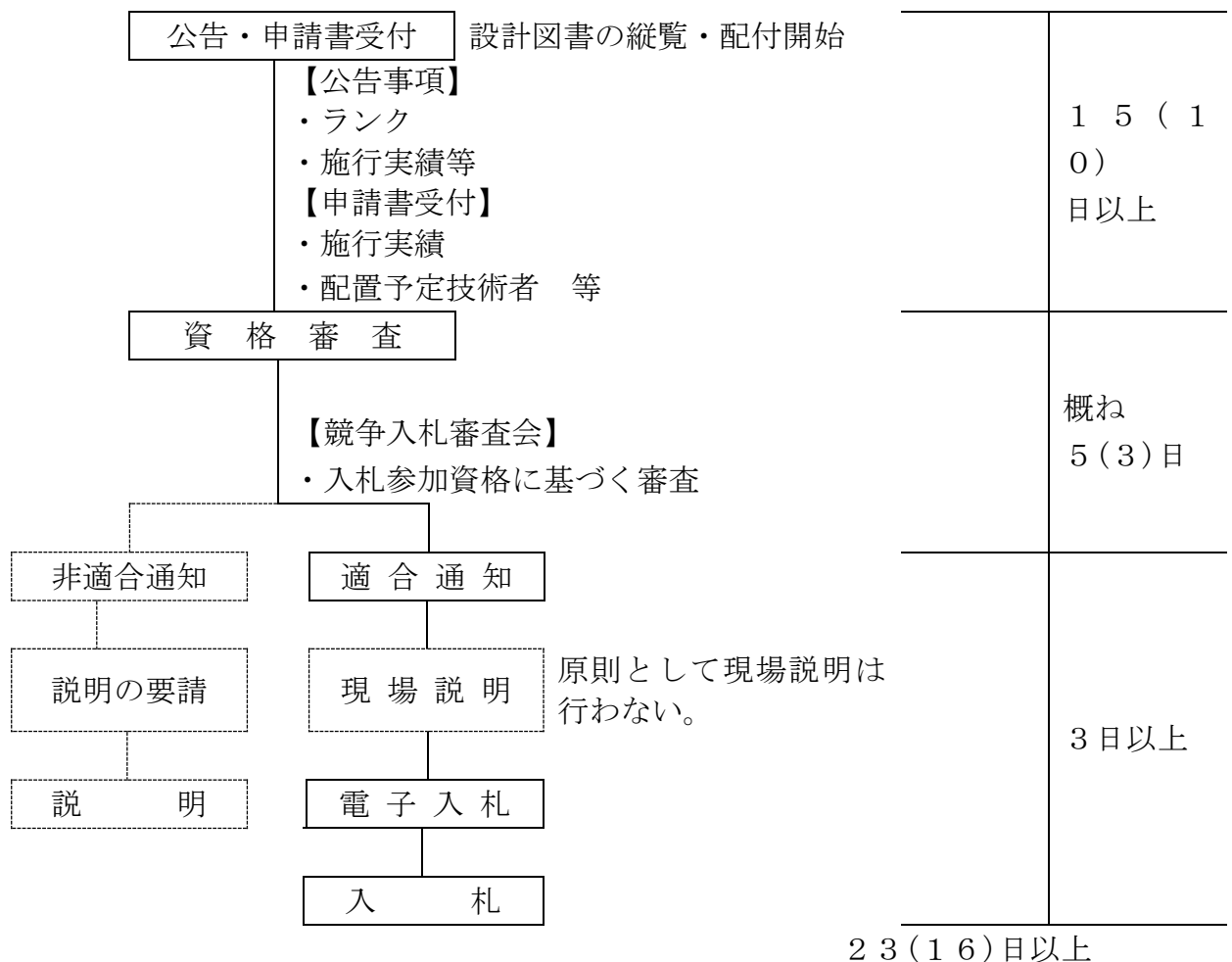
(2) 建設工事に係る契約事務の基本的な流れ

例：[条件付一般競争入札（事前審査方式）]

工事の工種、規模等に応じて、一定の条件（業者のランク、施工実績等）を付し、条件に適合する者はすべて入札に参加することができる方法である。

標準的フロー

標準処理日数



() は議会議決案件以外の場合

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 契約方式

地方公共団体の契約締結方式は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4方法に限定されている（地方自治法第234条）。さらに、その具体的な実施基準・手続等について、地方自治法施行令のほか会計規則、工事執行規則により定められている。

適正な契約を行うため、公平性の確保、経済性の確保、そして適正履行の確保の契約の3原則に則ることが不可欠である。

建設工事の請負契約及び建設工事に係る業務委託契約については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約により行われている。

ア 一般競争入札

契約に関して必要とする条件を一般に公告し、不特定多数の者を誘引して、入札による申込みをさせる方法により競争を行い、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方式をいう。関連規定が以下のとおり置かれている。

- (ア) 入札参加資格 地方自治法施行令第167条の4～第167条の5の2及び会計規則第146条～第147条
- (イ) 入札公告 地方自治法施行令第167条の6及び会計規則第148条～第149条
- (ウ) 入札及び開札 地方自治法施行令第167条の8、会計規則第157条～第159条及び工事執行規則第16条
- (エ) 落札者の決定 地方自治法施行令第167条の9

また、世界貿易機関（WTO）の「政府調達に関する協定」に基づき1,500万SDR（23億円）以上の建設工事は、一般競争入札によらなければならない。

イ 条件付一般競争入札

地方自治法施行令第167条の5の2に基づき、事業所の所在地、工事経験、技術的適性の有無等の入札参加資格に係る条件を定めて行う一般競争入札をいう。公共工事の入札に係る透明性、競争性、公平性をより確保するため、山口県では平成18年度から実施している。

当初は1億円以上を対象としていたが、平成19年7月から3千万円以上（舗装・法面・交通安全施設は1千万円以上）へ対象を拡大している。

JV発注案件については、「条件付一般競争入札（事前審査方式）事務処理要領」によることとし、単体発注案件については、「条件付一般競争

入札（事後審査方式）事務処理要領」によることとしている（平成 22 年 3 月 24 日付平 2 2 技術管理第 710 の 1 号）。後者は、入札参加資格の審査を入札後に行う方式であり、事務負担の軽減を図って導入されたものである。

ウ 指名競争入札

資力・信用その他について適当と認める特定多数の者を選んで指名し、入札の方法により競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方式をいう。関連規定は以下のとおりである。

- (ア) 全般 地方自治法施行令第 167 条
- (イ) 参加資格 地方自治法施行令第 167 条の 11 及び会計規則第 161 条
- (ウ) 指名 地方自治法施行令第 167 条の 12 及び会計規則第 162 条～163 条
- (エ) 入札通知 会計規則第 164 条
- (オ) 開札 地方自治法施行令第 167 条の 8、会計規則第 157 条～159 条及び工事執行規則第 16 条

エ 随意契約

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、複数の者から見積書を提出させることにより、あるいは特定の条件に該当する者のうちから、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する方法をいう。地方自治法施行令第 167 条の 2、会計規則第 165 条の 2～第 167 条に関連規定が置かれている。随意契約によることができる場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）は次のとおりである。

- (ア) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	2 5 0 万円
2 財産の買入れ	1 6 0 万円
3 物件の借入れ	8 0 万円
4 財産の売払い	5 0 万円
5 物件の貸付け	3 0 万円
6 前各号に掲げるもの以外	1 0 0 万円

- (イ) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (ウ) 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センターから地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- (エ) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約をするとき。
- (オ) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (カ) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (ク) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (ケ) 落札者が契約を締結しないとき。

(4) 予定価格等

ア 予定価格

競争入札の執行に当たっては、地方自治法第 234 条及び会計規則第 153 条～第 154 条により予定価格を定めることとされている。

競争入札に付す工事及び業務委託（工事関係）については、会計規則第 153 条第 2 項に基づき予定価格を事前公表している。

イ 最低価格の入札者以外を落札者とする場合

(ア) 低入札価格調査制度

公共工事の入札・契約においては、公正な契約関係と工事の適正な品質確保を図り、建設業の健全な発展を促進する観点から、いわゆるダンピング受注を適切に排除する必要がある。このため、地方自治法施行令第167条の10第1項に基づき、調査基準価格を下回った低価格入札については入札を打ち切り、調査後改めて落札者を決定する低入札価格調査制度を設けている。

(イ) 総合評価競争入札

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことにより、価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換が求められている。

山口県では、地方自治法施行令第167条の10の2又は第167条の13の規定に基づき、価格のほかに施工計画を含む技術提案や同種工事の経験や工事成績など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式である簡易型総合評価競争入札を平成18年度から実施している。

さらに、平成20年度からは、従来からの簡易型に、新たに特別簡易型及び標準型を加え、一般競争入札に付す全ての工事において、総合評価競争入札を実施している。

2 建設工事入札制度に関する県の取組について

(1) 入札制度の現状

入札・契約制度の改善については、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（公共工事入札・契約適正化法）」、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」等に基づく取組を行っており、「山口県公共工事改革推進委員会」での検討等を踏まえ、次のとおり実施している。

ア 条件付一般競争入札の拡大

平成18年度から予定価格1億円以上の工事に導入し、平成19年7月から3千万円以上の工事に拡大した。

なお、舗装工・法面工・交通安全施設工の3工種については、原則として1千万円以上の工事で実施している。

《現行》

(予定価格) 23 億円			3 千万円	1 千万円
一般競争入札	条件付一般競争入札	指名競争入札		

- 一般競争入札：23 億円以上 (WTO 案件)
- 条件付一般競争入札：3 千万円以上 (H19.7.1～)
- ※舗装工、法面工、交通安全施設工は1 千万円以上

イ 低入札価格調査制度の改正
(ア) 調査基準価格の引上げ

区分	平成20年4月～	平成20年7月～	平成21年7月～
①直接工事費	100%	95%	95%
②共通仮設費	100%	90%	90%
③現場管理費	30%	60%	80%
④一般管理費	—	30%	30%
上限～下限	予定価格の 2/3～8.5/10		予定価格の 7/10～9/10

なお、平成22年6月から建築工事における調査基準価格を引き上げた。

(イ) 判断基準額の引上げ

平成21年7月から調査基準価格の△3%から△2%に引き上げた。

(ウ) 予定価格事後公表の試行

予定価格の事前公表が適切な積算をしない不良・不適格業者の入札参加を促し、公正な入札が行われにくくなるため、低価格入札に繋がっているとの指摘もあった。

このため、平成20年度以降、予定価格の事後公表を試行していたが、事前公表との明確な相違は認められていない。

ただし、1億円以上の土木一式工事の落札率に約4ポイントの差が見られたことから、平成22年度は1億円以上の工事を対象に試行を実施しており、今年度も引き続き1億円以上の工事について、更に多くのデータ収集・分析を進めることとしている。

(エ) 総合評価競争入札の拡充

入札価格のみでなく、技術的能力等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札については、平成18年度から「簡易型」を導入した。平成20年度からは「特別簡易型」、「標準型」を加え、予定価格と各工事の技術的難易度を考慮し適用する型式を選定するよう内容の充実を図ったところであり、平成20年度以降は一般競争入札に付す全ての工事に総合評価競争入札を適用している。

なお、平成21年7月からは評価項目に「県内産資材の活用」、「県内企業の下請活用」を追加し、地産地消の推進に取り組むとともに、平成23年4月からは「企業の地域精通度・地域貢献度」の評価対象を拡大するなど、所要の改正を行っている。

(2) 入札制度の透明性、客観性の確保

ア 情報公開の推進

(ア) インターネットにより公表するもの

発注見通し、入札公告、工事名、工事場所、予定価格、入札参加者名、入札金額、落札者名、落札金額、指名停止状況、総合評価方式における評価基準・評価結果、入札参加資格者名簿、指名業者選定理由、契約内容

(イ) 閲覧に供するもの

(ア) に加え、指名基準、低入札価格調査における調査結果等

イ 公共工事の再評価・事後評価

公共工事の効率的な執行及びその実施過程の透明性の確保を図る観点から「山口県公共事業評価委員会」を設置し、県実施の全ての公共事業から一定の基準・要件により選定した事業について審議し、その意見を踏まえた上で対応等を決定している。

平成22年度は再評価22件、事後評価5件の審議がなされ、うち15件は現地視察も行った。平成23年度は再評価23件、事後評価5件の審議を予定している。

(3) 入札参加資格の要件

ア 入札参加資格の審査

一般競争入札の入札参加資格審査については会計規則第146条にて、指名競争入札の入札参加資格審査については会計規則第161条にて定められている。資格審査を行うため、工事執行規則第17条に

より競争入札審査会を置くことができることとなっている。

イ 指名停止

地方自治法施行令第167条の4第2項に基づき、一定の行為を行った者を3年間を限度として、競争入札に参加させないこととしている。

(4) 電子入札

入札の効率性・透明性の向上、公正な競争の促進及びコストの縮減を図るため、入札・開札・公表等の一連の事務手続に電子入札システムを導入し、平成17年11月、一部工事を対象に運用を開始した。

その後、対象となる設計金額を引き下げるほか、業務委託も対象とし、平成19年度の第2四半期からは農林水産部、企業局も参加するなど、段階的に拡大を図ってきた。

平成20年度は、競争入札案件全てを対象とし、平成21年4月に電子入札を完全実施し、原則、紙での入札参加を認めないこととした。

3 総合評価落札方式

(1) 概要

品確法の趣旨に基づき、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮した契約制度の導入を図っている。その概要及び目的は次のとおりである。

- 価格と技術力などを総合的に評価し、落札者を決定する制度である。
- 「技術力」と「地域精通度・地域貢献度」を評価項目とする。
- 不良不適格業者の排除や、建設業者の技術力向上を目指す。

山口県の取組は次のとおりである。

- 平成18年度から導入し、平成20年度から本格実施している。(平成22年度822件)
- 原則、一般競争入札を行う全ての工事に適用することとしている。
- 三種類の評価方法を設定している。
 - ・特別簡易型…工事実績や工事成績評定点などの資料で評価
 - ・簡易型…品質管理などのための簡易な施工計画の提案を評価
 - ・標準型…企業の有する優れた技術力を活用した技術提案を評価

(2) 技術評価点について

評価の視点及び評価項目は、下記に引用のとおり、土木建築部技術管理課「総合評価方式による競争入札について」(総合評価方式の仕組みと技術提案の留意点)の中において、企業の技術力と企業の地域精通度・地域貢献度の項目ごとに、型式(特別簡易型、簡易型、標準型)に分けて示されている。

ア 評価項目

総合評価方式の型式別の評価項目は原則として下記の項目を対象としている。

凡例 「◎」:固定項目 「○」:選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	特別簡易型	簡易型	標準型	備考		
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	工程管理	2	-	◎	-		
			品質管理						
			その他配慮すべき事項						
		工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	2	-	◎	-		
	② 高度な技術提案について	技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	12	-	-	◎	
				補償費の削減					
				その他					
			工事目的物の性能・強度等	性能・機能					
		社会的要請	環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)						
			交通の確保(現道作業等)						
			特別な安全対策(近接施工等)						
	工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	4	-	-	◎			
	③ 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無		2	◎	◎	◎		
山口県発注工事における工事成績評定点の平均点 対象期間は、原則2年。ただし2年間に無い場合6年		2又は4	◎	◎	◎	特別簡易型:2点 簡易型:4点 標準型:4点			
過去2年間の建設事故の有無		1	◎	◎	◎				
過去3年間の優良工事表彰の有無		1	-	◎	◎				
ISO9001の取得状況		1	-	◎	◎				
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		1	-	◎	◎				
労働安全衛生マネジメント等の認証状況		1	◎	◎	◎				
④ 配置予定技術者の能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		1	◎	◎	◎			
	過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		2	◎	◎	◎			
	公告日前1年間の継続学習(CPD)の取組状況		1	◎	◎	◎			
	技能士等の活用		1	◎	◎	◎			
	配置予定技術者からのヒアリング		5	-	-	○			
(2) 企業の地域精通度・地域貢献度	① 地域精通度	地理的条件(緊急時の施工体制)	1	◎	◎	◎			
	② 地域貢献度	過去5年間の応急対策活動実績	1	○	○	○			
		過去1年の地域活動実績	1	◎	◎	◎			
		県内資材の活用	2	◎	◎	◎			
		県内企業の下請活用	2	◎	◎	◎			

イ 評価基準

総合評価方式の評価項目ごとの評価基準は、原則として下記に記載とおりである。

(ア) 企業の技術力

① 簡易な施工計画(簡易型に適用)

「簡易な施工計画」については、工事ごとの特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となることが必要です。

評価の細目	評価基準	評価点	備考	
発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定	工程管理	現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている	2	
		現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工夫が見られる	1	
		工程管理が適切である	0	
		不適切である	欠格	
	品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な事項が記載されている	2	
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
		品質の確認方法、管理方法が適切である	0	
		不適切である	欠格	
	その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
		課題に対して、適切である	0	
		不適切である	欠格	
受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2		
	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1		
	配慮事項への対応が適切である	0		
	不適切である	欠格		
評価点の最大計		4		

② 高度な技術提案(標準型に適用)

評価基準については、下記表中の(a)数値方式、(b)判定方式、(c)順位方式があり、工事ごとの評価項目の内容に適した方法を選択します。

評価の細目	評価基準	評価点	備考				
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	評価基準及び評価点は、下表の評価方法により工事ごとに判定する。	1 2			
		補償費の削減					
		その他					
	工事目的物の性能・強度等	性能・機能				(a) 数値方式	提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等(標準案等)の数値に0を与える。その中間の数値には、按分した点数を与える。
		社会的要請				環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)	(b) 判定方式
	交通の確保(現道作業等)					(c) 順位方式	数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に0点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。
	特別な安全対策(近接施工等)						
省資源・リサイクル							
工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	4				
		配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	2				
		配慮事項への対応が適切である	0				
		不適切である	欠格				
評価点の最大計		1 6					

③ 企業等の技術的能力(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
過去8年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある ----- 施工実績がない	2 ----- 0	
過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点	○○点以上 ----- △△点以上○○点未満 ----- ◇◇点以上△△点未満 ----- 65点以上◇◇点未満、又は実績なし ----- 65点未満	4 (2) ----- 3 (1.5) ----- 2 (1) ----- 1 (0.5) ----- 0 (0)	()内は特別簡易型の評価点
公告日前2年間の建設事故の有無	事故なし ----- 事故あり	1 ----- 0	
過去3年間の山口県優良建設工事表彰の有無	表彰あり ----- 表彰なし	1 ----- 0	特別簡易型は評価対象外
ISO9001の取得状況	認証取得している ----- 認証取得していない	1 ----- 0	特別簡易型は評価対象外
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	ISO14001を認証取得している ----- エコアクション21を認証取得している ----- 認証取得していない	1 ----- 0.5 ----- 0	特別簡易型は評価対象外
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している ----- 認証取得していない	1 ----- 0	
評価点の最大計		11 (6)	()内は特別簡易型の評価点

注) 上表の○○、△△、◇◇の部分は、県の工事成績評定点データを基に、成績上位者から1/4ごとに、それぞれの境界となる点を算出し、整数単位で定める。

④ 配置技術者の技術的能力(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
主任(監理)技術者の保有する資格	1級国家資格(例:土木施工管理技士、1級建設機械施工技士等)、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者 ----- その他	1 ----- 0	
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無	主任(監理)技術者が同種工事の施工経験を有する ----- 施工経験がない	2 ----- 0	
公告日前1年間の継続学習(CPD)の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明ある場合 ----- 取得していない	1 ----- 0	
技能士等の活用	資格を有するものによる施工が可能な工種について使用、又は施工可能な工種がない ----- その他	1 ----- 0	
評価点の最大計		5	

(イ) 企業の地域精通度・地域貢献度(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
地理的条件(緊急時の施工体制)	山口県内に本店、又は工場がある ----- その他	1 ----- 0	
過去5年間の応急対策活動実績	実績がある ----- 実績なし	1 ----- 0	土木一式工事、ほ装工事、しゅんせつ工事に適用
過去1年間の地域活動実績	活動実績がある ----- 実績なし	1 ----- 0	
県内資材の活用	指定資材の全量を県内資材活用、又は指定資材がない ----- その他	2 ----- 0	
県内企業の下請活用	百万円以上の下請で県内企業等を全て活用する場合若しくは元請負企業が県内に本店を有する企業で下請を活用しない ----- その他	2 ----- 0	
評価点の最大計		7 (6)	

(3) 落札者の決定方法

評価値の最も高い者を落札者とする。

(4) 総合評価審査委員会

山口県土木建築部(以下「土木建築部」という。)が建設工事に係る総

合評価競争入札を行う場合において、地方自治法施行令第167条10の2、167条13及び山口県建設工事総合評価競争入札実施要領の規定に基づき学識経験者の意見を聴取するため、山口県土木建築部建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(5) 入札結果の公表

総合評価方式における評価結果はインターネットにより公表している。

4 山口県入札監視委員会

山口県では、県が発注する工事等に関し、入札・契約手続の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、「山口県入札監視委員会」を設置している。

(1) 設置根拠

山口県入札監視委員会設置要綱

(2) 設 置

平成13年8月1日

(3) 委 員

8人

(4) 内 容

- 入札・契約過程に関する審議、意見の具申
- 入札・契約手続、指名停止措置に係る再苦情処理
- 談合情報に関する審議、意見の具申

(5) その他

- 概ね四半期毎に定例会を開催（再苦情処理、談合情報に係る審議は必要に応じ開催）
- 委員会は非公表（理由：法人等情報で公開により不利益を与えるおそれがあるため）
- 委員会終了後、議事概要を公表（閲覧）

5 契約の履行の確保について

(1) 契約保証金

工事請負契約については、請負対象設計額が5百万円以上のものについて、下記のいずれかによる請負代金額の10分の1以上の保証を求めている。

- 現金
- 有価証券
- 銀行等の保証
- 保証事業会社の保証
- 履行保証保険証券

6 公共事業コストの縮減への取組について

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業執行を通じ社会資本整備を着実に推進するため、平成23年3月に策定した「山口県土木建築部公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき「公共事業のコスト構造改善」に取り組んでいる。

平成21年度の標準的コストに比べ平成26年度末時点で15%以上改善することを数値目標としており、平成22年度は、2.8%のコスト構造改善を図っており、一定の成果が認められた。

第3 外部監査の結果

1 指摘事項及び意見の総括

外部監査の概要において記載した対象範囲及び手続で包括外部監査を実施した。

監査の結果、指摘事項及び意見の概要は次のとおりである。

なお、個々の指摘事項及び意見の詳細については、「個別監査結果」に記載のとおりであり、当該指摘事項を除いては、関係法令等に基づき概ね適正に事務処理が行われていると認められる。

2 指摘事項及び意見の概要

(1) 工期についての指摘

ア 山口県工事執行規則第6条（契約書の作成等）第2項第3号において工事着手の時期及び工事完成の時期の記載を契約書に求められている。

(契約書の作成等)

第六条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく当該契約に係る工事請負契約書を作成し、契約の相手方とともに当該工事請負契約書に記名押印をするものとする。

2 前項の工事請負契約書(以下「契約書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

以下 略

さらに、工期の延長について山口県工事執行規則第32条（工期の延長）においては、次のように定められている。

(工期の延長)

第三十二条 契約担当者は、請負者が天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないと認められる場合において、当該請負者から工期の延長につきその理由を記載した書面で申出があつたときは、当該工期を延長するものとする。この場合において、当該延長すべき日数は、請負者と協議して定めるものと

する。

契約担当者は、前項の場合において、その工期の延長が当該契約担当者の責めに帰すべき理由によるものであると認めるときは、請負者と協議の上、請負代金の額を変更し、請負者に損害を与えたときは当該損害を賠償するものとする。

前条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項後段及び前項の規定による協議について準用する。

(平八規則八九・平二三規則一三・一部改正)

契約の履行期限は当事者の合意により定められるのが原則であるが、予算単年度主義との関係で、債務負担行為による場合や繰越明許費に基づく契約を除き、履行期限は会計年度内に定めなければならないとされている。

さらに、この工期については、昭和55年3月27日に土木建築部長から「土木建築部所管の建設工事に係る工期について」と題して、次のような通達が出されている。

監理第1168号
昭和55年3月27日

部内各課長
部内各出先機関の長 殿

土木建築部長

土木建築部所管の建設工事に係る工期について

建設工事の施行に当たり、工期の適正な設定及びその遵守には、平素から配慮をお願いしているところですが、年度末における検査事務を円滑に処理し、工事の年度内完成の徹底を図るため、昭和55年度以降に発注する土木建築部所管の工事に係る工期については下記によることとするので、遺憾のないようにしてください。

記

- 1 完成期日は、2月末日以前とすること。なお、これにより難しい事情がある場合においては、事業主管課と事前に協議すること。
- 2 標準工期は、現在見直しをしていることである。当面は従前の標準工期によることとするが、工種、工法等によって個々の工事の実態に即した設定(短縮)をされても差し支えないこと。

イ 監査の結果、

予算単年度主義の制約から、繰越工事と見込まれるものは、一旦、年度内工期を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に、本来必要な工期変更の手続をとるケースが、岩国土木建築事務所の平成21年度主要県道徳山本郷線 単独道路改良工事第3工区、防府土木建築事務所の沖ノ原西地区 自然災害防止・急傾斜工事第2工区、きらら浜多目的グラウンド整備工事第5工区、きらら浜多目的グラウンド整備工事第1工区など多く見受けられた。

このことは、設計（変更設計）において適正な工期を設定するという原則を大変曖昧なものとしている。

さらに、不適切な工期設定や安易な工期変更の原因ともなっている。

実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積に大きな影響を与えるとも思われ、場合によっては入札参加を断念する業者もある可能性も考えられる。

このことから、やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経て、入札公告する必要があるものと考え

る。

また、このような事情により工期の変更を行うに際して、日程調整の不備や工事着手前に当然分かっていること等不適切な理由を挙げて工期変更を行っていた。

そのほか、完成予定日より約3か月前に完成しているような工期の設定や3月31日を工事完成日としているような妥当でない工期の設定があった。

参考

繰越明許費（地方自治法第213条第1項）・・・歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

(2) 設計金額・積算単価についての意見

ア 契約を行う場合には、契約担当者は予定価格を決定することが必要である。

山口県会計規則では、競争入札をする場合の予定価格及びその決定方法として、次のように規定している。

(予定価格)

第一百五十三条 契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くものとする。

2 契約担当者は、次に掲げる請負(知事が別に定めるものを除く。)を競争入札に付する場合において、当該請負の価格を予定したときは、前項の規定にかかわらず、当該請負に係る競争入札を執行する前に当該価格を公表するものとする。

一 建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負

二 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五条に規定する公共測量の請負

三 公共工事の前払金保証事業に関する法律第十九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務の請負

四 地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)第二条第一項に規定する地質調査の請負

五 公共事業の用に供する土地等の取得又は使用に伴う損失補償のために必要な物件、権利調査、事業関連調査、登記手続等に関する業務の請負

六 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事の請負

3 契約担当者は、普通財産及び物品の売払いの価格を予定したときは、第一項の規定にかかわらず、当該普通財産及び物品の売払いに係る競争入札を執行する前に当該価格を公表することができる。

(予定価格の決定方法)

第百五十四条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

このように、予定価格は工事内容等に基づいた仕様書、設計書等を作成することにより「設計価格」を算出し、この設計価格に基づいて「予定価格」を決定することとしている。山口県では設計金額＝予定価格としており、したがって、設計書等の作成は、予定価格を決定する上で非常に重要なものである。

県においては、「設計価格」は、一般に公正妥当といわれている積算基準（設計標準歩掛、山口県公共住宅建築工事積算等取扱要領など）のほか、複数の相手から参考価格や参考情報などの見積を入手する方法により行っている。

積算単価等の基準となるものがないものは、業者等から見積書を入手し、異常単価を除き、その平均単価をもとに県が見積もった工数に乗じて予定価格を計算している。

設計採用単価について、設計標準歩掛においては次のように定められている。

- (a) 山口県「労務・資材単価表」による場合
- (b) 物価資料による場合
- (c) メーカー公表価格（希望価格）による場合
- (d) 特別調査による場合
- (e) 上記以外の場合

(e) の場合には、3社以上から見積を徴収し、異常値を排除して平均値を算出したものを採用する。異常値とは、原則として徴収した見積全体の平均値を算出し、平均値の±50%を超えるものとするときされている。

(ただし、平成23年10月に設計標準歩掛を改正して、異常値を排

除して最低価格を採用することとした。)

また、山口県公共住宅建築工事積算等取扱要領においては、次のように定められている。

採用単価

- (a) 複合単価作成要領による単価
- (b) 価格変動に価格変動の著しい鋼材単価は、鋼材単価表の最新版による。
- (c) コンクリート単価は、生コンクリート標準品価格表の最新版
- (d) 刊行物の掲載単価は最新号による。
- (e) 公表価格及び定価表の単価は、原則として0.8を乗じる。
- (f) 見積りによる単価は、原則として3社以上の見積単価を比較し、最低単価に0.8を乗じる。

そして、企業局が発注する工事の積算に使用する単価については、電気工水課長事務連絡（平成18年5月1日）で次のとおり通知が出ている。

材料単価の決定について

- (a) 物価資料による場合
- (b) メーカー公表価格（希望価格）
- (c) 見積りによる場合
- (d) その他

(c) の場合については、物価資料等に定めのない特殊資材の単価などの見積徴取を必要とする場合については、少なくとも3社（製造又は取扱業者が1社又は2社の場合は、当該1社又は2社）以上の見積書を取り、原則としてそのうち最低価格のものを実施単価とするとしている。

山口県においては土木建築部長 監理第891号の1「諸経費調整の取り扱いについて」により、下記の場合には諸経費調整を行うこととしている。

工事費積算においては、諸経費調整を行わないことを原則とするが、以下に該当する場合は調整を行うこととしている。

- (a) 数工区に分割して、同時発注を行った工事を同一業者が落札した場合
- (b) 現工事に隣接又は重複して追加発注した工事を現工事の施工業

者が落札した場合
(c) 随意契約による場合

上記の通達により調整対象となる工事は、同一工事種別の工事がかつ隣接（50m以内）又は重複した区域の工事であり、工事費積算に際して諸経費調整が行われている。

このような県の設計金額の算定は、積算単価をもとに市場競争が行われていることを考えれば、ほぼ市場価格に近いと考えることができ概ね妥当であると考えられる。

今回の監査においては、これら規定の実際の運用について監査を行い、今後の設計書等の質的水準の改善を目的とした。

イ 監査の結果、

(ア) 設計書の積算過程に誤りや仕様書と整合しない積算等適切でない積算

(イ) 情報入手不足等により規定されている方法以外による単価での積算

(ウ) 随意契約における不適切な積算などがあった。

予定価格は積算金額に基づいて決定されるものであるもので、適正な設定を行うことが一層重要になる。

物価資料等に定めのない特殊資材の単価などの見積徴取を必要とする場合の設計採用単価について、設計標準歩掛、山口県公共住宅建築工事積算等取扱要領及び企業局が発注する工事の積算に使用する単価ともその計算方法が異なっている。

これらに定める規定に準拠していない単価を用いての積算が見受けられたので、当該規定に沿った単価を用いての積算を行う必要があるものとする。

さらに、当県においては、記載のとおり土木建築部長「諸経費調整の取り扱いについて」により諸経費調整を距離的基準により行っているが、諸経費調整をする必要性の有無について、諸経費調整を取りやめることも含めて国や他の地方公共団体の動向等を勘案して再検討する必要があると考える。

また、積算単価の有効期限が定められていないので、予定価格算定のための基準の中に明確化する必要があると考える。（ただし、山口県においては平成23年10月に設計標準歩掛表を改正して、見積徴取

する際の見積条件に記載すべき事項として有効期限を明示することとした。)

(3) 設計変更・契約変更（工期の変更を除く）についての意見

ア 契約の変更等

契約変更について、山口県会計規則では次のように規定している。

(契約の変更等)

第百三十七条 契約担当者は、必要があると認めるときは、契約の相手方と協議の上、当該契約の全部若しくは一部の解除、内容の変更又は履行の中止をすることができる。

また、山口県工事執行規則では契約の変更について次のように定められている。

(契約書の作成等)

第六条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく当該契約に係る工事請負契約書を作成し、契約の相手方とともに当該工事請負契約書に記名押印をするものとする。

前項の工事請負契約書(以下「契約書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略

七 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法

八 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法

九 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第

二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

十 略

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

十七 略

十八 略

十九 略

契約担当者は、契約の内容を変更するときは、当該変更に係る工事請負変更契約書を作成し、契約の相手方とともに当該工事請負変更契約書に記名押印をするものとする。

略

(平八規則八九・平一三規則一〇四・平一四規則七二・一部改正)

(工事内容の変更、工事の施工の一部中止等)

第三十一条 契約担当者は、必要があると認めるときは、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合においては、その旨を文書で請負者に通知するものとする。

契約担当者は、前項の規定により工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させた場合において必要があると認めるときは、請負者と協議の上、工期又は請負代金の額を変更するものとする。ただし、当該協議を開始した日から十四日以内に当該協議が整わないときは、契約担当者が当該工期又は請負代金の額を定めて請負者に通知するものとする。

契約担当者は、前項の規定により請負者と協議をしようとするときは、当該請負者の意見を聴いて当該協議を開始する日を定め、当該請負者に通知するものとする。

契約担当者は、第一項の規定により工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させた場合

において、請負者が工事の続行に備えて工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を確保するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は請負者に損害を与えたときは、当該増加費用を負担し、又は当該損害を賠償するものとする。この場合において、当該負担し、又は賠償すべき額は、請負者と協議して定めるものとする。

契約担当者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事の目的物等に損害が生じ、若しくは工事現場の状態に変動が生じたため、請負者が工事を施工することができないと認められるときは、直ちに、当該請負者をして工事の全部又は一部の施工を中止させるものとする。この場合においては、第一項後段及び前三項の規定を準用する。
(平八規則八九・一部改正)

契約の変更（工期の変更を除く）とは、契約の要素となる事項の変更であり、具体的には、給付の変更、対価の変更等に大別される。

山口県会計規則や山口県工事執行規則などの諸規程の許す範囲内においてのみ契約の変更をなしうるものであり、かつ公の利益を増進するよう、少なくとも不利益をきたさぬよう変更をする必要がある。

給付の変更が認められるのは、その変更が軽微な事項の変更であり、契約の目的を達するのに支障のない場合や、当初の契約に比べて県に有利な結果をきたす場合等である。

対価の変更が認められるのは、設計変更等により契約目的を変更するとともに対価の変更を行う場合や天災・社会情勢の急激な変化等で物価や賃金が著しく変動したため契約金額が著しく公平を欠くに至った場合等である。

設計変更とは、その内容が軽微であり契約の目的の同一性を失わない限度において設計の一部を変更することをいうとされている。

これらを踏まえ、土木建築部長 監理647号の「設計変更の取扱いについて」（昭和50年1月16日）では次のように定められている。

設計変更の取扱いについて

工事の設計にあたっては、事前の調査とこれに基づく計画を慎重に行い、工期中みだりに設計変更することのないよう配慮すべきことはいうまでもない。しかしながら、工事の性格上不確定な諸条件を前提として設計せざるを得ない場合、諸条件の変化により設計変更の必要が生ずる場合も考えられる。

この場合の取扱いを、統一的、かつ、適正に処理するため、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 設計変更の範囲

設計変更は、変更金額が元設計金額の30%以内の変更、又は現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとする。

したがって、上記以外のものにあつては、全て別途に設計するものとする。

なお、補助事業等で国の変更認可を受ける必要のあるものについては、前記30%の範囲内にあつても所要の手続きをとらなければならないことは従前どおりである。

2 設計単価

設計変更の積算に使用する単価は、元設計に使用した単価によるものとする。

ただし、別途に設計をする場合は、設計時における単価を使用するものとする。

3 契約

設計変更で処理する場合にあつては、契約変更により、別途設計で処理する場合にあつては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約、該当しない場合は、指名競争入札により、契約の手続きをとること。

このように山口県においては、設計変更は、変更金額が元設計金額の30%以内の変更、又は現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとしている。

イ 監査の結果、

- (ア) 工事の変更理由から判断して起工時の現地調査や打ち合わせ等起工設計について問題があると思われるもの
- (イ) 契約変更を事由発生年度に行わず後年度において行っているもの
- (ウ) 変更理由(工事中止を含む)が妥当・適切でないと思われるもの
- (エ) 変更金額が元設計金額の30%を超えて契約変更としているもの等が見受けられた。

全体として、第3の2の指摘事項及び意見の概要(1)工期についての指摘の項で記述したように、議会の繰越承認が行われた後に行う工期変更の手続と併せて設計変更による契約変更を行っているケースが数多くみられた。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やか繰越明許費の議決を経て、業務を執行する必要がある。

一般的に、契約の変更が多いことは、当初設計の正確性や予定価格の信頼性の欠如さらには事務執行コストの増大等につながりかねない。

安易な設計変更による契約変更は、設計変更を名目にすれば、金額変更ができることとなり、入札時には安価な金額で落札し、その後増額するということにも繋がりがねず、入札自体の意義にも関わることになる。設計変更に伴う契約変更についてその取扱いを再度周知する必要があるものと考ええる。

また、設計変更が多岐にわたり複数ある場合、事務処理の簡略化からまとめて設計変更を行って契約変更を行っている。この処理については事務処理の簡便化の上から容認されるものと考えるが、その処理を事由発生年度に行わず、後年度に繰越して行う処理は、会計上の合規性からも認められないものと考ええる。

(4) 入札の透明性についての意見

ア 低入札価格調査等

山口県においては、地方自治法施行令第167条の10第1項に基づき低入札価格調査制度を、また、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格調査制度を規定している。

低入札価格調査制度は履行確保とダンピング防止の2つを目的とするものであり、山口県会計規則では、次のように定めている。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第百五十五条 契約担当者又は契約担当者から入札の執行を命ぜられた職員は、一般競争入札を執行した場合において、令第百六十七条の十第一項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない必要があると認める場合には、直ちに落札者を決定することなく、当該入札の執行に係る調書を作成し、その理由及び自己の意見を記載した書面を添えて知事に提出し、その者を落札者としらないことについて承認を求めものとする。

2 契約担当者は、前項の承認があつたときは、前項に規定する者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

これに基づき、現在、山口県においては、工事又は製造その他の請負の契約については、「山口県低入札価格調査実施要領」では、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第155条の規定に基づく「最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」（以下「低入札価格調査」という。）の取扱いが定められている。

具体的には、山口県低入札価格調査実施要領3により、予定価格が500万円を超える工事又は製造で、入札価格が調査基準価格を下回ったものについて低入札価格調査制度が実施されている。

また、山口県土木建築部が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託契約については、平成21年7月から「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査（試行）要領」が同じく適用されている。

予定価格が1,000万円以上の調査・設計等業務委託で入札価格が調査基準価格を下回ったものについて実施され、平成23年7月からは低入札の落札者に対して、新たに管理（主任）技術者の専任配置と第三者照査の実施を義務付けている。

山口県低入札価格調査等実施要領9及び低入札価格調査判断基準では、予定価格が500万円を超える工事又は製造で、入札価格が調査基準価格を下回ったものについての判断基準を定めており、次のと

おりである。

低入札価格調査判断基準

山口県低入札価格調査実施要領の9に基づく判断基準を次のとおり定める。

1 基本的判断基準

- (1) 調査に協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

2 数値的判断基準

(1) 見積内訳書の審査基準

- ① 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- ② 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- ③ 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
- ④ 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の75%以上であること。
- ⑤ 各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。
- ⑥ 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。
- ⑦ 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- ⑧ 管理費（現場管理費＋一般管理費）は設計金額の30%以上であること。
- ⑨ 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目（レベル2）以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

なお、「中項目」は、営繕系工事については、「科目」と読み替える。

(2) 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格×0.98（小数点以下切捨）とし、入札価格がこの額以上であること。

3 落札・不落札の判断

1及び2を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。

ただし、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの、及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で直接工事費に占める機器単体費※の割合が30%以上のものについては、当分の間、2(1)のうち⑤から⑦まで及び2(2)は適用しない。

土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、2(1)のうち④から⑧まで及び2(2)は適用しない。

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

さらに、入札参加者の適正な見積を促すとともに談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止等を図る観点から、「工事費内訳書の提出について」(平成18年3月24日付け平17監理第2265号)および「工事費内訳書提出にあたっての留意事項について」が示されている。

また、入札談合に関する情報に対してよりの確な対応を行うため、「談合情報対応マニュアル」(監理第936号、平成6年10月25日)を策定し、運用を行っている。

上記の「工事費内訳書提出にあたっての留意事項について」の中において、談合が疑われる場合のチェックの視点を定めている。

これらに該当する場合には、談合が疑われるとしている。

イ 監査の結果

- (ア) 入札参加業者の入札が数値的判断基準額未満若しくは低入札価格調査に応じず結果的に1者入札となったもの
 - (イ) 入札参加業者のうち半数以上の者が工事費内訳書の同じ箇所を間違えて失格となっているものや工事費内訳書の同じ個所の数値的判断基準を満たさず失格となったもの
 - (ウ) 事務所において独自の指名業者選定ルールを設けていたもの
 - (エ) 指名業者選定の判断資料が残っていないものや不備なもの
 - (オ) 業務委託契約における低入札のもの
- 等があった。

談合とはいえないまでも、落札者以外の入札参加業者が、数値的

判断基準額未満により若しくは低入札価格調査に応じず失格となり、結果的に1者入札となる場合や半数以上の者が工事費内訳書の同じ個所を間違える場合等が続くようなときには、予定価格の事後公表の有効性や業者選定の範囲など入札のあり方を検討するとともに、不正等の存在について調査する必要があるものとする。

また、業務委託については土木工事と異なり、判断基準額が設定されていない。

このことから、極端に低い契約金額であっても、調査内容で問題ないと判断されれば契約締結に至るが、調査が不十分な場合には、契約内容が充足されないリスクを県が負うことになる。

このため、県では平成23年7月の「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査（試行）要領」の改正により、低入札価格調査制度の強化策として、応札額が調査基準額を下回る場合は、新たに管理技術者の専任配置及び第三者による照査を新たに義務付けることとしている。今後、この強化策の結果を注視し、必要があると判断される場合には、業務委託における低入札価格調査について、判断基準額の設定が必要とする。

(5) 随意契約についての意見

ア 随意契約とは、地方自治法の上では「競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式」である。

地方公共団体が行う契約は一般競争入札によることが原則であり（地方自治法第234条第2項）、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り行うことができるとされている。

地方自治法施行令第167条の2では、契約の種類に応じて政令で定める額の範囲内において、かつ地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするものであって、その契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合、緊急の必要のある場合等が規定されている。

第167条の2の内容は第2 公共工事等に係る契約(工事請負契約及び委託契約)の概要 1 工事請負契約制度等の概要 (3) 契約方式 エ 随意契約のとおりであるが、山口県の随意契約の多くは(イ)及び(オ)に該当する場合である。

すなわち、

- 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に

適しないものをするとき

- 緊急の必要により競争入札に付することができないときである。

山口県会計規則では地方自治法施行令第167条の2を受けて、随意契約によることができる契約の種類及び金額として、第165条の2において以下のとおり定めている。

したがって、工事請負契約については下記の①により1件当たりの契約金額が250万円、また委託契約については下記の⑥により1件当たりの契約金額が100万円以内であれば、理由の如何にかかわらず随意契約とすることが可能である。

- ① 工事又は製造の請負 250万円以内
- ② 財産の買入れ 160万円以内
- ③ 物件の借入れ 80万円以内
- ④ 財産の売払い 50万円以内
- ⑤ 物件の貸付け 30万円以内
- ⑥ 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円以内

また、監理第682号 昭和57年9月30日の「土木建築部所の建設工事に係る随意契約の取り扱いについて（通知）」においては建設工事について次のように示されている。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 予定価格が250万円を超えない建設工事の取り扱いについて<ol style="list-style-type: none">(1) 250万円を超えない契約でも、なるべく指名競争入札によって行うこと。(2) 工事執行上、特に支障がなく、事務の簡素・合理化が望まれる場合は、随意契約ができるものとする。2 随意契約による場合の取り扱い留意点<ol style="list-style-type: none">(1) 見積りに当たっては、必ず実施設計と予定価格の決定を事前に行うとともに、指名競争入札に準じた仕様書等を提示すること。(2) 原則として、2人以上の者（おおむね3～5者程度）から見積書を徴し、見積合わせを行い、最も有利な条件で契約を締結すること。(3) この場合の見積選定業者は、資力、信用、技術、経験等の能力を十分考慮するとともに、業者間の受注事業量均等化、下位 |
|---|

等級者等の受注確保にも十分考慮すること。

山口県では、全庁的に統一した随意契約事務についての手引きやマニュアルは存せず、山口県会計規則に基づいて各担当課において事務が行われている。

随意契約事務の流れについては、入札と見積の違いを除けば入札契約事務の流れとほぼ同様である。

イ 監査の結果

(ア) 随意契約選定先の合理性を十分判断できる記録・資料の不備なもの

(イ) 予定価格の積算について十分な検討がなされていないもの

(ウ) 繰越を回避するため、工事内容の一部分割を行って次年度に繰り越し、落札業者との間で随意契約を行ったもの等が見られた。

随意契約に際しては、網羅的に県内業者等をチェックし契約先以外にこのような業務に精通し、また実施可能な業者が存在しないのか検討を行い、文書として記録・保存する必要がある。

また、建築指導課の光高校管理棟他耐震補強計画策定等業務のように繰越を回避するため業務内容を急遽一部分割し、次年度に繰り越して随意契約で先の落札業者に発注しているケースがあった。

このような事態は予め想定されうるものであり、予算計上課においてはこのことを踏まえた業務対応をする必要があるものとする。

参考

予算の執行及び事故繰越（地方自治法第220条第3項）・・・繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

(6) プロポーザル方式についての意見

地方公共団体における契約の締結方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとされており（地方自

治法第234条第1項)、入札による価格競争によるべきことが原則とされている。

しかし、価格競争のみによる決定では、質の低下を招く危険性が存する場合も考えられる。このことから、県の締結する契約について、透明性・公平性・競争性を確保しつつ、多種多様な契約方法が求められる中で、このプロポーザル方式は契約方法の一つとして運用されている。

プロポーザル方式による契約も地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い、その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)に該当すると場合に行われており、この第2号による随意契約に分類される。

山口県においては、「山口県業務委託プロポーザル方式実施要領」において、業務委託(建設工事に係るものを除く。)についての要領が規定されている。これに基づいて工事関係の業務委託をはじめその他業務委託契約において、プロポーザル方式は必要に応じて活用されている。

監査の結果、工事請負等についてもプロポーザル方式による契約締結は行われていたが、現在、工事請負等について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針等がなく、各課あるいは事務所においてその判断が行われていた。工事請負等について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針を示す必要があるものとする。

また、外部委員を含めた審査委員会にて技術評価・価格評価の審査を行っているが、当該委員会の委員の構成や価格要素評価点・技術的要素評価点の割合についても全庁的な扱いを示す必要がある。

さらに、プロポーザル方式の有効性を検証するための全庁的な制度は存在せず、このようなプロポーザル方式の有効性の検証を行い、その結果を契約者選定基準の見直しに反映する必要があるものとする。

(7) 履行の確保についての意見

ア 地方公共団体の長は、工事若しくは製造又は物件の購入が、完了または完納したときは、ただちに検査員を通じて完了または完納の事実を検査確認させることとなっている。また、契約によって、工事若しくは製造の既済部分または物件の既納部分に対し、完了または完了または完納前に代価の一部を支払う必要があるときも、同様である。

そして、監督とは、契約の性質または目的により検査のみでは十分でないものについて、当該契約の履行途中において立会、指示その他の適当な方法によってその適正な履行を図るものであり、検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを、契約書、仕様書などの書類により確認するものである。

山口県会計規則においては、

(検査職員の職務)

第百四十一条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」と総称する。)は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)につき、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会い又は説明を求め、当該給付の内容及び数量について検査を行うものとする。

検査職員は、前項の場合において必要があると認めるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

(昭六三規則一四・一部改正)

(兼職の禁止)

第百四十二条 検査職員は、同一契約につき、特別の必要がある場合を除き、監督職員と兼ねることができない。

(検査調書)

第百四十三条 検査職員は、契約についての給付の完了の確認をしたときは、当該契約についての給付の完了を証明する調書(以下「検査調書」という。)を作成するものとする。ただし、契約金額が百五十万円を超えない契約については、検査職員が当該契約に係る請求書等に検査済みの旨を記載し、かつ、記名押印して検査調書に代えることができる。

とされており、また、山口県工事執行規則 第23条（工事の監督）第29条（改造等の請求及び破壊検査等）2項及び3項 第41条（工事の完成検査及び引き渡し）において次のように定められている。

（工事の監督）

第二十三条 契約担当者は、工事の施工について、請負者若しくは現場代理人を自ら監督し、又は監督職員をして監督させるものとする。

契約担当者は、監督職員を定めたときは、その氏名を文書で請負者に通知するものとする。監督職員を変更したときも、同様とする。

監督職員は、契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、次に掲げる職務を行うものとする。

一 契約の履行について請負者又は現場代理人に対し、指示、承認又は協議をすること。

二 工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書の承認をすること。

三 工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査をすること。

契約担当者は、二人以上の監督職員を定め、前項の職務を分掌させたときは、それぞれの監督職員の分掌する職務の内容を文書で請負者に通知するものとする。

監督職員は、第三項の規定による指示又は承認をしようとするときは、原則として文書により行うものとする。

（改造等の請求及び破壊検査等）

第二十九条 契約担当者又は監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、請負者に対し、改造、修補その他必要な措置をとることを請求するものとする。

契約担当者又は監督職員は、工事の施工につき、次の各号の一に該当する事実がある場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は請負者をして工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、請負者に負担させるものとする。

一 請負者が第二十六条第二項の工事材料について、監督職員の検査を受けないもの又は当該検査に合格しないものを使用したとき。

二 請負者が第二十七条第一項の工事材料について、監督職員の立会いを受けないで調合したもの又は見本検査を受けないもの若しくは当該見本検査に合格しないものを使用したとき。

三 請負者が第二十七条第二項の工事を監督職員の立会いを受けないで施工したとき。

四 請負者が第二十七条第三項の工事材料を調合し、又は工事を施工する場合において、同項の見本若しくは記録を整備しなかつたとき又はこれらの提出の要求に応じなかつたとき。

五 工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があるとき。

契約担当者は、前項第五号に該当する事実があることにより同項の検査をする場合においては、同号の理由を請負者に通知するものとする。

(工事の完成検査及び引渡し)

第四十一条 契約担当者は、工事が完成したときは、請負者をしてその旨を書面により通知させるものとする。

契約担当者は、請負者から前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して十四日以内に、工事の完成を確認するため、請負者の立会いの上、自ら検査を行い、又は当該職員に命じ、若しくは当該職員以外の者に委託して検査を行わせるものとする。

契約担当者は、前項の検査(以下「完成検査」という。)を同項の期間内に完了し、その結果を文書で請負者に通知するものとする。

契約担当者は、完成検査によつて工事の完成を確認した場合において、当該請負者から書面で工事の目的物の引渡しの申出があつたときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けるものとする。この場合においては、請負者に引取証を交付するものとする。

契約担当者は、請負者が前項の申出をしないときは、速や

かに当該工事の目的物の引渡しを受けるように努めるものとする。

契約担当者は、工事が完成検査に合格しないときは、請負者をして直ちに改造又は修補をさせるものとする。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして、前各項の規定を適用する。

第二十九条第二項及び第三項の規定は、完成検査について準用する。

(平八規則八九・一部改正)

上記の規定を受けて、土木建築部が発注する土木工事の検査に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的として、山口県土木工事検査技術基準が定められている。

工事が工期内に完了し、完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認されれば、完成と認められ検査は合格である。

これに対して、完成検査によって工事目的物が設計図書に不適合と判定された場合には、設計図書に工事目的物の改造が必要となり、検査は不合格となる。

平成18年度から農林水産部の検査業務を土木建築部に移管し、検査業務の一元化を図るとともに、その結果の公表を行っている。

さらに、中間検査の取扱いについては、平成19年8月31日に農林水産部長、土木建築部長の両部長から下記の取扱いが出されている。

平 19 技術管理 第 672号

平成 19 年(2007 年) 8 月 3 1 日

関 係 課 長

様

関係出先機関の長

農 林 水 産 部 長

土 木 建 築 部 長

中間検査の取扱いについて (通知)

このことについて、現場説明書の「入札条件及び指示事項」の改正に伴い、取

扱いを下記のとおりとしたので、事務処理に当たり遺漏のないようお願いいたします。

なお、平成18年(2006年)4月3日付け平18技術管理 第167-3号は廃止します。

記

- 1 中間検査は、契約担当者が必要と認めた工事を対象に実施し、現場説明書の「入札条件及び指示事項」に明示するものとする。
- 2 中間検査は、原則として請負対象設計額が3千万円以上の工事について実施する。
- 3 中間検査は、完成・出来形検査時期及び当該工事の工事内容を考慮し、別表-1を参考に施工上の重要な段階等を実施する。
- 4 中間検査回数は、原則として請負対象設計額が1億円未満の工事は1回以上、1億円以上の工事は2回以上とし、当該工事の重要度に応じて検査回数を増減できるものとする。
- 5 中間検査は、検査実施時点における施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について検査する。
- 6 中間検査において段階確認が主体で工事成績の評定になじまない場合には、検査職員の判断により段階確認として立会書にて処理する。
- 7 中間検査により確認した出来形部分については、当該中間検査をもって完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができるものとする。
 なお、検査後の工事状況により再度の確認を必要とする場合はこの限りではない。また、出来形検査をもって中間検査を兼ねることができる。
- 8 中間検査の実施に当たっては、当該検査に必要とする資料以外は提出を求めないものとする。

(別表-1)

中間検査の対象工事等

工事種別等	実施段階
共通事項	1. 共通の対象工事等 ・重要な施設に係る基礎工事、躯体工事及び指定仮設工事 ・重要な施設に係る機器の製作及び仮組立 ・部分使用が必要となる施工完了区間 ・工事完成時に埋戻し等により不可視となる部分が完了した時点 ・橋梁、塗装工事等で足場撤去により確認が不可能となる前

		・重要構造物の鉄筋組立て完了時点でコンクリート打設前
土木工事	1. 道路改良工事 (農道・林道等を含む)	・切土、盛土(下層路盤工等)及び主要構造物の施工が30%～60%程度進捗した時点
	2. 舗装工事	・上層路盤工等が完了した時点
	3. 橋梁下部工事	・フーチング部の鉄筋等の組立後で躯体コンクリート打設前 ・下部工の完成検査前に上部工に着手する前
	4. 橋梁上部工事	・鋼桁仮組立時及び架設完了で床版工着手前 ・桁、床版部の鉄筋等の組立後でコンクリート打設前
	5. トンネル工事	・掘削、覆工の施工が30%程度進捗した時点又は掘削完了時点及び覆工の施工が30%程度進捗した時点
	6. 水路工事	・主要工種の施工が30%～60%程度進捗した時点
	7. 河川工事	・同上
	8. 海岸工事	・同上
	9. 砂防工事 (治山工事)	・ダム本體工はコンクリート打設が30%～60%程度進捗した時点 ・流路工等は主要工種の施工が30%～60%程度進捗した時点
	10. 急傾斜地対策工事	・主要工種の施工が30%～60%程度進捗した時点
	11. 地すべり対策工事	・同上
	12. ほ場整備工事	・基盤均平完了後の表土埋戻し前
	13. 暗渠排水工事	・埋戻し前
	14. ため池工事	・トレンチ及び底樋掘削後で盛土着手前
	15. 港湾工事 (漁港等を含む)	・主要工種の施工が30%～60%程度進捗した時点 ・港湾工事の主要構造物の基礎地盤改良が完了した時点 ・捨石工完了時で被覆石、ケーソン等の上部構造物の着手前 ・ケーソン及び各種コンクリートブロック等の製作完了時点

	16. 公園工事	・ 主要工種の施工が30%～60%程度進捗した時点								
	17. 下水道工事	・ 同上								
	18. その他の工事 (機械・電気等)	・ 主要構造物の施工が30%～60%程度進捗した時点 ・ 水門、可動堰ゲート等の工場製作工の仮組立時点 ・ 配管及び入線完了又は防露工事完了時点								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事種別等</th> <th>実施段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築 ・ 設備 工事</td> <td>1. 建築工事</td> <td>・ 躯体工事完了又は造作物工事施工途中の時点</td> </tr> <tr> <td>2. 設備工事</td> <td>・ 配管完了、入線完了又は防露工事完了の時点</td> </tr> </tbody> </table>			工事種別等		実施段階	建築 ・ 設備 工事	1. 建築工事	・ 躯体工事完了又は造作物工事施工途中の時点	2. 設備工事	・ 配管完了、入線完了又は防露工事完了の時点
工事種別等		実施段階								
建築 ・ 設備 工事	1. 建築工事	・ 躯体工事完了又は造作物工事施工途中の時点								
	2. 設備工事	・ 配管完了、入線完了又は防露工事完了の時点								
<p>※ 進捗が30%～60%程度時点の実施は、各工事ごとに工事の管理、指導上最も適切な時期を選定して実施する。</p>										

イ 監査の結果

- (ア) 検査時期が不適切と思われるもの
- (イ) 検査の業務処理が不適切と思われるもの
- (ウ) 低入札価格調査を実施した工事の中間検査の未実施のものなどがあつた。

山口県土木工事検査技術基準さらには前記平成19年8月31日農林水産部長、土木建築部長通達「中間検査の取扱いについて(通知)」に基づいた検査を行う必要があるものとする。

(8) その他

ア 事務処理上の問題についての指摘及び意見

監査の結果、各事務所・各課の事務処理における典型的な不備事項は次のとおりである。

- (ア) 各種決裁書類等(予定価格決定起案書や工事台帳・工事技術検査復命書)の記載が不備なものや起案日・決裁日の記載のないもの(意見)

- (イ) 契約書（約款）や特記仕様書に規定された手続が行われていないもの（指摘）
- (ウ) 入札審査会の事務処理手順の不備なもの（指摘）
- (エ) 県が道路維持管理業務に関連して発行する道路パトロール員であることの「証明書」の発行時期とその回収管理が行われていないもの（意見）
- (オ) 電算への支出負担行為のタイムリーな登録が行われていないもの等（意見）

請負工事契約、工事請負関連委託契約及びその他の委託契約については、各事務所において随意契約の判断を含めて契約事務を担当する仕組みになっており、各事務所・各課における研修制度や管理・監督のあり方の再検討を希望する。（意見）

イ 予算の執行についての意見

予算の適正な算定とその執行は、県の事業遂行に極めて重要である。

(ア) 監査の結果

第3「監査結果」2の「指摘事項及び意見の概要」(1)工期についての指摘の項で記載の「本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決」及び同じく(5)随意契約についての意見の項で記載の「事故繰越を回避するため、工事内容の一部分割を行って次年度に繰り越し、落札業者との間で随意契約を行ったもの」のほか、入札差金を活用して予算を執行したものがあつた。

入札差金を活用して予算を執行することは、事業計画の進捗を図るため、翌年度執行予定の工事を前倒して発注しているケースが見られた。

このことは、事業促進を図り、事業計画の目的を早期に達成し、県民にとっても有益であると考えられることからやむを得ない面もあると思われる。

しかし一方で、必要性が乏しいと疑われる工事に入札差金を活用することは、予算の不効率な執行に繋がることから厳に慎むべきと考える。

ウ コスト縮減についての意見

平成9年度に、国は「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針・行動計画」を策定し、平成20年度までこの計画に基づき、コスト縮減の取組を行っていた。

山口県においても、国の計画に準拠して、平成9年度に「公共工事コスト縮減行動計画」を策定し、平成21年度までこれに沿って行動をしてきた。

この結果、平成8年度比10%以上のコスト縮減を実現している。

これらの取組は、各発注機関において定着しており、今後も継続的に実現可能と思われるが、これまでの取組だけでは、さらなるコスト縮減は期待できない。

国においては新たに、「公共工事コスト改善プログラム」を実施しており、山口県においても平成23年3月に策定した「山口県土木建築部公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき「公共事業のコスト構造改善」に取り組んでいる。

平成21年度の標準的コストに比べ平成26年度末時点で15%以上改善することを数値目標としているが、平成22年度は、2.8%のコスト構造改善を図っており、一定の成果が認められる。

このように、平成22年度から新たな基準のもとでコスト縮減額の把握を行っている。

山口県の新たな基準は、国の基準に準拠しているが、国の算定方法では工事の当初発生時点で推計することが基本となっているため、契約変更額を反映したものとはなっていない。

当県のように契約変更が多いような状況下では、有意な数字を算出するためには変更設計・変更契約を反映したものとする必要があるものと考えらる。

第4 指摘事項及び意見の総論と個別監査結果のマトリックス表

第3 外部監査の結果 2 指摘事項及び意見の概要に記載の各項目と第5 個別監査結果に記載の各課・事務所の個別監査結果との相関は下記のとおりである。なお、◎は指摘、○は意見である。

1 農林水産部 漁場漁港整備課

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
徳山漁港 漁港整備工事 第3工区										◎	
平成22年度 徳山漁港海岸 海岸保全施設整備（高潮）工事に伴う設計業務委託 第4工区	◎										
徳山漁港海岸 海岸保全施設整備（高潮）工事に伴う地質調査業務委託 第1工区										○	
山口県山口南沿岸大津島漁港海岸本浦地区海岸等に係る浸水予測区域及び図面の作成（第1工区）			○								

2 岩国農林事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
県営中山間地域総合整備事業 南河内地区 5件						○					
山のみち地域づくり交付金事業 林道大朝・鹿野線 平成22年度林道開設工事第1工区橋梁詳細設計業務						○					

山地治山事業出合地区平成22年度復旧治山工事									○		
ふるさと林道緊急整備事業 林道二鹿・川越線 平成21年度 法面保護工事 第1工区						○			○		
ふるさと林道緊急整備事業 林道二鹿・川越線 平成21年度 法面保護工事 第4工区						○					
県営中山間地域総合整備事業 山代の郷地区平成22 年度営農飲用水施設整備工事第2号									◎		

3 柳井農林事務所

契 約 名 等	工期	設 計 金 額	積 算 単 価	設 計 変 更	契 約 変 更	入 札 関 係	随 意 契 約	プロポ ーザル	履 行 確 保	事 務 処 理	その他
広域営農団地農道整備事業 平成22年埋蔵文化財発 掘調査業務							○				
広域営農団地農道整備事業柳井大畠地区 平成22年 度第3工区4号									○		
農業用河川工作物応急対策事業 浜田地区 平成22年 度堰体工事										◎	
ふるさと農道緊急整備事業波野川西地区平成21年度			◎								
基幹農道整備事業平生中央2期地区平成21年度道路 工事 第3工区2号									○		

4 山口農林事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
農免農道整備事業牟礼小野2期地区平成22年度 道路工事6号				○							
経営体育成基盤整備事業二島西第二地区 平成22年度埋蔵文化財発掘調査業務			○				○				
全国植樹祭植樹会場整備調査設計業務	○							○			

5 下関農林事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
広域営農団地農道整備事業豊関3期地区平成21年法 面保護工事3工区第6号				○							
広域営農団地農道整備事業豊関2期地区 平成21年度 法面保護工事3工区第8号			○								
ふるさと農道緊急整備事業 豊関地区 平成22年度 竜王橋整備工事第3号			○								
県営中山間地域総合整備事業 下関北部地区 平成21年度 ため池改修工事 平原工区										◎	
ふるさと農道緊急整備事業 豊関地区平成21年度 竜王橋整備工事 第2号										◎	

事務所全般											○	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

6 萩水産事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
萩漁港海岸 漁港海岸保全施設整備（本土・海岸）工事 第1工区	○										
見島漁港特定漁港漁場整備（4種・離島）工事に伴う測量調査設計業務委託 第3工区・第4工区	○										

7 土木建築部 建築指導課

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
山口県立青嶺高等学校本館工事		○			○						
光高校管理棟他耐震補強計画策定等業務											○
南陽工業高校 工業化学実習棟他耐震改修工事	◎										
宇部高等学校 特別教室 耐震改修工事	◎								○		

10 柳井土木建築事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
黒杭川上流ダム建設工事					○					◎	
黒杭川上流ダム管理制御処理設備工事										◎	
全庁的に関わるもの										◎	

11 周南土木建築事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
西光寺川広域河川改修工事 第2工区											○
都市計画街路虹ヶ丘森ヶ峠線 地方特定道路整備事業 第2工区					○						
平成22年度22年災害補災道第684号一般国道489号道路災害復旧工事										○	
広域河川改修工事に伴う発注者支援業務委託第4工区						○					
土木建築事務所全般に関わるもの										○	

1 2 防府土木建築事務所

契 約 名 等	工期	設 計 金 額	積 算 単 価	設 計 変 更	契 約 変 更	入 札 関 係	随 意 契 約	プロポ ーザル	履 行 確 保	事 務 処 理	そ の 他
沖ノ原西地区 自然災害防止・急傾斜工事 第2工区				○	○						
主要県道萩篠生線 単独橋梁補修工事 第1工区											○
主要県道山口宇部線単独道路改良工事第2.6工区	◎									○	◎
県道山口宇部線嘉川IC高架橋（仮称）橋梁整備工事 （上部工）	○				○						
一般道 262 号単独道路災害防除（通常）工事				○		○					
きらら浜多目的グラウンド整備工事 第5工区	◎										◎
きらら浜多目的グラウンド整備工事 第1工区	◎				○						
一般県道新山口停車場長谷線単独道路改良（合併・指） 工事第7.2工区	○			○	○						
主要県道山口宇部線 単独道路改良（合併・指）工事 第3.1工区					○						

小串南上川通常砂防（社会資本総合交付金）工事に伴う 測量設計業務委託 第1工区						○					
管内一円道路維持管理業務委託 第2工区				○							
管内一円道路維持管理業務委託 第1工区			○								
主要県道豊浦菊川線単独道路改良工事 第2工区										○	
都市計画街路二ノ浜線地方特定道路整備工事第1工区										○	

59

15 萩土木建築事務所

契約名等	工期	設計 金額	積算 単価	設計 変更	契約 変更	入札 関係	随意 契約	プロポ ーザル	履行 確保	事務 処理	その他
主要県道萩秋芳線地域活力基盤創造交付金事業（道改単）工事 第1工区											○
平成21年度主要県道萩秋芳線地域活力基盤創造交付金事業（道改単）工事 第1工区										○	
都市計画街路今魚店金谷線 特定道路整備工事に伴う 測量業務委託 第5工区				○						○	
一般国道262号道路改良（総合交付金・道改単合併）工 事に伴う設計業務委託 第2工区						○					

18 宇部港湾管理事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
宇部港廃棄物埋立護岸築造工事 第1工区						○					
宇部港単独港湾整備工事に伴う環境監視業務委託 第1工区						○					
山口宇部空港用地護岸改良工事										○	

19 宇部小野田湾岸道路建設事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事 本線第10工区	○					○			○		
都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事 本線第20工区	○										
都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事西第45工区										○	
都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事本線第9工区	◎										
都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事東第18工区	◎										

20 企業局 周南工業用水道事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
富田・夜市川工業用水道事業7～9工区		○									
周南工業用水道事務所計算法設備改良工事								○			
川崎導水路（2号サイフォン）改良工事									○		
富夜T1A号線 電食防止装置設置工事										◎	
平成22年度向道系川崎導水路実施設計業務委託										◎	

62

21 企業局 厚東川工業用水道事務所

契約名等	工期	設計金額	積算単価	設計変更	契約変更	入札関係	随意契約	プロポーザル	履行確保	事務処理	その他
厚東川工業用水道事務所計算法設備改良工事								○			

2 2 県警本部警務部 会計課

契 約 名 等	工期	設 計 金 額	積 算 単 価	設 計 変 更	契 約 変 更	入 札 関 係	随 意 契 約	プロポ ーザル	履 行 確 保	事 務 処 理	その他
美祢警察署秋芳北警察官駐在所新築工事の実施設計業務						○					
山口県警察本部中央監視システム端末伝送装置更新工事の実施設計業務										○	
美祢警察署秋芳北（仮称）警察官駐在所新築工事										○	

2 3 県警本部生活安全部 地域課

契 約 名 等	工期	設 計 金 額	積 算 単 価	設 計 変 更	契 約 変 更	入 札 関 係	随 意 契 約	プロポ ーザル	履 行 確 保	事 務 処 理	その他
ヘリコプター映像通信システム地上設備更新工事			○							○	

第5 個別監査結果

1 農林水産部 漁港漁場整備課

業務名	:	徳山漁港 漁港整備工事第3工区	
相手先	:	洋林建設(株)	
契約日	:	(当初) 平成22年1月12日 (変更) 平成22年1月22日 (変更) 平成22年3月24日 (変更) 平成22年9月6日	
契約期間		(当初) 平成22年1月13日から平成22年3月25日 (変更) 平成22年1月13日から平成22年9月30日	
金額	:	予定価格 (当初) 187,104,750 円 設計金額 (変更) 182,977,200 円 設計金額 (変更) 204,641,850 円 契約金額 (当初) 157,702,650 円 契約金額 (変更) 154,222,950 円 契約金額 (変更) 172,482,450 円	
契約内容		<ul style="list-style-type: none">・ 契約方法 一般競争入札・ 契約方法の根拠 総合評価方式・ 契約変更している場合の理由 (変更) 平成22年1月22日 入札条件に伴い諸経費の調整を行った。 (変更) 平成22年3月24日	

- ① 杭打工の施工に先立ち現地調査した結果、巨石等が確認されたため先行掘削工を実施したい。
- ② 杭打工において港口を閉塞してしまうことから、海上保安部より警戒船を2船対応にするよう指導された。これにより、警戒船の使用数が増となる。
- ③ 照明灯を3基実施することにより、徳山漁港整備工事の事業進捗を図りたい。
- ④ 上記の工事追加に伴い、工期を9月30日まで延伸したい。
- ⑤ その他の数量及び金額の異動は現地精査による。

(変更)

平成22年9月6日

- ① A防波堤の新設杭に電気防食を設置することにより、施設の延命対策を図りたい。
- ② 瀬戸内海においてサメの存在が確認されたため、水中作業の安全を図るため、サメネット(籠)を製作、据付けし作業員の安全を図りたい。
- ③ 上記の工事追加に伴い、やむを得ず照明灯の設置を1基減とする。
- ④ その他の数量及び金額の異動は現地精査による。

(1) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

平成22年3月24日に工期の延長をしている(平成22年3月25日から平成22年9月30日までに延長)。

工期の延長は、契約書約款では、第21条(乙の請求による工期の延長)、第23条(工期の変更方法)で規定されており、工期延伸の理由が第21条であれば延長申請書を業者から入手すべきであり、第23条であれば協議履歴を残すべきであるが、このことが行われていない。

また、工事台帳に第3回目の中間検査についての記載がされていなかった。

さらに、工事台帳に下請け状況の記載がされていなかった。

(2) その他の監査結果等

ア 工期についての指摘

当初契約では着工から完成まで1週間程度の工期（平成23年3月24日から平成23年3月31日）となっており、予定価格18百万円の業務であることからみて、期間内での完成は無理と思われ、当該事業については、契約時点で明許繰越の承認を得ているので、当初契約時に適正な工期を設定するべきであったと考える。

平成22年度 徳山漁港海岸 海岸保全施設整備（高潮）工事に伴う
設計業務委託 第4工区

イ 事務処理上の問題についての意見

「予定価格の決定について」（予定価格の伺）について、第1工区、第2工区、第3工区及び第4工区のいずれも、起案日、決裁日が記載されていなかったため適切な事務処理を行う必要がある。

徳山漁港海岸 海岸保全施設整備（高潮）工事に伴う地質調査業務委託
第1工区

ウ 積算単価（業務委託における見積単価の決定）についての意見

当該業務発注時には、単価見積の取り方に関する取り決めがなく、歩掛の見積に関する取り決めが無かったため、基本的には見積徴取単価の決定方法の要領どおり、平均単価を求め、その±50%を外れるものは異常値として除外し、平均単価を再計算したものを決定単価としている。

しかし、当該業務は複数の歩掛が一体として機能しているため、それぞれの歩掛で平均値を求めると異常値が多数発生することから、業務全体の見積価格で平均値を求め異常値をチェックするという方法をとっていた。

このような見積単価の決定方法について定められたものがなかったため明確化する必要がある。

なお、平成23年10月1日以降発注分からは、複数の歩掛を見積徴取する場合の取扱方法が統一されており、複数歩掛の総価の平均値から±50%の範囲を外れたものを異常値として排除することになった。

山口県山口南沿岸大津島漁港海岸本浦地区海岸等に係る浸水予測区域及び図面の作成（第1工区）

2 岩国農林事務所

業務名	:	県営中山間地域総合整備事業 南河内地区 平成22年度 区画割設計業務
相手先	:	山口県土地改良事業団体連合会
契約日	:	(当初) 平成22年8月26日 (変更) 平成23年3月23日
委託期間		
(当初)		平成22年8月27日から平成23年3月25日
(変更)		平成22年8月27日から平成23年9月27日
金額	:	予定価格 (当初) 3,612,000 円 設計金額 (変更) 3,612,000 円
		契約金額 (当初) 3,570,000 円 契約金額 (変更) 3,570,000 円
契約内容		
		・ 契約方法 随意契約
		・ 契約方法の根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
		・ 契約変更している場合の理由 地元協議に不測の時間を要したため、工期を延伸する。

業務名 : 県営中山間地域総合整備事業 南河内地区
平成22年度 換地業務

相手先 : 岩国市長

契約日 : (当初) 平成22年8月12日
(変更) 平成23年3月23日
(変更) 平成23年3月29日
(変更) 平成23年7月22日

委託期間

(当初) 平成22年8月13日から平成23年3月25日
(変更) 平成22年8月13日から平成23年3月31日
(変更) 平成22年8月13日から平成23年7月29日
(変更) 平成22年8月13日から平成23年10月31日

金額 : 予定価格 (当初) 9,097,800 円
設計金額 (変更) 8,565,850 円
設計金額 (変更) 8,565,850 円
設計金額 (変更) 8,565,850 円

契約金額 (当初) 9,097,800 円
契約金額 (変更) 8,309,650 円

契約内容

- ・ 契約方法
随意契約
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- ・ 契約変更している場合の理由
(第1回変更)
換地計画原案(道路、水路の位置)に異議が出され、その調整に時間を要したため、工期を延伸する。
(第2回変更)

竹安、大山換地区の換地計画原案に異議が出され、その調整に時間を要したため、工期を延伸する。

(第3回変更)

竹安換地区は不換地面積が多く、換地計画原案の作成に時間を要したため、工期を延伸する。

業務名 : 県営中山間地域総合整備事業 南河内地区
平成22年度 細部設計業務 土生換地区

相手先 : 株式会社 坂本建設コンサルタント

契約日 : (当初) 平成22年9月6日
(変更) 平成23年3月23日
(変更) 平成23年6月21日
(変更) 平成23年8月24日

委託期間

(当初) 平成22年9月7日から平成23年3月25日
(変更) 平成22年9月7日から平成23年7月6日
(変更) 平成22年9月7日から平成23年9月2日
(変更) 平成22年9月7日から平成23年9月30日

金額 : 予定価格 (当初) 3,181,500 円

契約金額 (当初) 3,181,500 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠

地方自治法施行令第 167 条第 1 項

- 契約変更している場合の理由

- (第 1 回変更)

- 換地計画書作成において地元から異議が出され、その調整に時間を要したため工期を延伸する。

- (第 2 回変更)

- 換地計画原案の作成が遅延したため、工期を延伸する。

- (第 3 回変更)

- 地元協議後の計画変更に時間を費やすため、委託期間を延長するよう申請書が提出される。

業務名 : 県営中山間地域総合整備事業 南河内地区
平成22年度 細部設計業務 竹安換地区

相手先 : 株式会社 泉土木コンサルタント

契約日 : (当初) 平成22年9月6日
(変更) 平成23年3月23日
(変更) 平成23年9月8日

委託期間

(当初) 平成22年9月7日から平成23年3月25日
(変更) 平成22年9月7日から平成23年9月27日
(変更) 平成22年9月7日から平成24年2月29日

金額 : 予定価格 (当初) 4,378,500 円
設計金額 (変更) 3,979,500 円
設計金額 (変更) 3,979,500 円

契約金額 (当初) 4,147,500 円
契約金額 (変更) 3,769,500 円
契約金額 (変更) 3,769,500 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第167条第1項
- ・ 契約変更している場合の理由
(第1回変更)
換地計画書作成において地元から異議が出され、その調整に時間を要したため工期を延伸する。
(第2回変更)
換地計画原案の作成が遅延したため、工期を延伸する。

業務名	:	県営中山間地域総合整備事業 南河内地区 平成22年度 細部設計業務 大山換地区	
相手先	:	株式会社 異設計コンサルタント	
契約日	:	(当初) 平成22年9月6日 (変更) 平成23年3月23日	
委託期間			
(当初)		平成22年9月7日から平成23年3月25日	
(変更)		平成22年9月7日から平成23年9月27日	
金額	:	予定価格 (当初)	3,580,500 円
		設計金額 (変更)	変更なし
		契約金額 (当初)	3,391,500 円
		契約金額 (変更)	変更なし
契約内容			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法 指名競争入札 ・ 契約方法の根拠 地方自治法施行令第167条第1号 ・ 契約変更している場合の理由 (第1回変更) 換地計画書作成において地元から異議が出され、その調整に時間を要したため工期を延伸する。 	

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

中山間地域総合整備事業の委託業務においては、区画割設計業務、細部設計業務3地区、換地業務となっている。通常、区画割設計業務が終了してから細部設計業務を行うと考えられるが、当初、区画割設計業務の期間は平成22年8月27日～平成23年3月25日、細部設計業務は平

成 22 年 9 月 7 日～平成 23 年 3 月 25 日となっており、区画割業務が着工してから 10 日余りでの細部設計の着工となっている。そして、当初の業務完成時期は区画割設計業務、細部設計業務、換地業務ともに同じ平成 23 年 3 月 25 日となっている。細部設計業務の契約時期が早すぎるのではないかと考えられる。

また、細部設計業務については、土生換地区、竹安換地区、大山換地区の 3 地区に分けられ、それぞれ別途に入札（指名競争入札）が行われ、それぞれ別の業者と業務委託契約が締結されている。これら 3 契約については、いずれも落札率が 94.72%と同率となっている。同率となったのは、競争入札の結果たまたま同率となったものと同事務所では考えているとのことである。

今後は、このようなケースの場合、問題ないと判断した経緯等について、記録を残しておく必要があると考える。

業務名	:	山のみち地域づくり交付金事業 林道大朝・鹿野線 平成 22 年度林道開設工事 第 1 工区 橋梁詳細設計業務	
相手先	:	株式会社宇部建設コンサルタント	
契約日	:	(当初)	平成 23 年 3 月 23 日
		(変更)	平成 23 年 3 月 28 日
		(変更)	平成 23 年 6 月 6 日
		(変更)	平成 23 年 7 月 29 日
委託期間	:	(当初)	平成 23 年 3 月 24 日から平成 23 年 3 月 30 日
		(変更)	平成 23 年 3 月 24 日から平成 23 年 6 月 28 日
		(変更)	平成 23 年 3 月 24 日から平成 23 年 8 月 26 日
		(変更)	平成 23 年 3 月 24 日から平成 23 年 9 月 30 日
金額	:	予定価格 (当初)	5,411,700 円
		契約金額 (当初)	4,305,000 円
		契約金額 (変更)	変更なし
		契約金額 (変更)	変更なし
		契約金額 (変更)	4,139,100 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札

- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第 167 条第 1 項

- ・ 契約変更している場合の理由
(第 1 回変更)
業務完了までに、期間を要するため、委託期間を延長するよう申請書が提出される。
(第 2 回変更)
関係者との調整に時間を要したため、委託期間の延長が必要となった。
(第 3 回変更)
 - ① ボーリング調査結果より、橋梁形式を変更する。
 - ② 用地外に設置する、仮設道路設置の了解を得るのに時間を要したため工期を変更する。

(2) 監査結果等

ア 入札の透明性（分割発注）についての意見

山のみち地域づくり交付金事業第 1 工区として、橋梁調査設計業務及び橋梁詳細設計業務が行われている。通常、調査設計の後、詳細設計を行うものと考えられるが、前者の当初の業務期間は平成 22 年 11 月 22 日から平成 23 年 3 月 10 日までであり、後者の当初の業務期間は平成 23 年 3 月 24 日から平成 23 年 3 月 30 日までとなっており、後者の橋梁詳細設計業務の期間は 1 週間であり、その期間内で業務を終了することは困難であると考えられる。

その後、詳細設計業務は、3 回期間の延長が行われ、平成 23 年 9 月 30 日に終了予定となっている。

明許繰越手続申請中に業務発注が行われており、さらに、一つの構造物の調査設計と詳細設計を分割して発注を行っている。

明許繰越手続終了後、業務発注を行うよう検討する必要がある。

また、分割発注を行う場合にはその理由を整理し記録として残す必要がある。

業務名	:	山地治山事業出合地区平成22年度復旧治山工事	
相手先	:	(株)三友	
契約日	:	(当初)	平成22年10月5日
		(変更)	平成23年3月28日
		(変更)	平成23年6月8日
契約期間			
(当初)		平成22年10月6日から平成23年3月30日	
(変更)		平成22年10月6日から平成23年6月25日	
(変更)		平成22年10月6日から平成23年9月26日	
金額	:	予定価格 (当初)	84,751,800 円
		設計金額 (変更)	104,620,950 円
		設計変更 (変更)	104,620,950 円
		契約金額 (当初)	70,802,660 円
		契約金額 (変更)	87,400,950 円
契約内容			
		・ 契約方法	一般競争入札
		・ 契約方法の根拠	総合評価方式
		・ 契約変更している場合の理由	略

(3) 監査結果等

ア 履行の確保 (中間検査等の実施時期) についての意見

工事期間の終了前2か月で中間検査を2回行っている (8月4日、8月29日)。

工程等を見ると8月4日の中間検査はもう少し早いタイミングで実施する必要があったと考えられ、中間検査は適時に行う必要があるものと考ええる。

また、中間検査を実施した時期について、理由等を記録として残す必要がある。

業務名	:	ふるさと林道緊急整備事業 林道二鹿・川越線 平成21年度 法面保護工事 第1工区	
相手先	:	株三友	
契約日	:	(当初) 平成21年8月24日 (変更) 平成21年11月26日	
契約期間 (当初)	:	平成21年8月25日から平成21年12月10日	
金額	:	予定価格 (当初)	15,372,000 円
		設計金額 (変更)	16,475,550 円
		契約金額 (当初)	11,954,338 円
		契約金額 (変更)	12,812,100 円
契約内容			
	・	契約方法 一般競争入札	
	・	契約方法の根拠 総合評価方式	
	・	契約変更している場合の理由 現地協議による各種数量変更。	

(4) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

入札参加業者13社のうち10社が判断基準価格と同額であった。

また、落札業者は5社のくじ引きで決定されている。

このような状況が続くようであれば、不正等の存在について調査する必要もある。

ふるさと林道緊急整備事業 林道二鹿・川越線平成21年度 法面保護
工事 第4工区も同様な状況である。

イ 履行の確保（中間検査の実施）についての意見

工期が短いため中間検査を省略しているが、当工事は低入札価格調査を実施しており、規則上は1回以上の中間検査が必要である。

しかし、実質的に問題ないとの主張であるが、規定に従い適正に検査を行う必要がある。

(5) その他の監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

契約書の条項によれば、工期を延長する場合には、受注者からの申請または受注者と発注者との協議が必要となっているが、そのいずれの書類もなかった。

契約条項（第21条等）に従った取扱いをする必要がある。

県営中山間地域総合整備事業 山代の郷地区平成22年度営農飲用水
施設整備工事第2号

3 柳井農林事務所

業務名	:	広域営農団地農道整備事業 平成22年埋蔵文化財発掘調査業務	
相手先	:	(財) 山口県ひとづくり財団	
契約日			
(当初)		平成22年5月28日	
(変更)		平成23年1月12日	
契約期間			
(当初)		平成22年5月28日から平成23年3月31日	
金額	:	予定価格 (当初)	13,923,000 円
		設計金額 (変更)	10,416,000 円
		契約金額 (当初)	13,923,000 円
		契約金額 (変更)	10,416,000 円
契約内容			
		・ 契約方法 随意契約	
		・ 契約方法の根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号	
		・ 契約変更している場合の理由 略	

(1) 監査結果等

ア 随意契約についての意見

随意契約の理由として、埋蔵文化財は県民共有の財産であることから調査には特殊な技術や経験が必要とし、県内で実施可能な団体は「(財)山口県ひとづくり財団」以外にないため競争入札に適さないとしている。発掘調査可能な業者・団体が「(財)山口県ひとづくり財団」以外にな

という理由の記載だけでは不十分である。

網羅的に県内業者等をチェックした結果、当財団と随意契約に至ったという流れが確認できるように文書を記録・保存すべきである。

(2) その他の監査結果について

ア 履行の確保（中間検査の時期の妥当性）についての意見

平成23年8月末時点で進捗6割に達しているが中間検査未実施となっていた。

県の運用規定において、中間検査は完成・出来形検査時期及び当該工事の工事内容を考慮し、進捗度を参考に施工上の重要な段階等に実施するとされており、当該規定に示されている進捗率を超えて検査日を設定する場合は、考え方について整理し適切に設定する必要がある。

広域営農団地農道整備事業柳井大畠地区 平成22年度第3工区4号

イ 事務処理上の問題についての指摘

請負業者は3社に対して下請負を行っているが、下請負人届に添付されている「下請負人届チェックリスト」を通査したところ、下請負金額の妥当性を検討する直接工事費の欄が3件とも未記載であった。

農業用河川工作物応急対策事業 浜田地区 平成22年度堰体工事

ウ 積算単価（見積単価の算出方法の統一）についての指摘

見積単価算出方法は、3社平均ではなく3社のうちの最低価格を採用していた。

見積単価の算出に関する規定では、3社以上から見積を徴収し、異常値を排除して平均値を採用することとされている。

見積単価は、規定に沿って適正に算出する必要がある。

ふるさと農道緊急整備事業 波野川西地区平成21年度

エ 履行の確保（中間検査の実施時期）についての意見

2回目の中間検査のタイミングについて、出来形検査と兼ね、工事進捗率80%程度のところで検査を実施しているが、参考として、運用規定

に示されている進捗率を超えて中間検査を実施する場合は、検査日設定の考え方について整理し、適切に設定する必要があると考える。

基幹農道整備事業平生中央2期地区平成21年度道路工事
第3工区2号

4 山口農林事務所

業務名	:	農免農道整備事業牟礼小野2期地区 平成22年度道路工事6号	
相手先	:	山陽建設工業(株)	
契約日			
(当初)		平成22年8月25日	
(変更)		平成22年9月24日	
(変更)		平成23年3月24日	
(変更)		平成23年7月27日	
工事期間			
(当初)		平成22年8月26日から平成23年3月25日	
(変更)		平成22年8月26日から平成23年8月31日	
金額	:	予定価格 (当初)	94,445,400 円
		設計金額 (変更)	111,373,500 円
		設計金額 (変更)	122,917,200 円
		設計金額 (変更)	126,976,500 円
		契約金額 (当初)	79,957,500 円
		契約金額 (変更)	94,287,900 円
		契約金額 (変更)	104,060,250 円
		契約金額 (変更)	107,495,850 円
契約内容			
		・ 契約方法 条件付き一般競争入札	
		・ 契約方法の根拠 総合評価方式 (特別簡易型)	
		・ 契約変更している場合の理由	

第1回変更

事業効果早期実現のため、土工及び水路工の追加。

第2回変更

PC鋼より線による緊張工ほか追加並びに工期の延長。

第3回変更

法面一部崩壊による復旧工ほか。

(1) 監査結果等

ア 設計金額の変更(30%以上)についての意見

3回の契約変更が行われており、次のようになっている。

当初契約 79,957,500円、最終契約金額 107,495,850円、当初設計金額 94,445,400円、最終設計金額 126,976,500円であり、変更金額は当初の設計金額の30%を超えている。

昭和51年7月7日付の農林部長通知「設計変更の取り扱いについて」では、設計変更は、変更金額が元設計金額の30%以内の変更、または現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとされている。

同事務所では、工事实施上の問題点解消のための変更であり、工程及び現場の輻輳等から別途施工とすることが不適切と判断したとしているが、内容変更が多岐にわたり曖昧である。

変更金額が元設計金額の30%を超える工事については、別工事として起工しない理由についての根拠等を示した理由書を添付し決裁を受け、記録として保存する必要があるものとする。

業務名 : 経営体育成基盤整備事業二島西第二地区
平成22年度埋蔵文化財発掘調査業務

相手先 : (財)山口県ひとづくり財団

契約日 : (当初)平成22年4月23日
(変更)平成23年1月11日

契約期間

(当初) 平成 22 年 4 月 23 日から平成 23 年 3 月 31 日
(変更) 変更なし

金額 : 予定価格 (当初) 56,119,999 円
設計金額 (変更) 53,452,000 円

契約金額 (当初) 56,119,999 円
契約金額 (変更) 53,452,000 円

契約内容

- ・ 契約方法
随意契約

- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
①文化財関係通達文書のうち、昭和 50 年 11 月 13 日付け 50 構改 A 第 1772 号で「文化財保護担当部局は、文化財保護法第 57 条の 3 第 3 項及び第 57 条の 6 第 3 項の協議並びに実施予定地区に係る各種文化財の調査に当たっては当該事業の計画的かつ円滑な実施に支障が生じないように速やかに措置するもの」と通達されていること。
②また、埋蔵文化財は県民共有の重要な財産であることから、調査には特殊な技術と経験を必要とするものであること。
県内ではこの様な調査に精通し、かつ実施可能な団体は財団法人山口県人づくり財団（山口県埋蔵文化センター）以外にないため、競争入札には適さず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。

- ・ 契約変更している場合の理由
略

(2) 監査結果等

ア 随意契約についての意見

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約にて財団法人山口県ひとづくり財団との間で契約を行っている。その理由として、「事業の性質または目的が競争入札に適しないため」としている。

しかしながら、契約先以外にこのような業務に精通し、また実施可能な団体が存在しないのか検討を行った資料は存在しないので、記録として残す必要がある。

イ 積算単価（予定価格の積算）についての意見

財団法人山口県ひとつくり財団（山口県埋蔵文化財センター）から埋蔵文化財発掘調査業務見積内訳書の提出を受けているが、その内容を分析検討した資料は存在しない。

内容的には諸経費と調査費の区分で曖昧なところもあるので、細目についての整理を検討する必要がある。

業務名	:	全国植樹祭植樹会場整備調査設計業務
相手先	:	八千代エンジニアリング株式会社
契約日	:	(当初) 平成 22 年 6 月 30 日 (変更) 平成 22 年 9 月 22 日 (変更) 平成 22 年 12 月 20 日 (変更) 平成 23 年 3 月 15 日
工事期間		
(当初)		平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日
(変更)		平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 12 月 24 日
(変更)		平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
金額	:	予定価格 (当初) 38,338,650 円 設計金額 (変更) 49,309,050 円 契約金額 (当初) 35,595,000 円 契約金額 (変更) 45,780,000 円
契約内容		
	・	契約方法 随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

- ・ 契約方法の根拠
技術力や経験及び業務態勢などを含めた総合的な能力を公平に評価するプロポーザル方式
- ・ 契約変更している場合の理由
 - ① 「計画案作成に向けた調整に不測の日数を要したため。」との委託期間延長申請が請負業者から提出され、内容を審査した結果事情やむを得ないものと判断（12月24日まで延長）。
 - ② 「園路設計等について、都市公園整備計画との調整に不測の日数を要した。また、修景植栽計画について、記念植樹の樹種選定との調整に不測の日数を要したため。」との委託期間延長申請が請負業者から提出され、内容を審査した結果事情やむを得ないものと判断（3月31日まで延長）。

（3）監査結果等

ア プロポーザル方式についての意見

プロポーザル方式で委託候補者を選定し、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行っている。

県においては、業務委託プロポーザル方式について「山口県業務委託プロポーザル方式実施要領」が規定されている。

プロポーザル方式による委託候補者選定の評価基準等の妥当性を検証し、その結果を今後のプロポーザルに反映させる必要がある。

イ 工期（委託期間の延長）についての意見

①委託期間の延長は、業者からの申請によるとされている。打合せ記録簿により業務遂行の状況は確認できるが、委託期間の延長については、より慎重に審査する必要がある。

②また、工期の延長申請で「調整に不測の日数を要した」とあるが、どこと、どのような調整をしたのか、また結果はどうだったのかなど、請負者の調査書などの説明資料を添付させることの検討が必要である。

③工期の大幅な延長をしているが、契約額の変更はなく、年度末の契約工期末直前になって、当初契約額の約 28% 増という大幅な額の変更契約をしている。今後は、業務進捗に伴う打合せ簿等によって業務内容や概算金額などの変更について整理し、発注者及び受注者双方の合意内容を明確にする必要がある。

5 下関農林事務所

業務名	:	広域営農団地農道整備事業豊関3期地区平成21年度 法面保護工事3工区第6号	
相手先	:	山口道路興業(株)	
契約日	:	(当初) 平成21年8月5日 (変更) 平成21年9月30日	
契約期間			
(当初)		平成21年8月6日から平成22年2月26日	
(変更)		平成21年8月6日から平成22年2月26日	
金額	:	予定価格 (当初)	97,362,300 円
		設計金額 (変更)	126,571,200 円
		契約金額 (当初)	77,066,176 円
		契約金額 (変更)	100,185,750 円
契約内容			
		・ 契約方法 一般競争入札	
		・ 契約方法の根拠 総合評価方式	
		・ 契約変更している場合の理由 法枠工追加。	

(1) 監査結果等

ア 設計金額の変更についての意見 (30%以上)

変更設計がなされているが、変更設計後の工事費が元設計金額の30%を超えている。

30%を超える場合は、原則として別設計とすることとなっているが、変更設計・契約で処理している。同事務所では、一体工事であり効率的

な工事の実施のため変更設計で対応したとの説明であったが、変更理由書の変更内容は他の変更と特に変わらないものである。

30%を超える変更となる場合は、別工事として起工しない理由についての根拠等を示した理由書とともに、決裁文書等を記録として保存する必要があるものとする。

(2) その他の監査結果

ア 積算単価（見積単価算出方法の統一）についての意見

(ア) 見積単価は、見積を依頼した3社の平均を見積単価としていた。

規定では、3社以上から見積を徴取して、異常値を排除した平均値の有効数字を3桁とし4桁目を切り捨てたものを採用することとされているにもかかわらず、規定以外の方法をとっていた。

なお、見積単価は規定に沿って適正に算出する必要がある。

広域営農団地農道整備事業豊関2期地区平成21年度法面保護工事
3工区第8号

(イ) 混合廃棄物処理費などの少額なものの積算単価について、過去に算出した見積単価を使用していた。

ふるさと農道緊急整備事業 豊関地区平成22年度 竜王橋整備工
事第3号

イ 事務処理上の問題についての指摘と意見

(ア) 変更設計を2回行っているが、変更理由書記載の変更金額の数字が間違っている。

変更理由書は最終的に集約した情報であり、起案添付書類であるため正確な数字で記載して意思決定すべきである。

それゆえ、変更設計の決裁段階で確実にチェックし齟齬が生じないよう心がける必要がある。(指摘)

県営中山間地域総合整備事業 下関北部地区平成21年度 ため
改修工事 平原工区

(イ) 工期の延長については、契約約款上では、第21条で、「業者からの申請書」また、第23条で、「協議・協議開始の通知」が規定されてい

るが、事務所の取扱いは、第 23 条の場合は打ち合わせ簿で管理しているが、契約約款との関係上からも、取扱い等について検討することも必要と考える。(意見)

事務所全般

- (ウ) 工事技術検査(完成)復命書の現実完成年月日が平成 22 年 5 月 11 日となっているが、工事の完成日は平成 22 年 5 月 10 日である。
平成 22 年 5 月 11 日は工事完成の検査日である。(指摘)

ふるさと農道緊急整備事業 豊閑地区平成 21 年度 竜王橋整備工事
第 2 号

6 萩水産事務所

(1) 監査結果

ア 工期についての意見

(ア) 工期延長の主な原因である「地元船舶の移動に時間を要した」とだけ記載されているが、状況等が不明である。

移動作業等の内容を記した資料の添付により、時間を要した原因等が分かる記録を残しておくべきであると考ええる。

萩漁港海岸 漁港海岸保全施設整備（本土・海岸）工事 第1工区

(イ) 工期延長の主な原因である「関係機関との協議」は、協議した機関の名称、協議内容、協議の結果等記録として残しておく必要があると考ええる。

見島漁港特定漁港漁場整備（4種・離島）工事に伴う測量調査設計業務委託第3工区・第4工区

7 土木建築部 建築指導課

業務名	:	山口県立青嶺高等学校本館工事		
相手先	:	秋山建設・大和建设特定建設工事共同企業体		
契約日				
(当初)		平成21年5月22日		
(変更)		平成22年1月25日		
(変更)		平成22年7月30日		
契約期間	:	(当初)	平成21年7月14日から平成22年9月13日	
		(変更)	変更なし	
金額	:	予定価格 (当初)	574,095,900	円
		予定価格 (変更)	591,538,500	円
		契約金額 (当初)	437,734,500	円
		契約金額 (変更)	451,033,800	円
契約内容				
		・ 契約方法 一般競争入札		
		・ 契約方法の根拠 総合評価方式		
		・ 契約変更している場合の理由		
		① 支持基盤の深さの変動が設計時の想定と異なることが判明。		
		② 昇降場棟部分を学校側が使用するための安全対策を措置。		

(1) 監査結果等

ア 設計金額についての意見

入札参加予定業者は設計書の内容で不明な点等について工事内容質問書でその工事内容について質問を行っており、同課ではその質問に対す

る回答を閲覧にて行っている。この工事について、「図面23・25・28・29・35で、BL型流し台、コンロ台があるが、工事内訳書には無いが？」との質問に対し、「図面のとおりである」と回答している。この部分については、設計金額には反映されていないが、実際の工事はこれを含んだものとなっている。

したがって、積算された設計金額はその部分だけ過小なものとなっており、慎重な積算及びそのチェックを行う必要がある。

イ 契約変更についての意見

当該工事は平成21年度、22年度の2か年にわたる債務負担による工事である。

平成21年7月に契約・着工し、その後平成22年1月、7月に変更契約を行い、9月に完成している。このうち、第2回目の変更契約は基礎工事が計画以上に難航したため、「支持基盤の深さの変動が設計時の想定と異なる」を理由として増額変更を行っている。

しかし、すでに平成22年1月当時判明していたと思われ、なぜ、完成間近の契約変更としたのか疑問である。

この工事の関連工事である青嶺高校昇降場他新築工事では平成22年1月22日において同じ理由で変更契約を行っている。

結果的に、当該工事は平成22年度において過年度の発生原因を理由として契約の増額変更を行っている。

変更契約は、会計上の観点からも、原因が判明した時点若しくはその年度において契約変更を行うシステムを構築する必要があるものと考えらる。

業務名	:	光高校管理棟他耐震補強計画策定等業務	
相手先	:	(株)金子信建築事務所	
契約日	:	(当初)	平成 21 年 10 月 5 日
		(変更)	平成 21 年 12 月 16 日
		(変更)	平成 22 年 3 月 9 日
委託期間	:	(当初)	平成 21 年 10 月 6 日から平成 22 年 3 月 30 日
		(変更)	変更なし
金額	:	予定価格 (当初)	17,686,200 円
		設計金額 (変更)	12,670,350 円
		設計金額 (変更)	11,949,000 円
		契約金額 (当初)	15,435,000 円
		契約金額 (変更)	11,088,000 円
		契約金額 (変更)	10,359,300 円
契約内容			
		・ 契約方法	指名競争入札
		・ 契約方法の根拠	地方自治法施行令第 167 条第 1 項
		・ 契約変更している場合の理由	管理棟、昇降場棟の補強計画及び実施設計の中止及び普通教室棟の耐震調査の追加。

(2) 監査結果等

ア 予算の執行についての意見

平成 21 年 10 月 5 日に契約締結している。工期は平成 21 年 10 月 6 日から平成 22 年 3 月 30 日であり、業務内容は管理棟 A、B 及び昇降場棟の耐震調査、補強計画、実施設計の各業務である。

当該工事は指名競争入札であり 15 社が応札し、落札金額 15,435,000 円で(株)金子信建築事務所が落札し、契約を締結している。

落札率は 87.2%であった。

平成 21 年 12 月 16 日において対象棟（普通教室 2 棟）の追加、及び補強計画・実施設計の中止を内容とした変更設計・変更契約が行われている。

変更後の設計金額は 12,670,350 円、請負金額は 11,088,000 円（変更落札率 87.5%）であり、さらに、平成 22 年 3 月 9 日に 2 回目の変更契約が行われている。

その変更設計金額は 11,949,000 円、請負金額は 10,359,300 円（再変更落札率 86.7%）である。

業務手続上は、繰越の手続を行い、予算の変更を行った上で、次年度に繰り越すのが正当な手続であるが、予算上繰り越すことが出来ずにこのような方法をとったとのことである。

このような手続の後、平成 22 年度において光高校管理棟他耐震改修実施設計等策定業務の補強計画及び実施設計を随意契約により平成 22 年 5 月 13 日に光高校管理棟他耐震補強計画策定等業務を受注した同一業者との間で随意契約を行っている。当該契約は当初設計金額 16,041,900 円 請負金額 14,752,500 円（落札率 92.0%）であり、その後平成 23 年 2 月 10 日において設計変更により設計金額 16,875,000 円、請負金額 15,507,450 円（変更落札率 91.9%）となっている。

この業務の予算計上課である教育庁教育政策課の指示により、平成 21 年度履行可能な部分についてのみ精算した。なお、残りの業務については、耐震補強という特殊な業務を含むため、前契約業者が妥当であるとの考えから、平成 22 年度に随意契約をしている。

予算の適正な執行を考えれば、繰越手続という措置を講ずるべきである。

業務名	:	南陽工業高校 工業化学実習棟他耐震改修工事
相手先	:	野田建設（株）
契約日	:	（当初）平成 23 年 3 月 9 日
契約期間		
（当初）		平成 23 年 3 月 10 日から平成 23 年 3 月 31 日
（変更）		平成 23 年 3 月 22 日から平成 23 年 9 月 30 日
金額	:	予定価格（当初） 51,510,900 円
		契約金額（当初） 48,872,166 円
契約内容		
	・	契約方法 一般競争入札
	・	契約方法の根拠 総合評価方式
	・	契約変更している場合の理由 学校側の授業カリキュラムの調整に不測の日数を要したため工期を延伸。

（3）監査結果等

ア 工期についての指摘

業者からの工事変更理由は、「学校側の授業カリキュラムの調整に不測の日数を要したため」との理由であるが、最初の契約締結時の着工日が平成 23 年 3 月 10 日であり、完成予定日は平成 23 年 3 月 31 日となっている。

そもそも契約工期自体が無理である。このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明

許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

イ 契約変更（変更理由の妥当性）についての指摘

建築指導課の繰越理由は、「補強方法の変更に伴う着工遅れ」とあり、上記の業者からの延伸理由とは大きく異なっている。

教育政策課の繰越理由は、工事発注前に事業全体を見据えて作成し、業者の工期延長理由は、工事発注後に発注者、受注者、学校側との協議により作成したとのことであるが、その内容についてはそれぞれ異なったものである。受注者等との協議により整合性を持ったものとすべきである。

また、この問題の背後には上記アにおいて指摘したように実態と乖離した工期の設定がある。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経て、業務の執行を行う必要がある。

業務名	： 宇部高等学校 特別教室 耐震改修工事	
相手先	： 太陽産業株式会社	
契約日	： (当初) 平成 23 年 2 月 23 日 (変更) 平成 23 年 3 月 15 日 (変更) 平成 23 年 7 月 4 日	
工事期間		
(当初)	平成 23 年 2 月 24 日から平成 23 年 3 月 30 日	
(変更)	平成 23 年 2 月 24 日から平成 23 年 7 月 28 日	
(変更)	平成 23 年 2 月 24 日から平成 23 年 7 月 28 日	
金額	： 予定価格 (当初)	37,678,000 円
	設計金額 (変更)	38,208,450 円
	契約金額 (当初)	32,980,500 円
	契約金額 (変更)	33,447,750 円
契約内容		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法 一般競争入札 ・ 契約方法の根拠 総合評価方式 ・ 契約変更している場合の理由 略 	

(4) 監査結果等

ア 工期についての指摘

契約上の工期は平成 23 年 2 月 24 日から平成 23 年 3 月 30 日となっているが、平成 23 年 2 月 24 日付で提出された工程表では、終期が平成 23 年 3 月 31 日（準備工以外）となっている。

平成 23 年 3 月 14 日付で次のような「工期の延長申請」が提出されて

いる。

「当初平成 23 年 2 月 24 日から平成 23 年 3 月 30 日までの工期を平成 23 年 2 月 24 日から平成 23 年 7 月 28 日まで延長した理由は、学校側において、授業カリキュラムの調整に不測の日数を要したため。」

なお、3 月 14 日までの出来高は 2% であった。

このように当初の契約工期については実態とかけ離れたものとなっている。このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

イ 履行の確保（中間検査）についての意見

工事技術検査（中間第 1 回）は、発注者側が工事途中において、工事の施工が適正に行われているか検査を行うものであることから、チェック表のチェックとともに、復命書には、検査年月日を明記し、どのような検査をしたのかなど記録しておく必要があると考える。

(5) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

請求書など、正本が 2 部提出されている。

県によると、請求書などは正本と写しの各 1 部を求めているが、正本を 2 部提出する業者もいるとのことである。

このような場合、正本の一部には、「控え」や「副」等の表示をしておくべきである。

山口県立防府高等学校 家庭科棟 耐震改修工事（全庁共通）

イ 履行の確保（工事検査）についての意見

「工事引渡書」で完成年月日が空欄のままとなっている。

特に現実完成年月日は、請負業者に必ず記載させるよう指導する必要がある。

工事検査復命書では、「適正に施工されている。」とのみの記載であるが、検査の内容など、具体的な記録を残す必要があると考える。

復命書の記載方法・あり方について検討する必要がある。

山口県立防府高等学校 家庭科棟 耐震改修工事（全庁共通）

8 土木建築部 住宅課

業務名 : 平成22年度西田中県営住宅バリアフリー改善工事
第1工区

相手先 : 成長産業(株)

契約日 : (当初)平成23年3月15日

工事期間
(当初) 平成23年3月16日から平成24年2月8日

金額 : 予定価格(当初) 190,493,100 円

契約金額(当初) 167,632,500 円

契約内容

- ・ 契約方法
一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
変更なし

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

4社入札のうち3社が低入札のため、「山口県低入札価格調査実施要領」に基づいて調査を実施している。うち1社は県が要求する調査表を提出しなかったため無効となり、また残り2社は要求に応じて調査表を提出したが、「低入札価格調査判断基準」に定める共通仮設費が設計金額の50%以上という数値的判断基準を満たしていなかったため、結果として2社とも不落札となったケースである。

このようなケースは、談合等の調査の必要性の有無について検討し、その結果等を記録として残す必要がある。

(2) その他の監査結果

ア 積算単価（設計変更時の見積）についての意見

「山口県公共住宅建築工事積算等取扱要領」では「公共住宅建築工事単価表」に掲げる単価等により難しい場合であって見積単価を使用する場合は、原則として3社以上の見積を取ることになっている。

しかし、変更契約時において請負業者のみからの見積で処理している。

変更契約時の見積単価の取り扱いについては、その取扱をはっきりさせる必要がある。

平成22年度東岐波県営住宅全面的改善工事

9 岩国土木建築事務所

業務名 : 平成21年度主要県道徳山本郷線 単独道路改良工事
第3工区

相手先 : (株)藤村組

契約日 : (当初) 平成22年2月25日
(変更) 平成22年3月24日

工事期間 : (当初) 平成22年2月26日から平成22年3月25日
(変更) 平成22年2月26日から平成22年11月30日

金額 : 予定価格 (当初) 67,420,500 円
設計金額 (変更) 79,648,000 円

契約金額 (当初) 56,175,000 円
契約金額 (変更) 69,680,100 円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付き一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式 (特別簡易型)
- ・ 契約変更している場合の理由
重力式擁壁工についての施工方法の変更並びに施工延長ほか

(1) 監査結果等

ア 工期についての指摘

この工事は工期 28 日で当初契約を行い、約 1 か月後に工期 278 日の変更契約を行っている。

工期延長の理由を確認したところ、本来約 278 日の工期で公告を付すべきであるが、県議会の繰越明許費の議決を経していないため、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を得た後、本来必要な工期への変更契約を行っているとのことである。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

イ 事務処理上の問題についての意見

監督職員は立合書・確認書を作成し、添付資料として材料検査確認書及び立合写真を添付することになっているが、材料検査確認書の監督職員記入欄・日付欄に記入のないものが散見された。

監督職員記入欄及び日付欄は適切に記入をする必要がある。

業務名 : 都市計画街路門前線地域活力基盤創造交付金（街単）
工事第1工区

相手先 : 株式会社 ガンシン

契約日 : (当初) 平成21年8月13日
(変更) 平成22年3月23日
(変更) 平成22年7月21日

工事期間

(当初) 平成21年8月14日から平成22年3月25日
(変更) 平成21年8月14日から平成22年10月29日

金額

予定価格（当初） 71,888,250 円
設計金額（変更） 92,851,500 円

契約金額（当初） 56,673,982 円
契約金額（変更） 73,199,700 円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
 - ① 排水工については、地元関係者と協議を行い、また、隣接地盤状況等を精査した結果、現状の排水能力及び地盤高等を確保した仕様・規格等に変更する。
 - ② 路面工については、地元関係者と協議及び精査の結果、交通円滑性を確保することにした。
 - ③ 水道管の移設の必要性が生じたため、本工区に追加する。

(2) 監査結果等

ア 工期についての意見

契約変更の理由として、「地元関係者と協議」による遅れが主な理由

と考えられるが、地元関係者との協議内容は、詳細を記録として残しておく必要がある。

請負業者から、「工期延長申請」が提出されており、その理由は、「路面工が年度内に完成しないため」とのみ記載され、工期を平成 22 年 10 月 29 日まで延長することを求めているが、① 請負業者の施工管理状況等はどうであったのか ② 10 月 29 日までの延長が妥当なのか等々の検討状況の記録を残しておく必要がある。延長申請が提出されるのは、工事の遅延が請負側に主な責任がある場合と考えられるのでそのためにも必要である。

平成 22 年 7 月 21 日に設計変更を起工し、同日付で変更契約を締結(工期及び金額の変更はない)しているが、平成 22 年 8 月 5 日には、もう工事完成通知書(同日完成)が提出されている。承認した工期より、約 3 か月も早く完成している。

変更設計や工期の設定は、金額的にも影響があると考えられるので、十分注意する必要がある。

(3) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

決裁日がないものが散見された。進行管理上の観点等からも、日付は明記しておく必要がある。

牛野谷川 単独河川改修(臨債) 工事第 1 工区

イ 工期(工期の変更理由)についての意見

「地元との協議や関係機関との協議に思わぬ日数を要した。」等の理由が頻繁に掲げられているが、その内容について明確にしているものはなかった。

工事の進捗状況を事務所として把握するためにも、その状況を記録して添付しておく必要がある。

牛野谷川 単独河川改修(臨債) 工事第 1 工区

10 柳井土木建築事務所

業務名	： 黒杭川上流ダム建設工事	
相手先	： 三井住友建設・井森工業特定建設工事共同企業体	
契約日	： 平成18年度から平成22年度までの債務負担工事	
	(当初)	平成18年12月18日
	(変更)	平成19年3月12日
	(変更)	平成20年3月25日
	(変更)	平成21年3月25日
	(変更)	平成22年7月12日
	(変更)	平成23年3月9日
工事期間	(当初)	平成18年12月19日から平成22年9月30日
	(変更)	平成18年12月19日から平成23年3月25日
金額	： 予定価格 (当初)	4,320,713,250 円
	設計金額 (変更)	4,348,312,500 円
	契約金額 (当初)	3,474,450,000 円
	契約金額 (変更)	3,496,642,800 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法 条件付き一般競争入札 ・ 契約方法の根拠 総合評価方式 ・ 契約変更している場合の理由 第1回変更 年度割額の設計変更。 第2回変更 転流工及び雑工事等の工事進捗による現地精査並びに基礎掘削完了に伴う設計変更と年度割額の変更等。 第3回変更 	

工事進捗及び完了による本体工事の二次転流工等の設計変更他と年度割額の変更等。

第4回変更

工事進捗及び完了による本体工事の堤体工、ボーリンググラウチング工等の設計変更と年度割額の変更等並びに工期の延長。

第5回変更

本体工（ボーリンググラウチング）等の完了に伴う設計変更。

(1) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

本体工事「本体掘削 土石 81,200 m³（設計数量）」について、平成19年度までに土石 85,300 m³ 金額 83,252,800 円を出来形として誤って支払っている。

なお、平成21年度において 金額-4,001,600 円の訂正が行われている。

イ 契約変更についての意見

本体工事の堤体工やボーリンググラウチング工等の変更内容の一部はすでに、工事の性格上平成20年度末において判明していると考えられるものである。

施工済みの部分については、平成20年度において設計・契約変更が行われず、上記の土砂の変更に合わせて変更設計・契約がなされており不明瞭な処理となっている。

出来形検査における業務処理を正しく行うと共にそのチェック手続の運用を適正に行う必要がある。

また、設計内容に変更が生じる場合には、原則としてその発生毎に変更の契約を締結することとし、その発生が多く多岐にわたる場合においても少なくとも、設計内容に変更が生じた年度に変更契約の締結を行う必要があるものとする。

業務名	:	黒杭川上流ダム管理制御処理設備工事	
相手先	:	日本無線 株式会社 中国支店	
契約日	:	(当初)	平成 21 年 9 月 30 日
		(変更)	平成 23 年 3 月 11 日
工事期間			
	(当初)	平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 20 日	
	(変更)	平成 21 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 26 日	
金額	:	予定価格 (当初)	224,676,900 円
		設計金額 (変更)	224,676,900 円
		契約金額 (当初)	220,500,000 円
		契約金額 (変更)	220,500,000 円
契約内容			
	・	契約方法 条件付一般競争入札	
	・	契約方法の根拠 総合評価方式	
	・	契約変更している場合の理由 一部の機器を黒杭川ダム管理事務所の耐震工事完了後に移設するための工期延長。	

(2) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

一般競争入札で、調査基準価格を下回った場合、調査用資料を提出させ調査検討の上、落札者とするか否かの決定をすることとなっているが、判断基準額を下回った場合も同様に調査用資料を提出させている。

判断基準額を下回った場合は落札者云々の検討の余地もないのであり、調査用資料を提出させることは、応札者にとって、費用等の負担になることは明らかであり、また、県の担当者にとっても業務の無駄な作業と

考えられ、調査用資料の提出範囲や方法等について検討が必要である。

また、審査会へ提出する評価調書であるが、各土木建築事務所により取扱いが次の3とおりとなっており、各所で異なったものとなっている。

- ① 評価調書へ記載する業者名は全て伏せている。
- ② 簡易型総合評価の場合のみ、業者名を記載している。
- ③ どのような場合でも全て記載している。

平成20年度に「競争入札審査会において技術評価点審査を行う際、特に、簡易型、標準型の審査においては、企業名を伏せて評価点を審査するなど、公正性の確保に努めること。」との通知が出ているが、事務所によりその取扱いが統一されていないと思われるので、取扱いを徹底する必要があるものとする。

全庁的に関わるもの

1.1 周南土木建築事務所

業務名	:	西光寺川広域河川改修工事第2工区
相手先	:	洋林建設(株)
契約日	:	(当初) 平成22年9月30日 (変更) 平成22年10月4日 (変更) 平成23年3月25日
契約期間		(当初) 平成22年10月1日から平成23年3月25日 (変更) 平成22年10月1日から平成23年3月25日 (変更) 平成22年10月1日から平成24年2月27日
金額	:	予定価格(当初) 129,094,350円 設計金額(変更) 116,426,100円 契約金額(当初) 108,975,000円 契約金額(変更) 98,010,150円
契約内容		<ul style="list-style-type: none">・ 契約方法 一般競争入札・ 契約方法の根拠 総合評価方式・ 契約変更している場合の理由 他工区との費用調整。

(1) 監査結果等

ア 予算の執行(前払金の資金効率及び契約時期の問題)についての意見
当工事は平成22年9月30日に当初契約がされ、平成23年3月25日が完成予定であった。

しかし、平成22年10月8日に工事の中止が決定され、平成23年3

月 25 日まで中止されている。

中止の理由は先行工区の工事進捗の影響によるというものであったが、先行工区も同一業者が受注している。

入札時の低入札価格調査時の資料を見ると、先行工区の進捗率は 0% になっている。

なお、第 2 回の契約変更で、平成 24 年 2 月 27 日に完成予定日が変更されており、実際には工事の進捗は不可能であったものと思われる。

契約時期を先行させると工事の着手前に前払金の支払いを行うこととなり、県の資金効率を悪化させることとなるので適切な時期に契約を行う必要がある。

業務名	:	都市計画街路虹ヶ丘森ヶ峠線 地方特定道路 整備事業 第 2 工区	
相手先	:	時盛建設(株)	
契約日	:	(当初)	平成 21 年 10 月 13 日
		(変更)	平成 21 年 12 月 10 日
		(変更)	平成 22 年 3 月 18 日
		(変更)	平成 22 年 3 月 25 日
		(変更)	平成 22 年 8 月 13 日
契約期間			
(当初)		平成 21 年 10 月 14 日から平成 22 年 3 月 26 日	
(変更)		平成 21 年 10 月 14 日から平成 22 年 3 月 31 日	
(変更)		平成 21 年 10 月 14 日から平成 22 年 8 月 30 日	
金額	:	予定価格 (当初)	38,208,450 円
		設計金額 (変更)	40,089,000 円
		設計金額 (変更)	36,141,000 円
		契約金額 (当初)	37,800,000 円
		契約金額 (変更)	39,659,550 円
		契約金額 (変更)	35,753,550 円

契約内容

- ・ 契約方法
一般競争入札

- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式

- ・ 契約変更している場合の理由
(変更)

平成 21 年 12 月 10 日 支障電柱の移転完了日が遅れることにより、その間の施工が不可能となったため、工事を一時中止（12 月 11 日から 104 日間）それに伴い工期を延伸。

(変更)

平成 22 年 3 月 18 日 施工中の通行規制に伴う交通誘導について、警察協議も踏まえて再検討した結果、交通誘導員を計上。

(変更)

平成 22 年 3 月 25 日 工期延伸。

(変更)

平成 22 年 8 月 13 日 排水対策の向上。他工区との調整のため車道舗装工をとりやめ。

交通誘導員は第 1 工区で対応することとし、取りやめ。

(2) 監査結果等

ア 契約変更についての意見

平成 22 年 3 月 18 日の変更で交通誘導員を 165 人新たに計上したが、平成 22 年 8 月 13 日の変更で取り消している。虹ヶ丘第 1 工区で平成 22 年 3 月 17 日に契約変更で交通誘導員を 150 人（30 人→180 人）増加し、平成 22 年 8 月 13 日の変更でさらに 213 人（180 人→393 人）増やしているが第 2 工区での変更による増加は必要なかったのではないかと考えられることから、当初設計については十分な調査検討を行い設計するよう心がける必要がある。

(3) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

(ア) 周南土木建築事務所では全体的に予定価格決定起案書の起案日・決裁日等の記載漏れが散見された。（事務所全体）

(イ) 工事完成通知、工事検査調書等の完成時の資料が整理されておらず、また、往査日現在、所在不明で確認できなかった。

書類の整理等は行政に於いては基本中の基本であることから、再度、職員に徹底を図り、書類の整理に努める必要があるものとする。

平成22年度22年災害補償道第684号一般国道489号道路災害復旧工事

(ウ) 工事台帳の記載不備が散見された。(例えば工事変更の記載がない、中間検査の記載がない等)

また、工事設計変更書に日付がないものが散見された。

土木建築事務所全般に関わるもの

イ 入札の透明性についての意見

指名競争入札において、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化し偏重する弊害がないとは言えないため、審査会資料において、指名した事情や経緯等を明らかにしておくべきである。

広域河川改修工事に伴う発注者支援業務委託第4工区

1 2 防府土木建築事務所

業務名	:	沖ノ原西地区 自然災害防止・急傾斜工事 第2工区	
相手先	:	山一建設(株)	
契約日	:	(当初)	平成22年2月16日
		(変更)	平成22年3月25日
		(変更)	平成22年8月20日
工事期間			
(当初)		平成22年2月17日から平成22年3月26日	
(変更)		平成22年2月17日から平成22年8月31日	
(変更)		平成22年2月17日から平成22年9月15日	
金額	:	予定価格 (当初)	32,056,500 円
		設計金額 (変更)	32,735,850 円
		設計金額 (変更)	32,057,550 円
		契約金額 (当初)	31,080,000 円
		契約金額 (変更)	31,738,350 円
		契約金額 (変更)	31,080,000 円
契約内容			
		・ 契約方法	
		指名競争入札	
		・ 契約方法の根拠	
		地方自治法施行令第167条第1号	
		・ 契約変更している場合の理由	
		第1回	
		施行延長及び工期の延長。	
		第2回	
		擁壁、U型側溝の施行延長及び落石防護柵設置の中止。	
		工期の延長。	

(1) 監査結果等

ア 設計変更及び契約変更についての意見

事務所の説明によると、当工事は、急傾斜地崩壊対策施設を施工する工事であり、事業促進が特に要求される。このため、1回目の変更契約は、入札差金が発生したためこれを原資とし、事業促進のための増額契約をしたものである。

2回目の変更契約は、別工事の法面工事（当事業の第3工区）箇所に変状が生じ、優先的に法面工を施工する必要が生じたため、当工区と第3工区で施工内容を調整し、減額変更契約したものである。

しかし、変更理由が単に施工延長とされており、増額理由及び減額理由がそれぞれ明瞭に分かるように記載する必要がある。

業務名	:	主要県道萩篠生線 単独橋梁補修工事 第1工区		
相手先	:	日特建設(株)		
契約日	:	(当初)	平成22年3月2日	
		(変更)	平成22年3月23日	
		(変更)	平成22年6月23日	
工事期間				
(当初)		平成22年2月3日から平成22年3月26日		
(変更)		平成22年2月3日から平成22年6月30日		
(変更)		平成22年2月3日から平成22年6月30日		
金額	:	予定価格 (当初)	40,915,350	円
		設計金額 (変更)	43,545,600	円
		設計金額 (変更)	45,724,350	円
		契約金額 (当初)	36,645,000	円
		契約金額 (変更)	39,000,150	円
		契約金額 (変更)	40,951,050	円
契約内容				
・ 契約方法				

一般競争入札

- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式

- ・ 契約変更している場合の理由
 - 第1回変更
仮設道路の盛土材料を流用土から購入土への変更。
 - 第2回変更
コンクリート浮に伴う断面修復工の増加。
大型土のうの流用土から購入土への変更及び仮設道路の盛土材料を流用土から購入土への変更の取りやめ。

(2) 監査結果等

ア 予算の執行についての意見

予算の内示を受け、変更契約により新三谷橋の補修工事を行ったが、予算に不足をきたしたので、同事務所の判断で別の内示予算(生雲橋 桁補修)から箇所間の調整を行っている。その上で、工事内容の変更を行って予算金額との整合性を図っている。

予算執行の手続が曖昧であり、予算執行の手続の明確化・透明化を図る必要があるものとする。

業務名	:	主要県道山口宇部線単独道路改良工事第26工区	
相手先	:	(株)三友	
契約日	:	(当初)	平成22年3月18日
		(変更)	平成22年3月25日
		(変更)	平成22年8月30日
工事期間			
(当初)		平成22年3月19日から平成22年3月26日	
(変更)		平成22年3月19日から平成22年8月31日	
金額	:	予定価格 (当初)	37,047,150 円
		設計金額 (変更)	36,582,000 円
		設計金額 (変更)	32,352,600 円
		契約金額 (当初)	30,731,290 円
		契約金額 (変更)	30,345,000 円
		契約金額 (変更)	26,835,900 円
契約内容			
		・ 契約方法	一般競争入札
		・ 契約方法の根拠	総合評価方式 (特別簡易型)
		・ 契約変更している場合の理由	第1回変更 他工区との調整による工期の延長ほか。 第2回変更 現地精査の結果による、立ち入り防止柵の種類延長。

(3) 監査結果等

ア 工期及び予算執行についての指摘

当該工事は予算に余裕が生じたため、急遽、年度末に発注している。

契約後、2回の変更契約を行っているが、そのうち、1回目の変更理由は「他工区との調整」である。

同事務所においては、この工場の目的は、継続工区について事業の進捗を図るためのものであるとしている。

この工事は、継続工区について事業の進捗を図るためのものと判断するが、安易な落札差金を活用しての工場の執行は無駄な支出を生み出す可能性を持っているので、厳に慎む必要がある。

イ 事務処理上の問題についての意見

特別仕様書では工事着手の際、遅くとも2週間前までに工事内容、工程等について地元自治会に書面にて通知することになっているが、実施された内容の記録が残っていないので、その記録を残す必要がある。

業務名	:	県道山口宇部線嘉川 IC 高架橋（仮称） 橋梁整備工事（上部工）	
相手先	:	IHI・駒井鉄工特定建設工事共同企業体	
契約期間	:	2か年（平成19年度及び平成20年度）にわたる債務負担による工事である。	
(当初)		平成20年3月17日	
(変更)		平成21年3月26日	
(変更)		平成21年9月9日	
工事期間			
(当初)		平成20年3月18日から平成21年3月30日	
(変更)		平成20年3月18日から平成21年9月30日	
金額	:	予定価格（当初）	690,061,050円
		契約金額（当初）	640,500,000円
		契約金額（変更）	636,206,550円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付き一般競争入札

- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式（簡易型）

- ・ 契約変更している場合の理由
第1回変更
床板工及び橋面工が完成しないため工期の延長。
第2回変更
耐候性鋼材のさび安定化処理の不施工及びAI 橋台踏掛版の工事
見合わせ並びに鋼材の単価上昇に伴う増額スライドの適用。

（4）監査結果等

ア 工期及び契約変更（時期の問題）についての意見

第1回の変更契約時（平成21年3月26日）において、既に耐候性鋼材のさび止め安定化処理の中止を業者に指示していたが、この第1回変更契約時には工期の延長のみを行い、設計変更の部分については第2回目の変更契約としている。

設計内容に変更が生じる場合には、その発生毎に変更の契約を締結することとし、その発生が多くまた多岐にわたる場合においても設計内容に変更が生じた年度に変更契約の締結を行うこととする必要がある。

業務名 : 一般道 262 号単独道路災害防除（通常）工事

相手先 : 藤本工業株式会社

契約日 : (当初) 平成 22 年 1 月 12 日
(変更) 平成 22 年 3 月 25 日
(変更) 平成 22 年 6 月 24 日

契約期間

(当初) 平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 3 月 26 日
(変更) 平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 6 月 30 日

金額 : 予定価格 (当初) 40,410,300 円

契約金額 (当初) 39,900,000 円

契約金額 (変更) 48,476,400 円

契約金額 (変更) 44,591,400 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第 167 条第 1 項
- ・ 契約変更している場合の理由
(第 1 回)
鋼管杭の打設方法の変更、安全施設工の設置追加により金額増加、期間の延伸。
(第 2 回)
鋼管杭の打設方法の変更。

(5) 監査結果等

ア 設計変更についての意見

「現地調査の結果、鋼管杭の打設方法の変更」が第 1 回変更でなされ、第 2 回変更でも同様理由で変更がなされている。また、同一工事が同じ

理由で設計変更されている。

当初設計においては、諸状況を勘案して最適かつ効率的な工法を選択する必要がある。

また、藤本工業㈱を請負業者とする契約で2回目から3回目の契約変更で減額された金額について、内示予算（事業費 104 百万円）が減額分余るはずであるが、結果的に全額執行となっている。

同事務所では事業促進の観点から予算を執行したとのことである。

これについては、事業の促進と考えるが、必要性に乏しい工事の発注は厳に慎む必要があると考える。

イ 入札の透明性（1者入札の問題）についての意見

指名業者 8 社のうち、7 社は指名辞退となっているため事実上は 1 者入札となっている。

現在、県では入札に際し、複数の業者が入札辞退を行ったことのみをもって一律に談合を疑う根拠とはなり得ないとしていることから、業者の辞退理由を求める等、応札辞退の制限を行っていない。

この事案のような指名入札における他者辞退の結果、1 者入札となったケースがたびたび発生するようであれば、指名業者の選定範囲を拡げる等について検討をする必要がある。

業務名 : きらら浜 多目的グラウンド整備工事 第5工区

相手先 : 株式会社 三友

契約日 : (当初) 平成22年3月29日
(変更) 平成22年3月31日
(変更) 平成22年12月24日
(変更) 平成23年3月25日

契約期間

(当初) 平成22年3月30日から平成22年3月31日
(変更) 平成22年3月30日から平成22年12月24日
(変更) 平成22年3月30日から平成23年3月28日
(変更) 平成22年3月30日から平成23年3月31日

金額 : 予定価格 (当初) 67,222,050 円

契約金額 (当初) 55,899,322 円

契約金額 (変更) 59,449,950 円

契約内容

- ・ 契約方法
一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
工期内に完成しないため延伸（進捗状況や工事残作業・工程を勘案し、契約工期を延長したい。）。
グラウンドへの案内サイン及び隣接駐車場の区画サインを追加施工したいこと、駐車場排水対策を技術管理費に追加計上したことから金額変更する。

(6) 監査結果等

ア 工期についての指摘

工期内に完成しないこと等から契約期間を延伸し、繰越手続を行っているが、工事規模に対して、当初契約では工期を2日として設定していること自体が不自然である。わずか2日で完成させられるような工事ではないことは明白であり、年度内に契約締結することにより、国体行事等に間に合わせることを目的であったと考えられる。

年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を得た後、本来必要な工期への変更契約を行っているとのことである。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

イ 予算執行の問題についての指摘

駐車場の標識（サイン看板）等の追加工事が契約変更で行われているが、当初起工段階で織り込むべき内容のものと思われる追加工事の内容であり、臨時的なやむを得ない追加工事とは性質が異なるものとする。

国体行事等に間に合わせるために追加した工事であるが、このような落札差金を活用しての工事の進捗は、真に継続工区について事業の進捗を図るためのもの以外行うべきではなく、予算消化のためと見られるような安易な追加工事は厳に慎むべきとする。

業務名 : きらら浜多目的グラウンド整備工事第1工区

相手先 : (株) 宗像建設

契約日 : (当初) 平成22年3月29日
(変更) 平成22年3月31日
(変更) 平成22年11月16日
(変更) 平成23年2月10日

工事期間

(当初) 平成22年3月30日から平成22年3月31日
(変更) 平成22年3月30日から平成22年12月24日
(変更) 平成22年3月30日から平成23年2月28日

金額 : 予定価格 (当初) 182,013,300 円
設計金額 (変更) 218,370,600 円
設計金額 (変更) 219,049,950 円

契約金額 (当初) 152,906,450 円
契約金額 (変更) 183,448,650 円
契約金額 (変更) 184,018,800 円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
工事延長申請書が提出され、理由として「工期内に工事が完成しないため。」とのみ記載されている。

(7) 監査結果等

ア 工期についての指摘

1億円を超える工事を3月30日と31日の2日間で完成するという不

可解な工期設定であるが、31日付で、請負業者が工事延長申請を提出している。

あたかも、請負業者に責任を転嫁させた印象を受けるが、そもそも、このような起工に問題があると考ええる。

県議会の繰越明許費の議決を経ていないため、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経た後、本来必要な工期へ変更契約を行っている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

イ 契約変更についての意見

(ア) この工事内容の一つである巨石運搬工について、0.4トﾝ～0.8トﾝ程度の数量について変更はないが、1.0トﾝ超の石については、250個から194個へと大幅に変更している。

当初設計の段階で把握できなかったのか、また、どのような把握の方法がとられたのか疑問である。

設計に当たっては、無駄等を省くためにも十分な調査、チェックが必要である。

(イ) 安全費として、「交通安全誘導員B」は当初設計では15人であったが、変更設計で44人と大幅に増やしている。このような増加についてきちんと説明できる記録を残す必要がある。

(ウ) 第3回の変更契約（最終）は平成23年2月10日付けで締結しているが、この変更契約に係る「工事変更設計書」は平成23年2月16日に起案されている。

この変更設計の理由の中で主な変更理由が5つ掲げられているが、その一つに「計画地内支障物件の移転に時間を要したこと、また、残工事内容・工程を勘案し、工期末を平成23年2月末（28日）まで延伸したい。」とあるが、この起案をする6日前の2月10日には、既に「工事完成通知書」が提出されている。

また、工事変更設計書を起案した翌日には、工事の目的物の引き渡

しを受けた旨の通知（引取証）をしている。

同事務所からは、工事変更設計書の起案日の誤記入との回答を受けたが、正確な事務処理に心がける必要がある。

業務名	:	一般県道新山口停車場長谷線単独道路改良（合併・指） 工事第72工区	
相手先	:	（株）日進建設	
契約日	:	（当初）	平成22年1月19日
		（変更）	平成22年3月25日
		（変更）	平成22年12月22日
		（変更）	平成23年3月1日
契約期間			
（当初）		平成22年1月20日から平成23年3月26日	
（変更）		平成22年1月20日から平成22年12月24日	
（変更）		平成22年1月20日から平成23年3月28日	
金額	:	予定価格（当初）	64,333,500円
		契約金額（当初）	54,736,500円
		契約金額（変更）	68,420,100円
		契約金額（変更）	70,149,450円
契約内容			
		・ 契約方法	一般競争入札
		・ 契約方法の根拠	総合評価方式
		・ 契約変更している場合の理由	他工区で実施できなくなった工事を当工区で実施。 施工方法の変更、防音・防塵対策のための仮設ネットの施工追加。

(8) 監査結果等

ア 契約変更・設計変更についての意見

工事費用の増額変更について以下のような理由が掲げられていた。

- ・ 他工区で施工できなくなった工事を当工区で追加施工した（増額理由）。
- ・ 施工箇所に水道管があり、水道局との協議の結果、仮移設・復旧工事を追加したい（増額理由）。
- ・ 騒音・防塵対策のための仮設ネットを施工したい（増額理由）。

上記のような要因で変更契約が繰り返されているが、本当に起工時点で判断できない偶発的でやむを得ない事象だったかどうか疑問である。

このような「他工区で施工できなくなった工事を当工区で追加施工した」等の理由による安易な契約変更・設計変更は行うべきではないものとする。

イ 工期についての意見

当初契約時点では工期は66日（公示上は4か月）とされており、結果的に工期が433日要したことを見ると予算化の時点で精緻化させる必要があったものと考えられる。4か月程度は要するとした上での積算予定価格であるとするならば、工期が66日の契約に対して54百万円の請負価額は適正値であったのか否かも不透明である。さらに他工区で実施できなくなった工事を安易に当工区で実施することを認めるべきかどうか疑問である。

工事の発注に当たっては、計画的な発注と、適切な工期設定に努める必要がある。

やむを得ず年度末近くになり発注となった工事にあっては、債務負担行為に基づく手続等を活用するものとし、予算消化のための年度末近くの工事発注は厳に慎む必要があるものとする。

業務名 : 主要県道山口宇部線 単独道路改良（合併・指）工事
第31工区

相手先 : 山交安全（株）

契約日 : (当初) 平成22年8月31日
(変更) 平成22年12月17日

工事期間

(当初) 平成22年9月1日から平成22年12月28日
(変更) 平成22年9月1日から平成23年3月25日
(変更) 平成22年9月1日から平成23年6月30日

金額 : 予定価格（当初） 55,543,950円
設計金額（変更） 71,916,600円

契約金額（当初） 46,224,612円
契約金額（変更） 59,850,000円

契約内容

- ・ 契約方法
一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
他工区との工程調整により数量を移動する等。

(9) 監査結果等

ア 契約変更（変更理由の明確化）についての意見

工期延長申請書の注記には「延長理由は、詳細に記入する事」とある。

この工事に関する申請書には、「関連する他の工事との調整のため」と簡単な記載があるが、他の工事とはどの工事を指しているのか記録として残されていない。

また、当初の設計段階では施工を予定していたガードレール工事、立ち入り防止柵工事を不施工とするなどの理由で設計変更が行われている。

地下工事など実際に工事を実施してみないと不明な場合はともかく、地上の工事であることから、事前に適正な現地精査を行うなど起工設計の精度をもっと上げる必要がある。

また、設計数量の変更があっても、契約金額の変更にならない場合がある（31工区最終変更）が、このような特殊な場合には、その理由を明記する必要があるものとする。

業務名	:	主要県道山口宇部線単独道路改良（合併・指）工事 第3工区	
相手先	:	（株）宗像建設	
契約日	:	（当初）	平成22年12月21日
		（変更）	平成22年12月27日
		（変更）	平成23年3月18日
		（変更）	平成23年6月14日
工事期間			
（当初）		平成22年12月22日から平成23年3月28日	
（変更）		平成22年12月22日から平成23年6月30日	
金額	:	予定価格（当初）	63,152,250円
		設計金額（変更）	77,693,700円
		契約金額（当初）	52,608,261円
		契約金額（変更）	50,871,450円
		契約金額（変更）	64,720,950円
契約内容			
		・ 契約方法	
			条件付一般競争入札（事後審査方式）
		・ 契約方法の根拠	
			総合評価方式
		・ 契約変更している場合の理由	
			略

(10) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

(ア) 入札参加予定者一覧及び総合評価入札方式に関する評価調書に作成日が記載されていない。作成日は明記しておく必要がある。

(イ) 契約に伴い請負者から提出される「説明書」「法第13条等に基づく

書面」等に、提出日が未記入の書類が殆どである。
記入等について指導が必要である。

(ウ)「工事変更設計書」及び「工事請負変更契約書」は6月28日付けで起案されているが、前日の27日には請負業者から「工事完成届」が提出されている。

なお、同事務所によると契約日は6月14日であり、起案日の記入を誤っていたとのことであったが、日付は後日検証を行ううえからも重要な情報であり、事務処理については十分注意する必要がある。

イ 変更契約についての意見

(ア) 工事変更設計の変更理由で、「他工区との調整及び現地測量の結果により、掘削土量を増やし、盛土工を追加したい。」とのみ記載されているが、変更の内容を見ると、掘削工が3,700 m³から8,900 m³と倍以上増加しており、盛土工は起工設計にはなく、1,430 m³が新たに発生したものである。請負金額も20%以上も増加(13,849,000円増)している。

これだけの変更にもかかわらず、簡単な理由で処理しているが、変更理由の記載方法等について、検討する必要がある。

(イ) 進捗状況調査で「進捗の調査をしたところ、要件を具備している。」と記載されているだけであるが、具体的な内容の記録を残すことの検討が必要である。

ウ 工期についての指摘

主要県道山口宇部線単独道路改良工事第48工区(擁壁工)は、平成23年3月23日に着工し、同年3月31日に完成という施工不可能な予定工期を設定し、一般競争入札に付している。

このような本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。(全庁共通事項)

業務名 : 石原南川外砂防等維持管理運営（砂防）工事第2工区

相手先 : 山陽建設工業（株）

契約日 : (当初) 平成22年3月24日
(変更) 平成22年3月30日
(変更) 平成22年11月22日

工事期間

(当初) 平成22年3月25日から平成22年3月30日
(変更) 平成22年3月25日から平成23年2月28日
(変更) 平成22年3月25日から平成23年2月28日

金額 : 予定価格 (当初) 91,001,400 円
設計金額 (変更) 91,069,050 円
設計金額 (変更) 107,162,450 円

契約金額 (当初) 85,260,000 円
契約金額 (変更) 85,323,000 円
契約金額 (変更) 100,409,400 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項
- ・ 契約変更している場合の理由
想定以上の木屑等が発生したため、分別再生工を増やしたい。また、関係機関との調整により、工期を平成23年2月28日まで延伸したい。

(11) 監査結果等

ア 工期についての指摘

(ア) 工期を約1年延伸する理由として、「想定以上の木屑等が発生したため、分別再生工を増やしたい。また、関係機関との調整により工期を

延伸したい。」との理由が記録として残っているが、主な変更内容（変更概要）に記載されている項目は、

- ・ 篩分・調整（廃棄物混入量調整）工 35,200 m³ → 変更なし
- ・ 再生土砂運搬工 35,200 m³ → 変更なし
- ・ 分別再生工 2,110 m³ → 2,140 m³
(30 m³増)
- ・ 交通指導員 114人 → 変更なし

であり、30 m³の増加で、なぜ1年間の延長期間が必要であるかの理由が不明である。「変更理由に記載した分別再生工 30 m³増は金額増の理由であり、工期延伸とは関連しないし、延伸は関係機関との調整に期間を要したためである。」との説明であったが1年の繰越理由は不明確・不適切と考える。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程をし速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

(イ) 設計変更についての意見

平成22年11月22日付けで、工事変更設計が起案されているが、その変更内容は、

- ・ 請負金額 85,323,000円 → 100,409,400円 (15,086,400円増)
- であり、請負金額を約18%増額したものである。

主たる変更内容（変更概要）では、

- ・ 篩分・調整（廃棄物混入量調整）工 35,200 m³ → 32,800 m³
(2,400 m³減)
- ・ 再生土砂運搬工 35,200 m³ → 32,500 m³
(2,700 m³減)
- ・ 分別再生工 2,140 m³ → 270 m³
(1,870 m³減)
- ・ 土砂運搬工 — → 3,870 m³ (皆増)
- ・ 転石運搬工 — → 2,000 m³
(皆増)

となっている。

土砂の運搬工や転石の運搬工が新たに計上されているが、この経緯等についての記録を残しておく必要がある。

イ 入札の透明性についての意見

当該工事（A工事）ともう一か所（B工事）の二つの工事において、同じ7社の業者を指名し競争入札としているが、7社のうち1社は両工事とも辞退している。また、6社のうち、3社がA工事に応札し3社は辞退している。

B工事については、A工事に参加した3社は辞退し、A工事を辞退した3社が応札している。

同事務所の説明では、「入札に際し業者が辞退を行うことの理由を求めなどの応札辞退の制限を求めておらず、複数の業者が辞退を行ったことをもって一律談合を疑う取扱いは行っていない。」とのことであり、疑うに足る事実があると認められる場合は、必要に応じて公正取引委員会へ報告することとなっているとのことである。

この事案のような、きれいに割り振られたような指名入札のケースがたびたび発生するようであれば、指名業者選定の範囲の拡大について検討を行う必要がある。

業務名 : 持越溪流砂防等維持管理運営費（砂防）工事第1工区

相手先 : 藤本工業株式会社

契約日 : (当初) 平成22年2月16日
(変更) 平成22年3月5日
(変更) 平成22年3月25日
(変更) 平成22年8月23日
(変更) 平成23年2月23日

工事期間

(当初) 平成22年2月17日から平成22年3月26日
(変更) 平成22年2月17日から平成22年3月26日
(変更) 平成22年2月17日から平成22年8月31日
(変更) 平成22年2月17日から平成23年2月28日
(変更) 平成22年2月17日から平成23年3月31日

金額 : 予定価格 (当初) 61,034,400 円
設計金額 (最終) 68,607,000 円
契約金額 (当初) 59,640,000 円
契約金額 (最終) 67,038,000 円

① 契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項
- ・ 契約変更している場合の理由
略

(12) 監査結果等

ア 設計変更についての意見

既設砂防ダムの堆積土砂を浚渫し、砂防ダムとしての機能を回復させ

るため、「砂防等維持管理運営費（砂防）工事第1工区」を計画（起工額約61,000千円）し、指名競争入札により、A社が落札した。

契約上の浚渫土砂は28,100 m³である。

浚渫工事は、約1,000 m³の浚渫をした時点で、漁協から浚渫時期の問題等の申し入れにより一時中断となった。

しかし、下流には新たに砂防堰堤を建設しており、浚渫工事のみ中断させることは不可解である。こういった事情については、記録として残しておく必要があるものとする。

さらに、同事務所は、このまま浚渫工事を中断させ、その余った費用と浚渫請負業者を、前述の砂防堰堤の建設工事に、変更工事として行っている。浚渫などの維持管理を目的とした費用をそのまま、堰堤新規建設工事に変更で持つて行くことの不自然さについて、同事務所は「何ら問題はない。」とのことであるが、このようなケースで問題がないのであれば、わざわざ使用目的で予算を分ける必要もないし、建設工事であれば、変更で当初の目的を変えることも可能である。

また、浚渫工事を完成させる目的で、約40%の前払金が支払われているが、同事務所は「同一の工事種別、且つ、両者合意の上での変更契約であれば、契約の正当性に影響はなく、支払い自体に影響を及ぼすものではない。」との見解である。しかし、管理を目的とした前払金で準備するものと建設のために準備するものとは大きな違いがあり、使用目的の問題が発生している。

新規に堰堤を立ち上げる建設事業と既設の堰堤の機能維持（回復）を目的とした維持管理事業では、使用目的が違うことから、安易な予算の執行は厳に慎むべきである。

(13) その他の監査結果

ア 工期についての指摘

第1回契約変更時に工期の変更も併せて実施されているが、工期が当初52日であったものが210日に延伸されている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

山口宇部線単独道路改良工事第65工区

イ 履行の確保（中間検査の時期の妥当性等）についての意見

中間検査の実施日が平成22年2月24日であり、完成日は同年4月9日（着工は平成21年8月5日）となっている。中間検査は必ずしも工期の半分で実施する必要はないが、完成間近での中間検査の時期の適切性については検討する必要がある。

都市計画街路泉町平川線地域活力基盤創造交付金（街単）工事第1工区

ウ 設計変更（変更理由）についての意見

記録として残す必要がある。

エ 事務処理上の問題についての意見

(ア) 護岸工は前年度実施すべき工事であり、本年度の施工予定には当初から計画されていない。

しかしながら、本年度工事の起工の段階（平成22年5月12日起案）では、このことは分かっていたはずであり、新たな工区の工事として起工されるべきものであると考えられる。

(イ) 工期延長申請書が、工事完了日の前日に提出され、同日付で承認されているが、申請工期を妥当と判断した理由について、判断資料等を添付するとともに記録として残しておく必要があるものとする。

(ウ) 工事検査復命書において、「指示項目及び所見欄」の記載内容を裏付けるため写真等の添付が行われていなかったため、添付する必要がある。

また、工事概要欄には、進捗状況の記載を検討する必要がある。

一般県道山口停車場長谷線単独道路改良（合併・指） 工事第72工区

1 3 宇部土木建築事務所

業務名 : 一般国道 490 号大田絵堂道路 道路改良工事に伴う発注者支援業務委託 第 4 3 工区

相手先 : 株式会社宇部建設コンサルタント

契約日 : (当初) 平成 22 年 6 月 30 日
(変更) 平成 23 年 3 月 15 日
(変更) 平成 23 年 6 月 22 日
(変更) 平成 23 年 8 月 10 日

委託期間

(当初) 平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日
(変更) 平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 8 月 25 日
(変更) 平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 8 月 25 日
(変更) 平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 10 月 28 日

金額 : 予定価格 (当初) 16,550,100 円

契約金額 (当初) 15,435,000 円

契約金額 (変更) 19,950,000 円

契約金額 (変更) 19,370,000 円

契約金額 (変更) 変更なし

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第 167 条第 1 項
- ・ 契約変更している場合の理由
(第 1 回変更)
① 発注者支援業務を 4.8 か月延長し、13.8 か月としたい。

② 小郡萩道路沿線について、測量業務の必要が生じたので追加計上したい。

③ 設計業務についてはとりやめたい。

上記理由により工期を8月25日まで延伸したい。

(第2回変更)

小郡萩道路 道路改良工事の工区数が当初よりも減り、発注者支援業務の期間を短縮しても、工事における品質の確保が十分確認できることから、当該業務を0.4か月短縮したい。

(第3回変更)

関係機関との調整に時間を要したため。

(1) 監査結果等

ア 工期についての意見

工期が2回延長されている。当初は、平成22年6月30日から平成23年3月31日までの274日間であったが、最終的には、平成23年10月28日までの485日間となっており、結果的に必要な工期設定がなされていなかったと言わざるを得ない。

当業務については、平成23年度にわたることも予め想定し、予算上の手続（債務負担行為にもとづく手続等）を行い、実態に合う業務処理を行う必要がある。

業務名 : 一般国道 316 号他 道路維持管理業務委託第 2 工区

相手先 : ヘキムラ興業(株)

契約日 : (当初) 平成 22 年 4 月 1 日
(変更) 平成 22 年 10 月 12 日
(変更) 平成 23 年 3 月 18 日

委託期間

(当初) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

金額 : 予定価格 (当初) 18,900,000 円
契約金額 (当初) 11,875,500 円
契約金額 (変更) 15,437,100 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第 167 条第 1 項
- ・ 契約変更している場合の理由

(第 1 回変更)

交通安全上、緊急を要したため、他工区で施工予定の草刈工の一部を当工区で施工することとしたい。これに伴い、草刈面積を増としたい。

その他、数量の異動は現地精査の結果による。

(第 2 回変更)

交通安全上、緊急を要する路面補修、草刈を増としたい。

(2) 監査結果等

ア 事務処理上の問題についての指摘

当業務を実施する業者には、従事者各々に対し、道路パトロール員であることを証明する「証明書」(写真、業者名、氏名、連絡先、発行日)に土木建築事務所長印を押印して発行している。押印するための伺があるが、起案日は平成22年4月9日、処理期限は平成22年4月16日となっている。しかし、業務は平成22年4月1日が着手日であり、身分証発行手続の時期が業務の着手後となっている。

発行時期について注意する必要がある。

また、当該「証明書」は、業務期間終了後回収は行っておらず、さらに、「証明書」には有効期限の記載もない。

身分証明書であり、期限を記載すること、業務終了後には回収することが必要である。

業務名 : 平成22年災 一般県道明木美東線災害査定設計書作成に伴う測量調査設計業務委託第1工区

相手先 : (株)東建ジオテック 山口支店

契約日 : (当初) 平成22年7月22日
(変更) 平成22年12月22日

委託期間

(当初) 平成22年7月22日から平成22年12月28日
(変更) 平成22年7月22日から平成23年3月30日

金額 : 予定価格 (当初) 14,240,100 円

契約金額 (当初) 14,175,000 円

契約金額 (変更) 15,847,650 円

契約内容

- ・ 契約方法
随意契約。
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- ・ 契約変更している場合の理由

(第1回変更)

地盤の変動状況を詳細に観測するため、調査期間を延長して実施することとしたい。また、これに伴い工期を延長することとしたい。その他、数量の異動は現地精査の結果による。

(3) 監査結果等

ア 随意契約についての意見

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）による随意契約である。

しかし、委託期間は、緊急性があるということで随意契約としているにもかかわらず、委託期間を3か月も延伸している。

このことから、本当に緊急性があったのか疑問である。緊急性があるのかどうか慎重な検討を行う必要がある。

業務名 : おのだサッカー交流公園国体関連施設整備工事第1工区

相手先 : (株)NIPPO

契約日 : (当初) 平成21年9月30日
(変更) 平成22年2月26日

工事期間

(当初) 平成21年10月1日から平成22年2月26日
(変更) 平成21年10月1日から平成22年3月15日

金額 : 予定価格(当初) 241,260,600 円
設計金額(変更) 304,319,400 円
契約金額(当初) 204,141,000 円
契約金額(変更) 257,496,750 円

契約内容

- ・ 契約方法
一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
隣接する芝生広場の人工芝化及び多目的広場のカラーチップ化・
附帯施設の追加等並びに追加工事に伴う工期の延長。

(4) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

基層工のうち開粒度アスコン（13）仕上げ厚 5 cm プライムコート PK-3 は不必要な工事のため当初の予定価格の積算において 3,489,119 円過大となっている。

過大分については変更設計により減額しているが、積算については、設計審査の段階で十分なチェックを行うよう努める必要がある。

また、入札参加業者 7 社のうち 6 社が入札失格となっている（紙入札によるもの 1 社、低入札によるもの 1 社、内訳書違算によるもの 4 社）。

このうち内訳書違算によるものは全ての業者が同じ個所の違算のため失格となっている。

この工事の工事費内訳書の様式が誤りやすいものとなっていたことが理由と思われる。

発注図書に添付する工事費内訳書は、わかりやすい積算ツリーとする必要があるものとする。

業務名 : 主要県道下関美祢線単独道路災害防除工事第 1 工区

相手先 : ㈱東谷

契約日 : (当初) 平成 22 年 12 月 22 日
(変更) 平成 23 年 3 月 10 日
(変更) 平成 23 年 3 月 25 日

工事期間
(当初) 平成 22 年 12 月 23 日から平成 23 年 3 月 27 日
(変更) 平成 22 年 12 月 23 日から平成 23 年 4 月 30 日

金額 : 予定価格 (当初) 46,102,350 円
設計金額 (変更) 46,121,250 円

契約金額 (当初) 38,243,832 円
契約金額 (変更) 38,258,850 円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付き一般競争入札

- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式

- ・ 契約変更している場合の理由
(第1回変更)
工事区間の延長及び吹付法面取壊し工の工法変更。
(第2回変更)
後片付け、書類作成等による工期の延長。

(5) 監査結果等

ア 契約変更（変更理由の明確化）についての意見

次年度繰越の手続を経て、工期の延長を行っている。しかしながら、第1回目の変更理由である「法面取壊し工事」は、すでに平成23年1月に実施されており、あと付けの変更理由と考えられる。

また、第2回目の変更理由である書類の整備等についても第1回目の変更理由に符号をあわせたものと思われる。

変更理由と実態が乖離しており、実態にあった変更理由を記載する必要があると考える。

業務名	:	厚東川広域河川改修工事に伴う護岸詳細設計業務 第2工区
相手先	:	中電技術コンサルタント
契約日	:	(当初) 平成23年2月18日
契約期間 (当初)	:	平成23年2月21日から平成23年9月30日 当初契約の時点で年度を跨ぐ契約であるが、11月県議会で繰越明許費として議決された事業のため、工期末を翌年度とする契約締結が可能となっている(技術管理課経理班長からの事務連絡文書)。
金額	:	予定価格(当初) 26,567,000円(税抜き) 契約金額(当初) 9,900,000円(税抜き)
契約内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法 指名競争入札 ・ 契約方法の根拠 地方自治法施行例第167条第1号 ・ 契約変更している場合の理由 変更なし

(6) 監査結果等

ア 入札の透明性(業務委託の低入札)についての意見

本件委託業務では、予定価格26百万円に対して、落札額9.9百万円という状況(落札率40%未満)であり、県の規定どおり低入札価格調査は実施されている。一方で、業務委託については土木工事と異なり、判断基準価額が設定されていない。

このことから、極端に低い契約金額であっても、調査内容で問題ない

と判断されれば契約締結に至るが、調査が不十分な場合には、契約内容が充足されないリスクを県が負うことになる。

本件の業務委託の場合、上記のとおり落札率が4割を切るような結果となっている。そもそも予定価格は応札を行う指名業者から見積り提示を受け、その異常値排除後の平均値を積み上げた金額となっていることからすると、実際の落札率が4割を切ることは通常では考え難いことである。

このため、県では平成23年7月の「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査（試行）要領」の改正により、低入札価格調査制度の強化策として、応札額が調査基準価格を下回る場合は、新たに管理技術者の専任配置及び第三者による照査を新たに義務付けることとしている。

今後、この強化策の結果を注視し、必要があると判断される場合には、業務委託における低入札価格調査について、判断基準価額の設定が必要と考える。

業務名 : 中川広域河川改修工事に伴う地質調査業務委託 第2工区

相手先 : 株式会社 宇部セントラルコンサルタント

契約日 : (当初) 平成22年7月16日
(変更) 平成22年12月17日
(変更) 平成22年3月23日

工事期間

(当初) 平成22年7月20日から平成22年12月20日
(変更) 平成22年7月20日から平成23年3月28日

金額 : 予定価格 (当初) 15,462,300 円
設計金額 (変更) 18,375,000 円

契約金額 (当初) 14,595,000 円
契約金額 (変更) 17,343,900 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札

- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式

- ・ 契約変更している場合の理由
 - ① 関連業務等と調整の結果及び地質調査ボーリング実施の結果により仕様数量内訳を変更
 - ② 地中連続壁工事において発生した振動による影響調査を緊急に実施する必要が生じたことから、本事業で振動調査を実施する。

(7) 監査結果等

ア 設計金額についての意見

前年度工事で使用した積算単価を新年度の工事に使用しているケース

があるが、この見積単価の有効期限は平成 22 年 6 月 30 日までと明記されている。

当該工事の場合、起工月日は 6 月 24 日と期限切れ寸前であるが、指名通知日は期限切れ当日の 6 月 30 日である。入札締め切りは、期限切れの 7 月 14 日である。

見積単価の有効期限は、物価の変動等を考慮して定めていると考えられるが、県の規定上は問題ないとのことである。

指名業者が積算を始める時期は、使用期限が切れた後であることを考えると、このようなケースでは、新たな見積単価を採用した上での設計をすべきではないかと考える。

なお、県は平成 23 年 10 月に、予定価格算定のための基準（設計標準歩掛表）を改正しており、この中で、見積徴取する際の見積条件に記載すべき事項として積算単価の有効期限を明示することとしている。

(8) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

地域住民との交渉や関係機関等との協議などについては、重要と思われるものは担当者が内容等について整理のうえ供覧し、各自で保存しているとのことであるが、情報の共有や他の公示の参考とし活用するためにも、所や班単位で保管し、いつでも見られる状態にしておくようなシステムを検討する必要があるものとする。

土砂災害警戒区域に係る基礎調査業務委託 第 3 工区

1.4 下関土木建築事務所

業務名 : 都市計画街路二ノ浜中下線地方特定道路整備工事に伴う
調査業務委託 第1工区

相手先 : (財) 山口県ひとづくり財団

契約日 : (当初) 平成22年8月31日
(変更) 平成23年2月10日

委託期間

(当初) 平成22年8月31日から平成23年3月25日

金額 : 予定価格 (当初) 12,768,000 円

契約金額 (当初) 12,768,000 円

契約金額 (変更) 10,080,000 円

契約内容

- ・ 契約方法

- 随意契約

- 「当該道路事業計画箇所は、中ノ浜遺跡に隣接しており、測点 No. 33 付近から No. 38 付近の工事については、着手前に文化財保護法に基づき埋蔵文化財の発掘調査を行うこととなっている。

- 文化財保護法に基づき、当該調査を行うことができる機関は、(財) 山口県ひとづくり財団 (山口県埋蔵文化財センター) 以外にはないことから随意契約としたい。」

- ・ 契約方法の根拠

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さない)

- ・ 契約変更している場合の理由

- ① 埋蔵文化財調査の結果、出土品が想定より少なかったことから、保存処理、鑑定分析等は減工としたい。

② 掘削残土については、現場仮置きとし、別途工事により搬出することとしたい。

その他の費用の変更については、調査実施実績への変更のため。

(1) 監査結果等

ア 随意契約についての意見

当該業務は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査及び資料整理業務であり第2号随意契約（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）となっている。単独随意契約とした理由としては、「当該調査を行うことが出来る機関は、(財)山口県ひとづくり財団(山口県埋蔵文化財センター)以外にないことから随意契約としたい。」としている。

しかし、理由書にこの記載があるのみで、この業務を実施できる機関が他にないことを調査した結果の記載及び資料等を保存しておく必要がある。

業務名	:	小串南上川 災害関連緊急砂防工事 第1工区
相手先	:	芝田建設株式会社
契約日	:	(当初) 平成22年9月7日 (変更) 平成23年3月24日 (変更) 平成23年6月29日
工期	:	(当初) 平成22年9月7日から平成23年3月25日 (変更) 平成22年9月7日から平成24年1月31日
金額	:	予定価格(当初) 142,012,500円 契約金額(当初) 119,204,510円 契約金額(変更) 160,804,350円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札

- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第 167 条第 1 項

- ・ 契約変更している場合の理由
(第 1 回変更)
 - ① 工事進捗を向上させるため、本堤工の型枠について、残存型枠を採用したい。
 - ② 堰堤下流の集落、関係公共機関等への雨量情報提供、工事中の作業員の安全確保のため、雨量計設置及び、情報提供システムを設置したい。
 - ③ 工事施工箇所周辺の近隣家屋の事前調査を実施したい。

その他、数量の変更については、概算数量発注方式による数量から実施数量への変更及び、現地詳測の結果による。

(第 2 回変更)

略

(2) 監査結果等

ア 工期についての指摘

土砂流の発生による緊急砂防工事であり、災害発生後、国土交通省と協議を行い、決定通知を受けて工事を実施している。負担は、国が 2/3、県が 1/3 である。緊急を要するため、また手続期間の短縮を図るため、指名競争入札としており、21 社の指名となっている。そして、工事は、緊急を要するため概算数量発注方式となっている。

当初の工事請負契約は平成 22 年 9 月 7 日付で締結し、請負代金は 119,204,510 円（消費税込）であり、工期は工事着手期日平成 22 年 9 月 7 日、完成期日平成 23 年 3 月 25 日となっている。その後、最初の「工事変更設計書」（平成 23 年 3 月 22 日）及び「工事請負変更契約の締結について」（起案日は平成 23 年 3 月 24 日であり、決裁日は未記入）により平成 23 年 3 月 24 日付で「工事請負変更契約書」を締結している。

変更後の契約では、請負金額は 160,804,350 円であり、完成期日は平

成 24 年 1 月 31 日となっている。さらに、2 回目の「工事変更設計書」（平成 23 年 6 月 29 日）及び「工事請負変更契約の締結について」（起案日は平成 23 年 6 月 29 日であり、決裁日は未記入）により、工事請負変更契約を締結している。

変更後の契約では、設計変更のみで、請負金額に変更はなく、また完成期日も変更はない。当該砂防工事においては、当初契約の工期 200 日間が変更後では 512 日間となっており、最初の契約の完成期日は平成 23 年 3 月 25 日で予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期としたものである。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経て、入札公告すべきである。

業務名 : 一般県道豊浦久野線災害復旧工事に伴う調査設計
業務委託

相手先 : 応用地質(株)

契約日 : (当初) 平成 22 年 7 月 27 日

契約期間

(当初) 平成 22 年 7 月 27 日から平成 23 年 1 月 24 日

金額 : 予定価格 (当初) 14,122,500 円

契約金額 (当初) 14,070,000 円

契約内容

- ・ 契約方法
随意契約 (5 号)
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (災害)
- ・ 契約変更している場合の理由
変更なし

(3) 監査結果等

ア 積算単価 (随意契約における予定単価の決定) についての意見

当該業務委託は、地すべりに起因する道路災害の復旧を緊急に行う必要があることから、地すべり解析業務に精通し、かつ、緊急的対応が可能なコンサルタント 1 社を抽出し、その相手方と随意契約を締結している。

当該業務の予定価格算出にあたっては、事前に相手方から、調査の内容を含めた参考見積を徴収し、これを基に県の設計歩掛・設計単価に置き換えて積算を行っているが、伸縮計 (センサー) の設置に係る経費に

については、その特殊性及び複数の他業者からこの見積を徴収した場合、相当日数の時間的ロスが生じること、また少額であることなどをも勘案して、その見積価格を採用している。

そのうえで、契約金額については、上記予定価格の算出後に、契約に係る見積書の提出依頼を行い、その見積額が予定価格の範囲内であることから、正式に委託契約を締結している。

単独随意契約の場合の参考見積の徴取について、その取扱いを明確にする必要がある。

イ 事務処理上の問題（随意契約）についての意見

当該委託契約は7月27日に当初契約を行っている。指名審査会は契約日当日の7月27日に開催されていたが、7月22日には随意契約者が既に決定されており（起案文書で確認）、同日、随意契約先に対し見積書の提出依頼をし、翌日の23日に設計図書配布を行っている。

指名審査会で決定してから、随意契約者を選定する起案、随意契約先に対する通知、という本来の事務処理手順を逸脱している。

このことについて同事務所では、随意契約の相手方については、災害発生直後、競争入札審査委員による所内協議を行い決定し、契約事務手続を進めたが、幾多の豪雨災害対応により、正式な審査資料による審査会の開催が遅れてしまったとのことである。

しかしながら、緊急を要する場合の対応は当然県で決められていると考えられることから、所内協議の記録を残しておくなど、ルールに沿った後処理が必要である。

なお、下関土木建築事務所以外では、岩国、周南、防府の各土木建築事務所それぞれ独自の明文化されていない運用ルールを定めている。

業務名 : 小串南上川通常砂防（社会資本総合交付金）工事に伴う測量設計業務委託 第1工区

相手先 : ㈱宇部建設コンサルタント

契約日 : (当初) 平成23年2月23日
(変更) 平成23年3月22日

契約期間

(当初) 平成23年2月24日から平成23年12月22日

金額 : 予定価格 (当初) 19,946,850 円
設計金額 (変更) 21,712,950 円

契約金額 (当初) 18,375,000 円
契約金額 (変更後) 20,001,450 円

契約内容

- ・ 契約方法
指名競争入札
- ・ 契約方法の根拠
地方自治法施行令第167条第1項
- ・ 契約変更している場合の理由
管理用道路のルート変更による設計延長増によるもの。

(4) 監査結果等

ア 入札の透明性（指名業者選定の独自ルール）についての意見

指名審査会における指名業者の選定について、同事務所において予定価格を大きく下回った業者について、複数回指名を回避する指名業者選定を行っていた。

これは競争入札審査会において、発注した業務が著しく低価格で落札された場合、成果品の品質確保の観点から、その受託者による業務が適正に履行されることが確認されるまでの期間、新たな業務の発注に際し

て、当該受託者を指名しないこととしたものである。

同事務所において明文化されたルールではないことから、入札の透明性を高めるため明文化しルールとする必要がある。

(5) その他の監査結果

ア 設計変更（変更理由）についての意見

第2回目の変更設計書では減額となっているが、変更理由書には「災害対応」、また、変更概要には、「路面管理」等が追加となっており、減額の理由になっていない。他工区では、「災害対応」で増額変更となっており、他工区の原因をそのまま使ったものと思われる。

変更理由については十分な検討を行い、変更の必要性を明確にする必要がある。

管内一円道路維持管理業務委託第2工区

イ 積算単価（算出方法の統一）についての意見

契約変更に際しての変更単価の算出について、落札業者から見積を入手し、そのまま変更設計の変更単価として利用している。

県の規定では、原則として3社以上から見積を徴収し、異常値を除いた平均値で単価設定をする旨が定められている。

落札業者から見積書を入手してそのまま設計に利用するというのは単価自体が適切かどうか不明確といった恐れもあるので、決められたルール通りに処理すべきである。

管内一円道路維持管理業務委託第1工区

ウ 事務処理上の問題についての意見

(ア) 業者から提出される「施工管理資料」の表紙には「総括監督員」「主任監督員」「監督員」が押印する欄が設けられているが、今回の監査の対象とした工事5件のうち2件について「施工管理資料」の表紙を確認したところ2件とも押印されていなかったため、適正な施工管理を実施する必要がある。

- 主要県道豊浦菊川線単独道路改良工事第2工区
- 都市計画街路二ノ浜線地方特定道路整備工事 第1工区

1 5 萩土木建築事務所

業務名 : 主要県道萩秋芳線地域活力基盤創造交付金事業
(道改単) 工事第 1 工区

相手先 : 協和建設工業(株)

契約日 : (当初) 平成 22 年 6 月 11 日
(変更) 平成 22 年 6 月 15 日
(変更) 平成 22 年 12 月 13 日
(変更) 平成 23 年 3 月 22 日

工事期間

(当初) 平成 22 年 6 月 12 日から平成 22 年 12 月 20 日
(変更) 平成 22 年 6 月 12 日から平成 23 年 3 月 31 日
(変更) 平成 22 年 6 月 12 日から平成 23 年 9 月 30 日

金額 : 予定価格 (当初) 56,471,100 円
設計金額 (変更) 53,563,650 円
設計金額 (変更) 61,666,500 円

契約金額 (当初) 53,445,000 円
契約金額 (変更) 50,692,950 円
契約金額 (変更) 58,361,100 円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付き一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式 (特別簡易型)
- ・ 契約変更している場合の理由

(第1回変更)

諸経費調整による。

(第2回変更)

工期の延長による。

(第3回変更)

先行工事並びに国土交通省所管工事との調整による補強土壁工ほか工事の追加。

(1) 監査結果等

ア コスト削減計画についての意見

コスト削減計画・実績報告を起工設計時に行っている。すなわち、コスト削減額の基礎となる「コスト削減施策別実績表」にて起工設計時点の金額にて集計・報告が行われ、変更設計が行われた場合の影響については報告するシステムとはなっていない。

これはコスト削減額の算定は、国の要領においては、工事コストの削減効果の算出を行う場合、工事の当初発注時点で推計することを基本とされていることから、本県においても、工事コストの削減効果の取りまとめを行う際は、コスト削減効果を発注年度単位で取りまとめていることによる。

しかしながら、当県のように変更設計・変更契約が多い場合には有意な数字を算出するためにも変更設計・変更契約を反映したものとする必要があるものとする。

なお、平成21年度まで実施していた「公共工事コスト削減新行動計画」は一定の成果を得たとして、平成22年度からは、新たな視点でのコスト削減の取組として「公共事業コスト構造改善プログラム」を行うこととしている。

それゆえ、改善前と改善後では、コスト削減率を単純に比較できない状況となっている。有意な数字を算出するためには変更設計・変更契約を反映したものとする必要がある。

イ 事務処理上の問題についての意見

中間、出来高、そして完成時と3回の工事検査を行っている。完成

時の評価は前2回の評価を反映したものであるが、一部関連が不明なものがあるので関連付けた記載を行う必要がある。

また、工事検査調書の一部が鉛筆書きであるので、ボールペン等訂正の記録が残るようにする必要がある。

(2) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

- (ア) 平成21年9月17日に行われた落札候補者の入札参加資格事後審査を行った指名等審査会の資料を確認したところ、開催日の日付が漏れていたため適正な事務処理を行う必要がある。

平成21年度主要県道萩秋芳線地域活力基盤創造交付金
事業（道改単）工事第1区

- (イ) 「入札参加者指名等について」や「予定価格の決定について」などの起案書において、決裁日付等の記入が行われていないため、適正な事務処理を行う必要がある。

都市計画街路今魚店金谷線 特定道路整備工事に伴う測量業務委託
第5工区

イ 設計変更（変更理由の妥当性及び工期）についての意見

- (ア) 契約期間の変更理由について、単に業者からの「用地測量が年度内に完了しない」という申請書をもって是認しているが、なぜ完了しないかについての記載がなされていないため記録を残す必要がある。

- (イ) 当初契約は平成23年3月10日であり、その後業者からは「測量が完成しないため」との理由により工期変更申請が行われた。

内示の時期等からやむを得ないタイミングであったと考えられるが、申請理由については具体性に欠ける。測量が完成しない要因分析及び分析結果に対する判断がなされたのかどうかも不明である。

変更理由（工期変更を含む）の妥当性等について判断した記録を残しておく必要がある。

(ウ) (ア) 及び (イ) の問題の背景には、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経た後、本来必要な工期への変更契約を行っている事情がある。やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を得て、入札公告等を行う必要がある。

都市計画街路今魚店金谷線 特定道路整備工事に伴う測量業務委託
第5工区

ウ 入札の透明性（指名業者の選定）についての意見

指名競争業者選定における判断経緯が不透明である。人的資源を継続的に確保できる業者を優先的に選定するとあるが、その判断根拠となる資料等が残っていないため客観的に判断できない。

一般国道 262 号道路改良（総合交付金・道改単合併）工事に伴う設計
業務委託 第2工区

エ 工期及び予算執行についての意見

(ア) 変更契約額は、当初（調整後）契約額を 13,722 千円（約 25%）も増加することになるが、新規の工区立てでなく、変更で施工しなければならない理由が不明確である。工期の変更はなく、工期に余裕があるための措置であるなら、当初の工期設定に疑問が生じるし、当初から、工事終了日を 3 月 31 日と設定することの合理性もない（予定工期は 2 月の末日以前の日とするようにとの土木建築部長通達がある。）。

事業の進捗を図る必要性とともに、変更で措置しなければならない理由を記録として明確にしておく必要がある。

一般国道 262 号線単独橋梁補修（臨 90）工事第1工区

(イ) 工期の設定について、当初から工事終了日を 3 月 31 日と設定し、契約することの合理的な理由がない。

一般国道 315 号 金山谷トンネル照明設備等設置工事 第 1 工区

1 6 岩国港湾管理事務所

業務名 : 岩国港港湾整備工事第 1 工区

相手先 : 株式会社 ガンシン

契約日 : (当初) 平成 22 年 8 月 4 日
(変更) 平成 22 年 8 月 11 日
(変更) 平成 22 年 12 月 14 日
(変更) 平成 23 年 2 月 16 日

契約期間 : (当初) 平成 22 年 8 月 5 日から平成 23 年 2 月 28 日

金額 : 予定価格 (当初) 43,256,850 円

契約金額 (当初)	36,340,500 円
契約金額 (変更)	35,554,050 円
契約金額 (変更)	58,388,400 円
契約金額 (変更)	59,527,650 円

契約内容

- ・ 契約方法
一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由 (金額変更理由)
護岸の想定外沈下に伴うコンクリート工の増工、前年度取りやめた潮通し護岸の上部コンクリート工を追加計上し、早期完成を図るため。

(1) 監査結果等

ア 設計変更 (30%以上) についての意見

3 回の変更に伴い、最終変更金額は当初設計金額の 30%を超過している。昭和 50 年 1 月 16 日土木建築部長通達の「設計変更の取扱いについ

て」では、設計変更は変更金額が元設計金額の 30%以内の変更、または現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとされている。

変更金額が元設計金額の 30%を超えるもので当該工事と分離することが著しく困難な理由により、同じ工事としたものについて、その理由を一般的にわかりやすく記載する必要があるものとする。

1.7 周南港湾管理事務所

業務名 : 徳山下松港 単独港湾整備 (T-7) 工事 第3工区

相手先 : 洋林建設(株)

契約日 : (当初) 平成23年3月2日
 (変更) 平成23年3月10日
 (変更) 平成23年3月23日
 (変更) 平成23年7月13日
 (変更) 平成23年8月31日

契約期間

(当初) 平成23年3月3日から平成23年3月31日
 (変更) 平成23年3月3日から平成23年7月29日
 (変更) 平成23年3月3日から平成23年9月30日

金額 : 予定価格 (当初) 62,189,400 円
 設計金額 (変更) 60,606,000 円
 設計金額 (変更) 80,778,600 円

契約金額 (当初) 51,817,500 円
 契約金額 (変更) 50,497,650 円
 契約金額 (変更) 67,305,000 円

契約内容

- ・ 契約方法
 一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
 総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
 (変更) 平成23年3月10日 同一業者落札による諸経費調整。
 (変更) 平成23年3月23日 施工範囲増工。それに伴う工期延伸。
 (変更) 平成23年7月13日 現地精査による設計変更 (金額変更なし)。前利用者との調整のため工期延

伸。
(変更) 平成 23 年 8 月 31 日 現地精査による設計変更 (金額変更なし)。

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性についての意見

当初別工区での実施と予定していた箇所をコンテナヤード利用者からの早期解放の強い要望があり、当該工事により前倒しで実施したものである。

これにより工事費は当初設計から 29.89%増加している。一応 30%以内に収まっているが別工区としていたものを一緒にしており、別工区とする目的の一つである受注機会の確保に逆行している。

また、入札参加業者 8 社のうち 6 社が判断基準額と同額での入札であった。

国及び他県の判断基準額の計算方法の動向や予定価格の事前公表及び事後公表の有効性を検証する必要があるものとする。

(2) その他の監査結果

ア 積算単価 (1 者見積) についての意見

単価設定における見積入手先が 1 社となっている。

同事務所の説明では、特殊工法であり対応できるのは 1 社であるため、1 者見積となったとのことである。

しかしながら、このような場合には、説明のような特殊事情を明記し、記録として残しておく必要があると考える。

徳山下松港港湾改修 (耐震岸壁) 工事第 5 工区

イ 事務処理上の問題についての指摘及び意見

(ア) 平成 22 年 11 月 26 日の変更契約だが、電算への支出負担行為の登録は約 2 か月後の平成 23 年 1 月 25 日に実行されていた。

支出負担行為は速やかな登録が望ましいと考える。(意見)

徳山下松港港湾改修（耐震岸壁）工事 第2工区

（イ）変更の際に作成する変更理由書の「Ⅱ変更概要」に「元設計」と「変更設計」の両方を記載することになるが、「元設計」に当初設計を記載しているケースと前回の変更設計を記載しているケースがある。

当該工事の2回目の設計変更では「元設計」に当初設計を記載しているが1回目変更設計を記載するのが正しい処理方法である。処理方法を誤っている。（指摘）

徳山下松港単独港湾整備（T-7）工事 第2工区

18 宇部港湾管理事務所

業務名 : 宇部港廃棄物埋立護岸築造工事 第1工区

相手先 : 宇部工業・太陽産業特定建設工事共同企業体

契約日 : (当初) 平成22年6月9日
(変更) 平成22年12月9日

契約期間
(当初) 平成22年6月10日から平成23年2月28日

金額 : 予定価格(当初) 370,185,900円
設計金額(変更) 369,287,100円

契約金額(当初) 313,215,000円
契約金額(変更) 312,453,750円

契約内容

- ・ 契約方法
一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
(変更) 平成22年12月9日
 - ① 土捨工に使用する排砂管について、当初は当該工事で撤去することとしていたが、中国地方整備局宇部港湾事務所より、当該工事土捨完了後に直轄が発注する浚渫工事で利用したいとの申し出があり、調整した結果、引き継ぐこととなった。このため撤去にかかる費用について減額とする。
 - ② 施工状況調査を実施することにより、必要費用を増とする。
 - ③ 上記理由により、金額・数量等は移動する。

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性（JVの事務処理）についての意見

入札参加業者を共同事業体にしたことについて、入札審査会の入札実施（案）の審査資料に技術的難易度を考慮した記述がないので記録を残す必要がある。

また、台帳の記載はすべて鉛筆書きであったので、訂正の記録が残るボールペン等で記載する必要がある。

(2) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

前払金請求書に日付の記載がなされていない。

金額基準の上から本課契約であるため、契約日は本課で確定し、同事務所においては日付は入れられていないとのことであるが、契約を実際に行い契約日が確定した後に前払金請求書を提出する事務処理の流れを遵守すべきであると考えます。

また、低入札価格調査資料の受領日が明確となっていない。3営業日以内に低入札価格調査資料を提出することになっており、このことが遵守されているかどうかを示すためにも受領日を明らかにすることが必要である。

山口宇部空港用地護岸改良工事

19 宇部小野田湾岸道路建設事務所

業務名 : 都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事 本線第10工区

相手先 : 大栄建設 株式会社

契約日 : (当初) 平成22年3月1日

(変更) 平成22年3月25日

(変更) 平成22年6月1日

工事期間

(当初) 平成22年3月2日から平成22年3月26日

(変更) 平成22年3月2日から平成22年6月30日

金額 : 予定価格 (当初) 38,161,200 円

設計金額 (変更) 38,510,850 円

契約金額 (当初) 31,699,500 円

契約金額 (変更) 31,989,300 円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付一般競争入札

- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式

- ・ 契約変更している場合の理由
 - ① 現地測量の結果、既設橋梁の床版面に起伏があることから、基層部分をレベリング層とするため、舗装厚を40mmから44mmに変更する。
 - ② 現地精査により、舗装工の面積を変更する。
表層工 4,530 m²を4,460 m² (70 m²減少) とする。

(1) 監査結果等

ア 履行の確保（完成検査）についての意見

舗装を施工する床版面の仕上がりに設計書との誤差があり、結果的に289,800円の増額となっている。

既設橋梁の完成検査について尋ねたところ、この誤差は許容範囲（平成20年度山口県土木工事施工管理基準）であり、合否判定に問題ないとのことであった。

この完成を受けて、次の工事を発注するのであるから、設計変更や現場条件の変更については、施工業者情報として蓄積する必要があると考える。

イ 入札の透明性についての意見

(ア) 入札参加資格確認申請にあたり、提出すべき書類の提出期限は厳格に規定されているが、申請書に記載された提出年月日が締め切り日の翌日となっているものがあつた。同事務所の説明によると業者の「記入ミス」であるが、条件付一般競争入札事務処理要領に基づき、受付時は「必要な添付書類の有無」のみを確認の上、受理するため、内容はチェックできないとのことであつた。

当該申請書は、電子入札システムにより提出されたものであるため、システム上締め切り後の提出は不可能であるとのことであるが、提出日のチェックなど基本的なことには注意を払う必要がある。

また、提出された書類については、県の受付印による提出日時時の管理をする等、何らかの対策をする必要がある。

(イ) 国においては、調査基準価格を引き上げる動きもあるとのことであるが、湾岸道路建設事務所の工事の入札で7社が応札（条件付一般競争入札）したが、入札額の上位6社が不落札（判断基準額を下回ったため）となり、一番高い札を入れた者が落札者となったケースがあつた。

一番札を入れた業者と落札した業者の金額の開きは、約5千4百万円もあるが、同事務所の説明によると、現行制度の手続にしたがい契約したとのことである。

このような大きな金額の差が出ることもあり得るという実態をよく調査するとともに、国の動向等を勘案して調査基準価格の引き上げの検討を期待する。（県道妻崎開作小野田線 新有帆川大橋（仮称）橋梁整備工事（下部工第2工区））

ウ 工期についての意見

当該事務所だけの処理の問題ではなく、県全体にわたることであるが、年度末、それも3月中旬をすぎて契約を締結するといったケースが多く存在する。

請負業者も、工程表を提出するに当たって、実施不可能な工程表を提出している。

このようなことが行われていること自体不自然なことであり、是正に向けた取組、検討等をはじめべきであると考え。

業務名 : 都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事 本線第20工区

相手先 : (株)九内

契約日 : (当初) 平成23年3月3日

工事期間 : (当初) 平成23年3月4日から平成23年3月31日

金額 : 予定価格 (当初) 39,784,500 円

契約金額 (当初) 33,020,295 円

契約金額 (変更) 38,010,000 円

契約金額 (変更) 40,315,800 円

契約内容

- ・ 契約方法
条件付一般競争入札
- ・ 契約方法の根拠
総合評価方式
- ・ 契約変更している場合の理由
略

(2) 監査結果等

ア 工期についての意見

当初から年度繰越が見込まれる工事である。特記仕様書においては工期末を平成23年7月末と想定するとする文言が入っている。一方、当初契約書の中では工期末は平成23年3月31日としている。

したがって、契約書においてもこの旨を謳ったものとする必要があり、当初契約書の内容が実態とかけ離れたものとなっている。

工事の発注に当たっては、計画的な発注と、適切な工期設定を行う必要がある。やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

(3) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

事後審査であるため、落札候補業者の入札参加資格のみを審査したとの説明であったが、審査会の資料には入札した7社全ての資格が記載されていた。入札審査会の事務処理要領に沿った処理を行う必要がある。

都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事 西第45工区

イ 工期についての指摘

(ア) 工期延長申請が提出されての変更という主旨の理由が残されているが、年度末に契約し、20日前後でこの工事を完成させることは不可能である。

そもそも契約時期に問題があると思われるが、このように、工期変更の原因は県側にあることが明白である場合、請負業者から「延長申請」を提出させる必要があるのか大いに疑問である。

この工事も、県議会の繰越明許費の議決を経ていないため、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経た後、本来必要な工期への変更契約を行っている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事 本線第9工区

(イ) 当初の工期が平成23年3月25日から平成23年3月31日までとなっているが、そもそも工期の設定に無理があると思われる。

着工後すぐに工期延長申請書（平成23年3月29日付）が提出されているが、申請書では、「申請時における出来形」は当然0%となっており、工期の当初設定は常識では考えられないものとなっている。

この工事も、県議会の繰越明許費の議決が得られないため、予算単年度主義の制約から、一旦、年度内工期となる公告を付さざるを得ず、繰越明許費の議決を経ていないため、本来必要な工期への変更契約を行っている。

このような実態と乖離した工期を入札条件で付した公告は、入札参加者の見積りに大きな影響を与え、場合によっては、入札参加を断念する業者もいた可能性を否定できない。

やむを得ない理由により、本来必要な工期を年度内に設定できない工事の発注が発生した場合には、次回議会定例会へ上程し速やかに繰越明許費の議決を経てから、入札公告すべきである。

都市計画街路宇部湾岸線 道路改築工事 東第18工区

20 企業局 周南工業用水道事務所

業務名	:	富田・夜市川工業用水道事業7～9工区（工事は7⇒9⇒8工区の順）
相手先	:	国益建設 株式会社
契約日	:	（第7工区）平成21年7月6日 （第9工区）平成21年7月28日 （第8工区）平成21年9月30日
契約期間	:	（第7工区）平成21年7月7日から平成21年12月20日 （第9工区）平成21年7月29日から平成22年1月24日 （第8工区）平成21年10月1日から平成22年2月28日 （第8変更）平成21年10月1日から平成22年4月30日
金額	:	予定価格（第7当初） 53,522,700円 設計金額（第9当初） 48,972,000円 設計金額（第8当初） 75,653,550円 契約金額（第7当初） 44,131,500円 契約金額（第9当初） 40,530,000円 契約金額（第8当初） 74,655,000円
契約内容		<ul style="list-style-type: none">・ 契約方法 一般競争入札 ・ 契約方法の根拠 総合評価方式 ・ 契約変更している場合の理由 現地調査の精査の結果、施工方法の変更が必要になった等。

(1) 監査結果等

ア 設計金額（諸経費調整）の意見

当該7～9工区は同一業者が請負っていることから、8工区と9工区との間では諸経費調整による減額が行われているが、7工区と9工区との間では行われていない。

7工区と9工区の工事区間は距離的に50m以上離れており、規定上は諸経費調整の対象とならないものとなっている。

諸経費調整の取り扱いについては、平成7年9月25日付け監理第891号により定めてられており、この通知を定めたときの、災害復旧工事の1箇所での取扱い（50mを超えた場合は別箇所）を準用して、8工区と9工区のようにその間の距離が50m以内の隣接工事について諸経費調整を行うこととしている。

同一請負業者で諸経費調整の対象となる項目が一般管理費等であることからすると、単純に距離的な尺度のみで諸経費調整を判定する現在の規定自体に疑問があり、再検討が必要と考える。

業務名	:	周南工業用水道事務所計算機設備改良工事	
相手先	:	横河電機 (株)	
契約日	:	(当初) 平成 23 年 1 月 25 日	
契約期間 (当初)	:	平成 23 年 1 月 26 日から平成 25 年 3 月 20 日	
金額	:	予定価格 (当初)	321,300,000 円
		契約金額 (当初)	321,300,000 円
契約内容			
	・	契約方法 随意契約 (プロポーザル方式)	
	・	契約方法の根拠 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
	・	契約変更している場合の理由 変更なし	

(2) 監査結果等

ア プロポーザル方式についての意見

当該工事は、プロポーザル方式にて請負業者を選定している。

この規模の建設工事は、総合評価方式で一般競争入札を実施することになっている。

しかしながら、本工事は、ソフトウェアとハードウェアのシステム開発を一体的に行うものであり、電気通信技術分野（計算機関連）については、その進歩・変遷がめまぐるしいことから、この技術を熟知している業者に技術提案させ、安価なシステムを導入するためにプロポーザル方式を導入したとしている。

県においては、現在、工事請負について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針等がなく、総合評価方式で一般競争入札を行うべきであった

かどうかの判断はできないが、工事請負についてプロポーザル方式の基準・方針を示す必要があるものとする。

また、外部委員2名を含めた8名の委員からなる審査委員会にて技術評価・価格評価の審査を行っているが、当該委員会の委員の構成についても全庁的な扱いを示す必要があるものとする。

この工事の業者選定に当たっては、技術要素評価点100点、価格要素評価点100点で評価を行っている。価格評価に当たっては15年のライフサイクルコストを提案競技参加者より提出させて評価している。一方、設置後必要な維持管理費・保守費は毎年の一般競争入札により決定することとしている。

提案競技参加者は15年のライフサイクルコストの見積をプロポーザル時に提出するだけで、毎年の維持管理費・保守費は一般競争入札によるため15年間のライフサイクルコストを拘束するものとはなっていないが、一般競争入札する際には、業者から見積書を徴して、その見積書を上限としている。

このため、プロポーザル方式のライフサイクルコストの見積と、毎年の実績額を比較し、整合性のとれたものになっているか検証する必要がある。

また、プロポーザル方式の有効性を検証するための全庁的な制度は存在せず、このようなプロポーザル方式の有効性の検証を行い、その結果を契約者選定基準の見直しに反映する必要があるものとする。

さらに、業者選定の透明性を確保するためにも、価格要素評価点の割合や技術的要素等の基本的な部分について全庁的な規定を設ける必要がある。

業務名	:	川崎導水路（2号サイフォン）改良工事	
相手先	:	国益建設㈱	
契約日	:	(当初) 平成22年10月1日 (変更) 平成23年2月14日	
契約期間			
(当初)		平成22年10月2日から平成23年3月25日	
(変更)		平成22年10月2日から平成23年2月14日	
金額	:	予定価格 (当初)	55,813,000 円
		設計金額 (変更)	57,037,050 円
		契約金額 (当初)	47,860,333 円
		契約金額 (変更)	48,909,000 円
契約内容			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法 一般競争入札 ・ 契約方法の根拠 総合評価方式 ・ 契約変更している場合の理由 サイフォン管内に鉄錆が発生していたため、鉄錆除去工を新たに追加。 	

(3) 監査結果等

ア 履行の確保（中間検査の実施時期）についての意見

中間検査のタイミングについては、INS工の進捗30%～60%と入札条件及び指示事項に記載されているが、実際の中間検査はINS工の完了後となっている。

INS工に関しては、工事の性質上一気に進捗し、INS工自体が比較的珍しい工法であり、設計段階ではそのような性質を把握してなかったため、中間検査の時期がINS工の完了後となったとのことである。

中間検査を実効性のあるものにするために、入札条件及び指示事項の

適切な設定をする必要がある。

(4) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての指摘

(ア) 当該工事に関する調査基準価格算出調書において、共通仮設費の金額の入力誤りにより(728,536円と入力すべきところ、428,536円とした)、調査基準価格が誤って計算されている。

このため、調査基準価格が270,000円(基準価格比 約1%減)低く設定されている。

結果的には金額が僅小であったため結論には影響しなかったが、チェック体制の強化を検討する必要がある。

富夜T1A号線 電食防止装置設置工事

(イ) 変更契約予定業務委託通知書の作成で、本来空欄であるべき委託料の額変更欄に契約額とは異なった数字が記載されている。決裁中に口頭でのミス指摘を受け、受注者への通知は修正されており、変更契約には影響はないとのことであるが、伺文にチェックが入ったような形跡はない。

チェック機能の充実等を図る必要がある。

平成22年度向道系川崎導水路実施設計業務委託

2 1 企業局 厚東川工業用水道事務所

業務名	:	厚東川工業用水道事務所計算機設備改良工事
相手先	:	メタウォーター(株)
契約日	:	平成 23 年 1 月 25 日
工事期間	:	平成 23 年 1 月 26 日から平成 25 年 3 月 20 日
金額	:	予定価格 381,990,000 円
		契約金額 381,990,000 円
契約内容		
	・	契約方法 随意契約（プロポーザル方式）
	・	契約方法の根拠 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	・	契約変更している場合の理由 変更なし

(1) 監査結果等

ア プロポーザル方式についての意見

当該工事は、プロポーザル方式にて請負業者を選定している。

この規模の建設工事は、総合評価方式で一般競争入札を実施することになっている。

しかしながら、本工事は、ソフトウェアとハードウェアのシステム開発を一体的に行うものであり、電気通信技術分野（計算機関連）については、その進歩・変遷がめまぐるしいことから、この技術を熟知している業者に技術提案させ、安価なシステムを導入するためにプロポーザル方式を導入したとしている。

県においては、現在、工事請負について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針等がなく、総合評価方式で一般競争入札を行うべきであった

かどうかの判断はできないが、工事請負について全庁的なプロポーザル方式の基準・方針を示す必要があるものとする。

また、外部委員2名を含めた8名の委員からなる審査委員会にて技術評価・価格評価の審査を行っているが、当該委員会の委員の構成についても全庁的な取扱いを示す必要があるものとする。

この工事の業者選定に当たっては、技術要素評価点100点、価格要素評価点100点で評価を行っている。価格評価に当たっては15年のライフサイクルコストを提案競技参加者より提出させて評価している。一方、設置後必要な維持管理費・保守費は毎年の一般競争入札により決定することとしている。

提案競技参加者は15年のライフサイクルコストの見積もりをプロポーザル時に提出するだけで、毎年の維持管理費・保守費は一般競争入札によるため15年間のライフサイクルコストを拘束するものとはなっていないが、一般競争入札する際には、業者から見積書を徴して、その見積額を上限としている。

このため、プロポーザル方式のライフサイクルコストの見積と、毎年の実績額を比較し、整合性のとれたものとなっているか検証する必要がある。

また、プロポーザル方式の有効性を検証するための全庁的な制度は存在せず、このようなプロポーザル方式の有効性の検証を行い、その結果を契約者選定基準の見直しに反映する必要があるものとする。

さらに、業者選定の透明性を確保するためにも、価格要素評価点の割合及び技術的要素項目等の基本的な部分について全庁的な規定を設ける必要がある。

2 2 警察本部 警務部 会計課

業務名	:	美祢警察署秋芳北警察官駐在所新築工事の実施設計業務
相手先	:	有限会社 匠建築設計事務所
契約日	:	(当初) 平成 22 年 4 月 16 日
契約期間	:	(当初) 平成 22 年 4 月 19 日から平成 22 年 7 月 23 日
金額	:	予定価格 (当初) 3,673,950 円
		契約金額 (当初) 2,499,000 円
契約内容		
	・	契約方法 指名競争入札
	・	契約方法の根拠 地方自治法施行令 167 条第 1 項
	・	契約変更している場合の理由 変更なし

(1) 監査結果等

ア 入札の透明性（業務委託の低落札）についての意見

落札率が 68%と通常の業務委託に係る落札水準に比して低い状況であるが、当該業務委託は予定価格が 10 百万円未満のため低入札価格調査対象案件ではない。

このような低落札がある場合には、契約不履行のリスクに対して低入札価格調査を実施する範囲を拡大することを検討すべきと考えるが、警察独自で検討し方針等を出せる事案ではないので、他部局の情報を収集するとともに、当面は、予定価格の精度の向上に心がける必要があると考える。

(2) その他の監査結果

ア 事務処理上の問題についての意見

- (ア) 予定工期の最終日を年度末の3月31日としているのは、工事完了日の設定を、完了検査及び手直しや工事の引渡しなどの必要な書類の提出完了等、一切の手続完了の日を最終工期とするとの考えに基づくものであるが、土木建築部においては、基本的に完成期日は「原則2月末日以前とすること。」との部長通達が出ていることから、工期の設定を再検討する必要がある。

山口県警察本部中央監視システム端末伝送装置更新工事の実施設計業務

- (イ) 予定価格を決定するに当たり、県警では起工の各項目額の端数（千円未満）を切り捨てた合計を予定価格としているが、予定価格の算出は全庁的に同じ方法をとる必要があるものとする。

- (ウ) 予定価格調書の作成では、担当者がパソコン等で事前に印字しているが、他の部局では、決定者が自署している。
予定価格の決定という主旨からも検討する必要があると考える。

- (エ) 「入札公告」と「現場説明書」で「質問等の受付時間」が異なっていた。公告や通知文書等の個々の記載内容の整合性には十分注意する必要がある。

- (オ) 請負変更契約の締結について、平成23年2月25日に起案され、同日付で契約締結されているが、変更契約締結伺の最終の決裁は、2月28日と記録されている。

25日付で契約の締結が必要であるのであれば、その旨起案文書に明記し、決裁についても適切に処理する必要があるものとする。

美祢警察署秋芳北（仮称）警察官駐在所新築工事

2 3 警察本部 生活安全部 地域課

業務名	:	ヘリコプター映像通信システム地上設備更新工事	
相手先	:	(株)日立国際電気	
契約日	:	平成 22 年 9 月 17 日	
契約期間	:	平成 22 年 9 月 18 日から平成 23 年 3 月 31 日	
金額	:	予定価格	223,790,700 円
		契約金額	165,900,000 円
契約内容			
・ 契約方法 一般競争入札			
・ 契約方法の根拠 総合評価方式。			
・ 契約変更している場合の理由 変更なし。			

(1) 監査結果等

ア 積算単価（見積単価の決定方法）についての意見

予定価格の積算において、見積先（3社）の単価を比較して最も安価な単価を採用している。

さらに、予定価格積算に際しては、物件価格は見積先3社の最低金額を採用するとともに、労務費単価は県単価で算定している。

このように、警察本部においては、基本的には建築指導課作成の単価表（以下「県単価表」という。）を使用しているが、県単価表に掲載のない警察独自の仕様等のものについては、メーカーにその内容を示し、参考見積書を徴取して最も安価な価格を警察単価としている。

このことについて、県に規定がないのでその取扱を明確にする必要が

ある。

イ 事務処理上の問題についての意見

(ア) 簡易型の総合評価方式により入札が実施されているが、技術評価のための入札審査会において審査する際には、本来、公平性の観点から、事務担当者は各企業の提案書について企業名を伏せた資料で評価を実施する必要がある。

当該契約では、入札審査会において実際に使用した資料が保存されていなかった。

今後は、これらの資料を実施した証拠として保存（規定に定める期間）する必要がある。

(イ) 直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、低入札価格調査において山口県低入札価格実施要領及び低入札価格実施基準に基づき、数値的判断基準を一部不適用とするとされており、当該映像通信システム工事についてもこの取扱を適用している。

当該契約については、このことについて記載が行われていない。証拠資料等を添付するなどの処理を行う必要があるものとする。